

ロシア通関実務基礎マニュアル

2016年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

モスクワ事務所

目次

ユーラシア経済連合における輸出入に関する法令概要	1
貿易取引の準備・実施	3
税関領域への到着および出発に関する税関手続き	5
申告者の権利と義務	10
認定事業者（AEO）	12
通関事業者	14
通関分野で活動する事業者の台帳登録	15
通関手続き	16
貨物通関申告	18
貨物の仮リリース	24
貨物リリースの拒絶、通関申告書の撤回手続き	25
貨物の一時輸入手続き	27
再輸出・再輸入通関手続き	31
廃棄に伴う通関手続き	32
税関管理下での貨物配達（トランジット）	33
一時保税蔵置の際の通関手続き	34
一時保税蔵置場の所有者	36
長期保税倉庫の通関手続き	37
保税地域での加工を伴う通関手続き	40
関税の支払い	42
貨物の課税価格の決定	48
税関管理	52
リスク管理システム	53
輸入制限・禁止事項、関税・非関税措置	55
通関分野における行政違反	61

税関の不当な決定・行為、不作為に対するクレーム手続き	64
添付① 貨物税関申告書様式.....	66
添付② 通過税関申告書様式.....	68
添付③ 輸送手段税関申告書様式.....	70
添付④ 課税価格申告書様式.....	71
添付⑤ 補正貨物申告書様式.....	78

※注：

1. 「временное хранение」、「Склад временного хранения (CBX)」：前者を「一時保税蔵置」、後者を「一時保税蔵置場」と翻訳している。概念としては日本の関税法の「指定保税地域」に近く、蔵置可能期間が2カ月であり、2. との比較のため、便宜的に「一時保税蔵置（場）」と翻訳している。
2. 「Таможенный склад」：直訳だと「税関倉庫」であるが、概念としては日本の関税法の「保税蔵置場」に近く、最大3年間まで蔵置可能なため、便宜的に「長期保税倉庫」と翻訳している。
3. 「Свободный склад」：「自由倉庫」と翻訳しているが、保税状態で加工することが可能なエリアのこと。日本の関税法の「保税工場」やロシアの経済特区の制度に近い。

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）のモスクワ事務所を通じ委託調査を行い、貿易投資相談課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ユーラシア経済連合における輸出入に関する法令概要

関税同盟は2010年7月1日に活動を開始。ロシア、ベラルーシ、カザフスタンが加盟した。



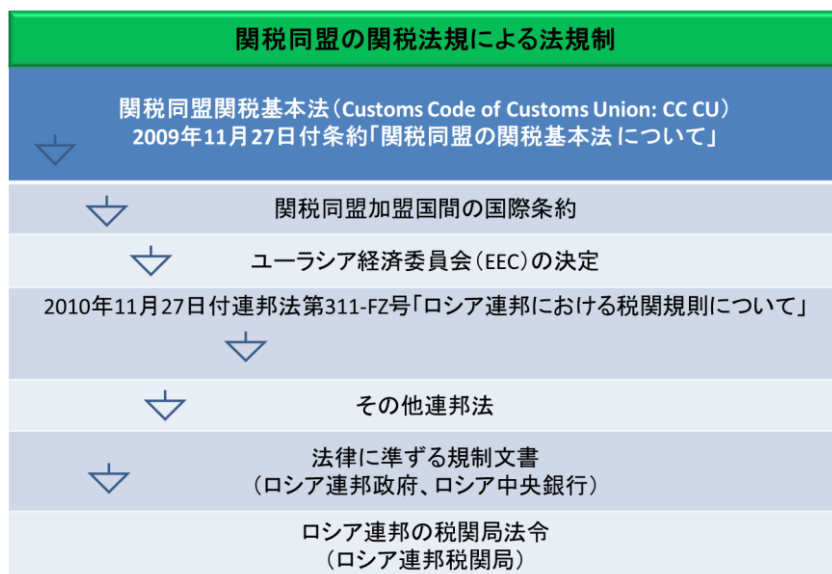
2015年1月1日から関税同盟はユーラシア経済同盟 (Eurasian Economic Union: EEU) の枠内で活動している。ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメニアが加盟した。

2015年8月12日にキルギスがEEUに加盟した。

関税同盟 (Customs Union: CU) は、単一関税地域を想定したEEU加盟国の貿易・経済統合の形態であり、域内では相互貿易における関税 (同等の効力を持つその他の税金) の免除、非関税規制措置、特別な保護・アンチダンピング・相殺措置、EEU統一関税率、第三国との貨物貿易への統一規制措置などが実施されている。

関税同盟下では、関税基本法、国際条約、ユーラシア経済委員会 (Eurasian Economic Committee: EEC) の決定、EEU加盟国の規制法令などを含む法律の6層システムが採用されている。

関税同盟は、EEU加盟国から付与された権限の範囲内で活動している。



ロシアの法規制：連邦法「ロシア連邦の税関規則について」、その他の連邦法、ロシア連邦政府令、ロシア連邦税関局の規則法令。

関税同盟の法的基盤を形成し、関税同盟関税基本法を基に採択された国際条約 (協定、議定書) は、EEU加盟国が自国の法律に則って批准することが不可欠である (ロシアでは国会下院で採択され、国会上院で承認された連邦法により批准が行われる)。

EECの決定は義務的性格を帯び、加盟国で直接適用されねばならず、法的効力を持つ。このように、EECの決定は批准の対象とはならず、直接的効力のステータスを持つ。

関税同盟加盟国の関税政策の基本原則

単一関税地域外

- 関税同盟はその機能の範囲内で、国際法の独立した主体である
- 全加盟国の賛成をもって、他の任意の国が関税同盟に加入できる
- 関税同盟には統一された対外的境界があり、それは関税同盟加盟国の国境である
- 関税同盟加盟国は各国の関税地域の集合体である統一された関税地域を創設した

単一関税地域内

- 関税同盟加盟国は相互間の関税障壁の創設を控える
- 関税同盟内で流通する貨物は、関税、その他同等の効力を有する税金等を免除される
- 関税同盟の関税国境を製品が通過する際に適用される規則(禁止、制限)は、関税同盟の全加盟国で統一されている
- 第三国から関税同盟の共通保税地域に製品が輸入される際の関税収入は、関税同盟加盟国で配分される

CUの主要目的は次のとおり:

- 加盟国の国民生活水準の向上を目指し、加盟国の経済が安定的に発展するような条件作り
- EEU内での製品、サービス、資本、労働力の統一市場を形成する努力
- 経済がグローバル化の中で、国家経済の総合的な近代化、協力、競争力の向上

EEU加盟国は関税同盟がその機能を果たすための快適な条件作りを行い、目的達成を危うくする措置を講じることを控える。

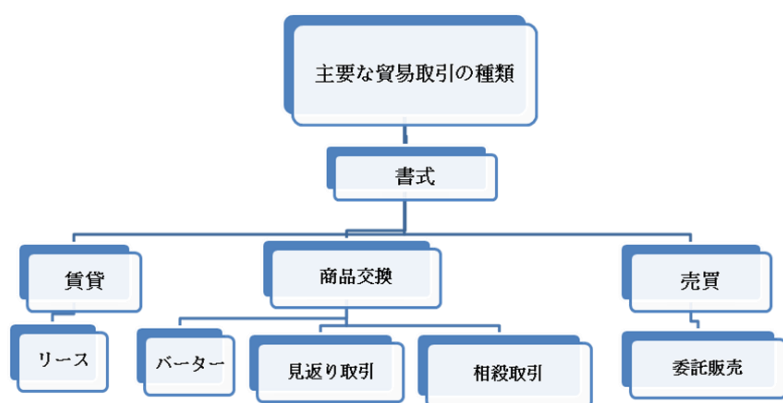
貿易取引の準備・実施

ロシア民法および先進国の貿易関連法は商取引の自由を保障しており、それは、個人または法人は誰でも自分の必要とするパートナーを選ぶことができ、欲する商品やサービスを（販売者の元にある場合）購入することができる。

売買のプロセスを合理化・標準化するために、共通の統一した取引条件が多くの国で採用されている。

貿易活動は幾つかの国際協定で規制されており、協定の多くは 1994 年の GATT と国連貿易開発会議（UNCTAD）の枠内で締結されたものである。

関税同盟の税関国境の貨物の 通過を伴う貿易取引の準備



国際貿易取引とは、異なる国にある2つまたはそれ以上の当事者間で、指定された数量と品質の商品の納入や、当事者間で合意した条件に従ったサービスや労働の提供に関して締結される契約である。つまり、対外経済取引（契約）の主たる特徴は、取引の当事者が異なる国の領土に所在しているという事実である。

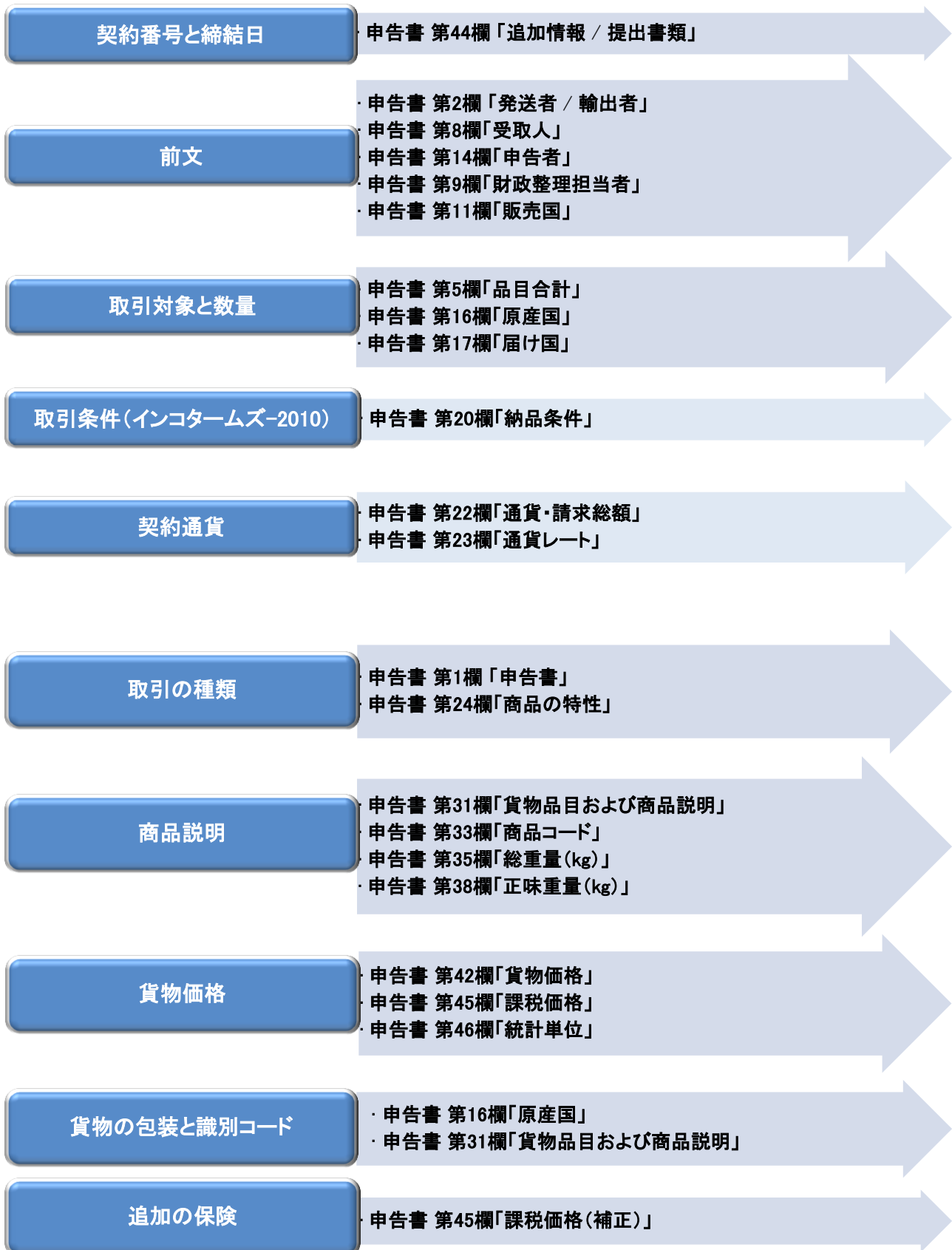
貿易契約締結にあたり、取引当事者（販売者と購入者）はこの分野での自国の法律の要件を遵守せねばならない。

契約書に記載された基本情報が、通関申告書記入の基本となる。

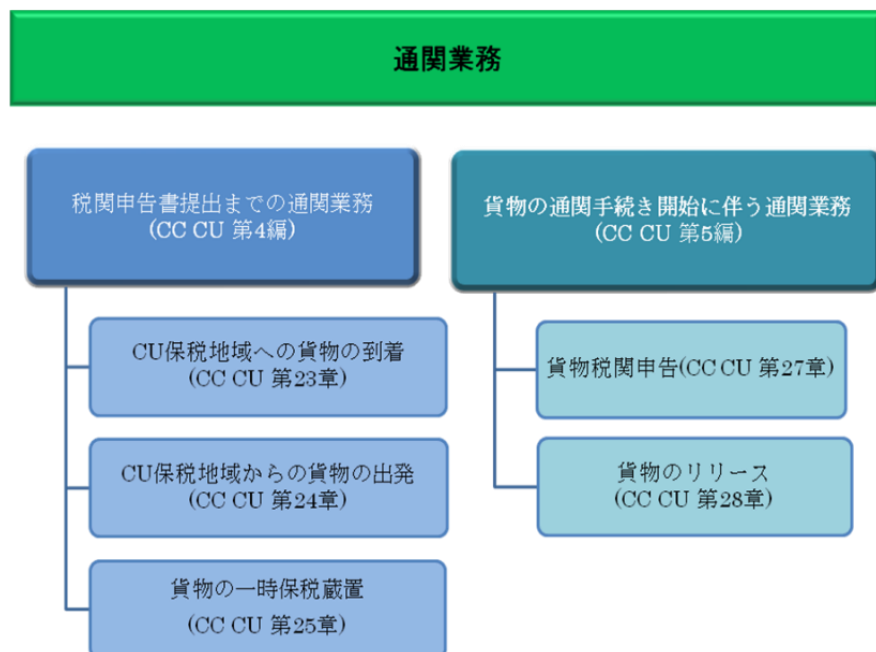
契約書の様式は販売者と購入者の合意で決まる。

通関手続きと外貨管理上の問題を減らすために、契約書には特定の情報を記載する必要がある。

貨物税関申告書欄の記入に使用する貿易取引契約書の情報



税関領域への到着および出発に関する税関手続き



保税地域への貨物の到着とは、運送事業者、税関および貨物輸入当事者の行為の手順を定める通関業務である。

保税地域からの貨物の出発とは、運送事業者、税関および貨物輸出当事者の行為の手順を定める通関業務である。

貨物の一時保税蔵置とは、外国貨物を申告された通関手続きに従い税関がリリースするまで、またはその他の行為が完了するまでの間、関税や税金を支払うことなく、税関の管理下で一時的な保管所に保管する通関業務である。

税関申告とは、貨物の関税国境通過を伴う移動を法的に手続きする通関業務である。同様に、既に関税国境を通過した貨物の通関手続きを変更する場合や（貨物の関税国境通過を伴う移動の事実がない場合も含め）、税関申告の対象となるその他貨物の法的手続きである。

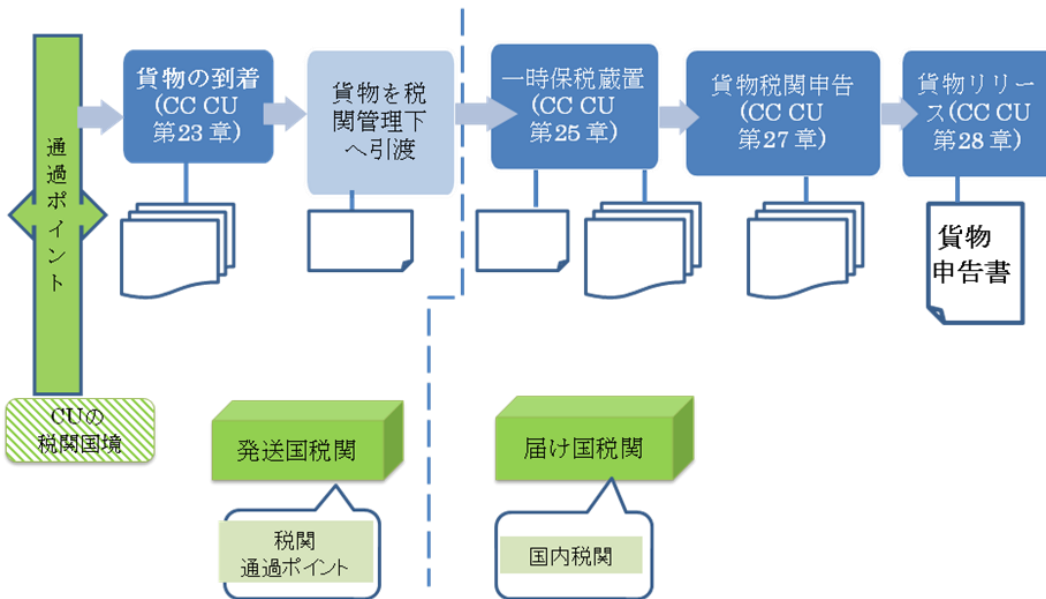
貨物リリースとは、税関が利害関係者により申告された通関手続きの条件に従い、または通関手続きの対象とならない特定のカテゴリーの貨物につき定められた条件に従い、貨物の使用を許可する行為をさす通関業務である。

貨物が保税地域に輸入される際、輸入貨物の税関管理は国際運送輸送手段が関税同盟の税関国境を通過した時点から始まる。

保税地域への貨物の到着は、到着地で現地の税関の営業時間内に行われる。輸入貨物は税関国境を通過した後、運送事業者によって到着地またはその他の場所へ配達され、税関に提示されねばならない。貨物の状態の変更、梱包の破損、鉛封・封印・その他識別手段の変更・除去・廃棄・損傷があってはならない。

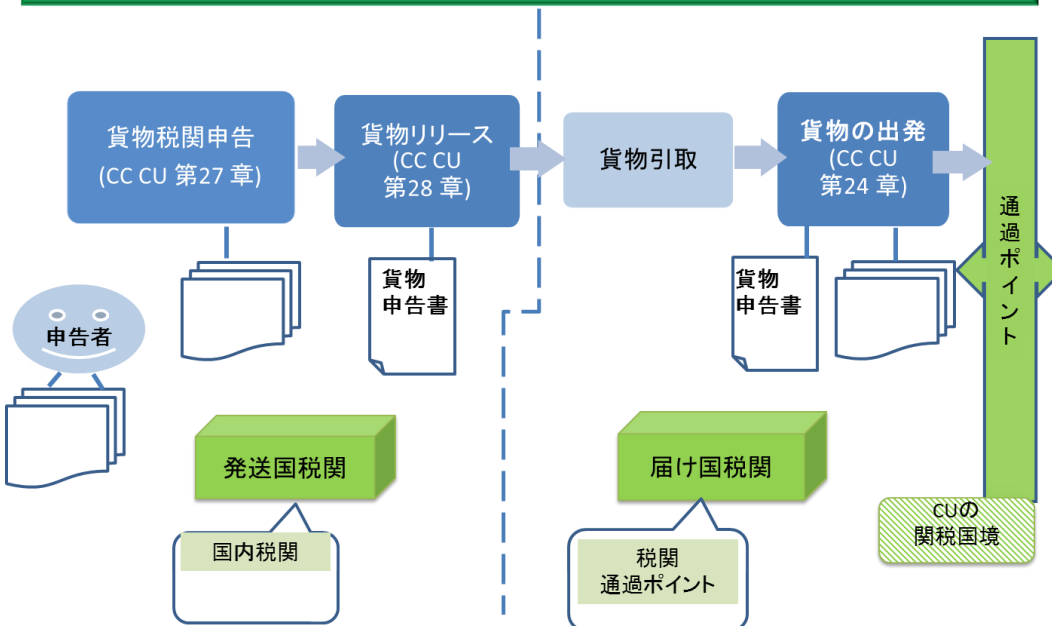
到着地では、貨物の一時保税蔵置、税関申告、および申告された通関手続きに従ったリリースに関わる通関業務が行われる。

関税同盟の保税地域への貨物輸入の場合の 通関業務



貨物の一時保税蔵置期間は2カ月である。貨物に対する権限を持つ者またはその代理人は、一時保税蔵置中の貨物を、一時保税蔵置場から持ち出すことも含め、使用することができない。税関の許可なく保税蔵置中の貨物を引き渡し紛失した場合、保税蔵置場の所有者が輸入関税と税金を支払う義務を負う。貨物税関申告は申告者または申告者の代理として申告者から委任を受けて活動する通関事業者が行う。税関申告は書面または電子版の様式で貨物税関申告書（Declaration of Goods: DG）を使用して行う。

関税同盟の保税地域からの貨物輸出の場合の 通関業務



貨物を税関に提示し（要求された場合）、書類と貨物情報の分析実施後、担当者は貨物リリースを完了する。貨物リリースは最大限短い期間で行われ、税関申告書登録の翌営業日のうちに完了しなくてはならない。

保税地域からの貨物の出発は、出発地で現地の税関の営業時間内に行われる。ロシアの保税地域からの貨物の輸出は、ロシア連邦の国境にある通貨ポイントが出発地であり、税関の営業時間内に行われる。

保税地域を出発する交通手段への貨物の積み込みは、税関申告書を受け付けられた後に行うことができる。貨物をリリースする税関は、出発地の税関への確認のため、輸出貨物の識別を行う義務がある。

1 通の貨物税関申告書で同じ通関手続きに掛けられる 1 ロットの貨物の情報が申告される。輸出手続きに掛けられ輸出関税が免除される貨物、および一時輸出手続きに掛けられた貨物のリリースを、税関は税関申告書登録後 4 時間以内に完了しなくてはならない。貨物は実際に特定の通関手続きを開始した時、または保税地域に到着した時（貨物が税関国境を通過した場所から移動していない場合）と同じ数量・状態で輸出されねばならない。EEU 域内の貨物は、それが特定の通関手続きを開始した時に申告された数量より少ない数量で輸出されることができ、貨物の数量が減少した理由の如何は問われない。

貨物の輸入にあたり、CU の税関国境を輸送手段が通過した時点から運送事業者に関税と税金の支払い義務が生じる。

**関税同盟の保税地域への貨物輸入の場合の
関税・税金支払いの発生・停止および期限**

通関業務	義務を負う者	義務の発生時	義務の停止時	関税支払い期限
到着	運送事業者	CU の関税国境を貨物が 通過した 時点	1. 貨物を到着地に 引渡した 時点 および a) 一時保税蔵置場に 入れた 時点 または b) 貨物の通関手続きを 開始した 時点 2. 貨物の 出発 の時点（貨物が税関国境を通過した場所から移動しなかった場合） 3. CC CU 第 80 条第 2 項 により	1. 違反発覚の日 ： - 貨物を到着地に 引渡さなかった - 到着地での貨物の 紛失 - 貨物を許可なく一時保税蔵置場から 持ち出した 、 または 通関手続きに 掛けた 。 または 2. 税関国境を通過した日

到着地で貨物の一時保税蔵置、税関申告、および申告された通関手続きに従ったリリースに関わる通関業務が完了する。

運送事業者が貨物の一時保税蔵置と一時保税蔵置場での貨物の積み降ろしを決めた場合、関税と税金を支払う義務は一時保税蔵置場の所有者に移行する。

貨物税関申告と税関による貨物リリースの後、貨物は所有者（申告者）に引き渡されねばならない。

その後、通関手続きで定められた場合、または貨物が条件付きでリリースされた場合、申告者に関税と税金の支払い義務が生じる。

運送事業者は書類と貨物情報を提示することで税関に到着を通知せねばならない。貨物の輸送（運送）手段ごとの提出書類のリストが CU 関税基本法第 159 条に規定されている。

様々な輸送（運送）手段による貨物運送の際の書類と情報のリストが定められている。

交通（運送）手段の如何によらず、税関への貨物到着通知の際には、非関税措置の場合を除き、禁止・制限の遵守の確証となる書類が提出される。

運送事業者は書類を電子版で提出することができる。運送事業者の代わりに、運送事業者から委任を受けた者なら誰でも到着地で税関に書類と情報を提出することができる。貨物の届け国である EEU 加盟国の公用語以外で作成された書類を提出する場合、運送事業者またはその他の当事者が書類に記載された情報の翻訳を準備する。

保税地域からの貨物の出発には、運送事業者が税関に CC CU 第 159 条に規定された書類と情報を、貨物の運送に使用する輸送（運送）手段の種類により提出する。

自動車による貨物運送の場合の 税関への提出書類・情報

書類:

- 輸送手段に関する書類
- 輸送（運送）書類
- 運送中の貨物に関する商業書類
- 禁止・制限遵守の確証となる書類

情報:

- 輸送手段の国家登録
- 運送事業者の名称と所在地
- 発送国と届け国の国名
- 発送者と受取人の名称と所在地
- 商品の売り手と買い手
- 貨物の個数、識別コード、包装の種類
- 商品の名称とHSコード(4桁以上)
- 総重量(kg)または貨物の容積(m³)
- 輸入禁止または制限の対象となる商品の有無
- 国際貨物運送状の発行地と発行日

船舶による貨物運送の場合の 税関への提出書類・情報

書類:

- 一般申告書
- 船荷申告書
- 船用品申告書
- 船舶乗務員個人所持品申告書
- 乗務員名簿
- 乗客名簿
- 輸送（運送）書類
- 運送中の貨物に関する商業書類
- 禁止・制限遵守の確証となる書類

情報:

- 船舶の登録と国籍
- 船舶の名称と説明、船長の姓
- 乗客、乗務員
- 出発港名と寄港地
- 貨物の名称、総数量、商品説明
- 貨物の個数、識別コード、包装の種類
- 船荷の積み降ろし港名
- 船荷証券、またはその他書類の番号
- 貨物の発送元の港名
- 船舶への貨物積載状況の説明
- 輸入禁止または制限の対象となる商品の有無
- 武器、弾薬を含む危険な商品の有無

航空機による貨物運送の場合の 税関への提出書類・情報

書類:

- 総合申告書
- 貨物目録
- 機内備蓄品の情報を記載した書類
- 輸送(運送)書類
- 運送中の貨物に関する商業書類
- 乗客名簿
- 禁止・制限遵守の確証となる書類

情報:

- 航空機の国籍マークおよび登録マークの表示
- 便名、飛行ルートを表示、飛行機の出発地・到着地
- 航空会社名
- 乗客と乗務員に関する情報
- 貨物名
- 貨物の個数を記載したAir waybill番号
- 貨物の積み込み・積み降ろし地の名称
- 機内に積み込まれた・積み降ろされる機内備蓄品の数量
- 輸入禁止または制限の対象となる商品の有無

鉄道による貨物運送の場合の 税関への提出書類・情報

書類:

- 輸送(運送)書類
- 鉄道車両引渡通知書
- 車内備蓄品に関する情報の記載された書類
- 運送中の貨物に関する商業書類
- 禁止・制限遵守の確証となる書類

情報:

- 貨物発送者の名称と所在地
- 貨物受取人の名称と所在地
- 発送地と仕向地の駅名
- 貨物の個数、識別コード、包装の種類
- 商品の名称とHSコード(4桁以上)
- 総重量(kg)
- コンテナ識別番号

運送事業者が書類と情報を提出した後、出発地の税関担当は税関管理業務と、貨物税関申告書に記載された貨物に関する情報と運送書類に記載された情報の検査を行う。検査の結果、出発地の税関担当者により、保税地域からの貨物出発許可の手続きを行うか否かの決定、あるいは別の決定が下される。

第159条の書類と情報のリストは、税関申告書で申告された情報を確認する際、貨物税関申告にも適用される。

申告者の権利と義務

申告者とは、貨物を申告する者、または貨物が申告される際に記載される者である。

次の者が申告者たりうる：

- EEU加盟国の者：
 - 貿易取引を締結した者、またはその者の名で（委任で）取引を締結した者
 - 貨物の所有、使用または処分権を持つ者— 貿易取引不在の場合ロシア連邦内で貨物の申告者になれるのは、貨物の所有、使用または処分権を持つ者であり、ロシアに恒常的居住登録を持つ法人および個人である。貿易取引が不在の場合は次の者である
- 外国人：
 - 個人使用のために貨物を通過させる個人
 - 関税特典を受ける者
 - EEU 国内に所定の手順で設立された駐在員事務所を持つ団体が、一時輸入（入国）、再輸出および駐在員事務所用に輸入される貨物のみ国内流通向けリリースの通関手続きを申請する場合
 - 当事者の一方が EEU 加盟国の者である取引の枠外で貨物の処分権を持つ者

申告者の権利

貨物税関申告およびその他の貨物の通関手続き開始に必要な通関業務の際

税関管理下に置かれた貨物に対し、
点検、計測、貨物運送業務を実施する

税関の許可を得て、税関管理下に置かれた
貨物のサンプルや見本を取る

税関の担当者による貨物税関検査（点検、臨検）や、
貨物のサンプル・見本採取に立ち会う

自分が申告した貨物のサンプルや見本の調査につき、
税関が持つ結果を知る

書類や情報を電子版で提出する

税関やその担当者の決定、行為（無為）に対し不服を申し立てる

自分が申告した貨物の情報確認のため、専門家を起用する

申告者の義務

貨物税関申告およびその他の貨物の通関手続き開始に必要な通関業務の際

貨物の税関申告を行う

特に別の規定がない場合、税関申告書記入の
基礎となった書類を税関に提出する

規定された場合、または税関の要求により、
申告した貨物を税関に提示する

関税を支払う、および(または)支払を担保する

通関手続きごとの貨物仕様の要件と条件を遵守する

申告者の責任

関税同盟加盟国の法律により

規定された義務の不履行に対して

税関申告書に記載された
信憑性のない情報に対して

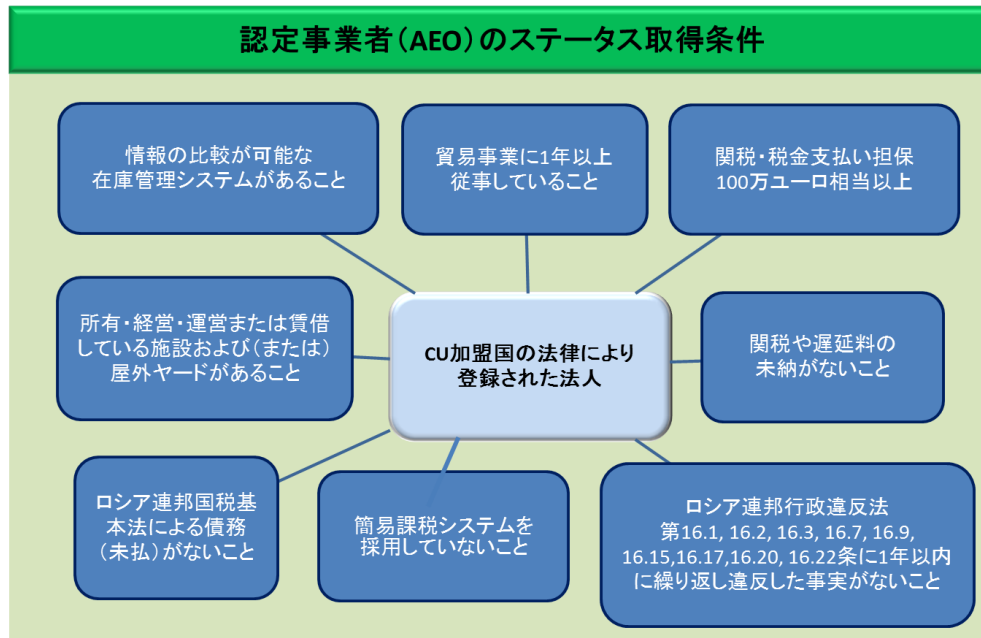
税関によるリスク管理シ
ステムを用いた貨物リリース
の決定採択の際も含め

ロシア連邦行政
違反法の条項

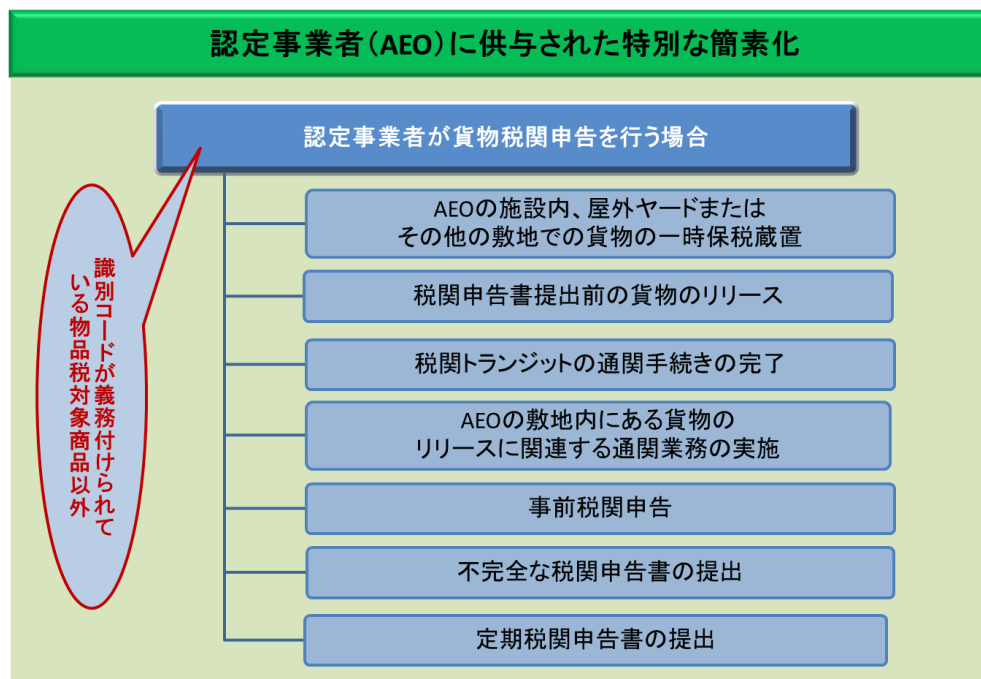
認定事業者 (AEO)

認定事業者 (Authorized Economic Operator: AEO) とは、ロシア連邦の法律に従って登録され、ロシアへの貨物の輸入を行う法人である。

ロシア国内では AEO は CU 関税基本法第 41 条に規定された特別な簡素化を享受できる法人である。



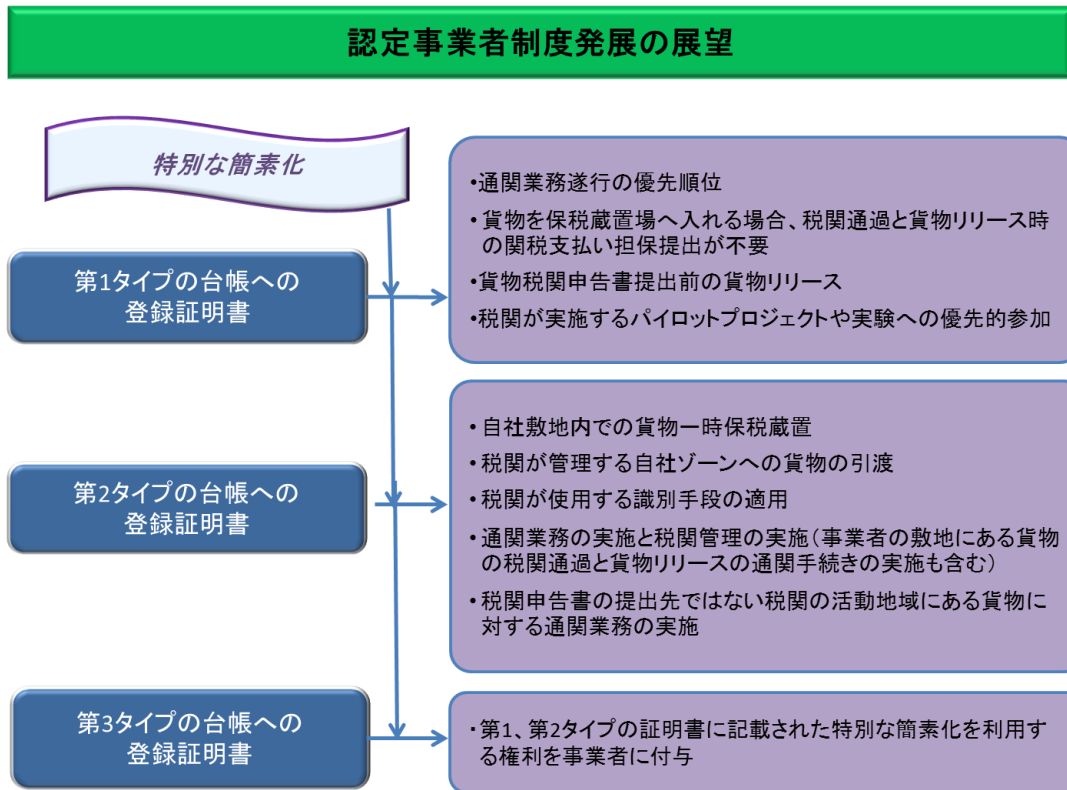
AEO のステータスは、税関が法人に認定事業者台帳登録証書を発行することにより付与され、ステータスを付与した税関が所属する国の国内で認定される。ロシア国内では AEO 台帳はロシア連邦税関局が管理している。AEO 台帳はロシア連邦税関局による法人の台帳登録、台帳記載情報変更、台帳登録証明書の効力停止・回復、法人の台帳からの抹消の決定に基づいて作成される。



特別な簡素化が適用されるのは、認定事業者（AEO）が特別な簡素化の適用対象となっている貨物の申告者となる権利がある場合（AEOからの委任を受けて活動する通関業者による貨物税関申告時も含む）に限られる。

事前貨物税関申告が適用される場合（不完全な定期税関申告書の提出も含む）、輸入通関業務を迅速化するため、税関は貨物の到着以前にこのような貨物の税関検査の実施を AEO に通知することができる。

AEO に供与された特別な簡素化が適用される場合、特定の貨物の申告個数の制限は適用されない。



ユーラシア経済連合（EEU）関税基本法案では「税関分野における活動」とは別に「認定事業者」という新しい規定が定められている。

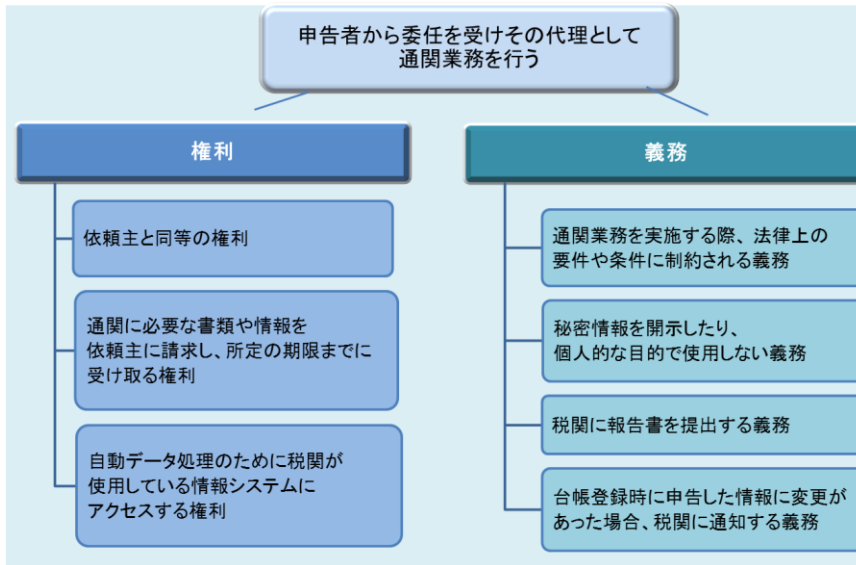
認定事業者は「税関分野における活動」の枠から外れたが、登録制度の対象となるのは継続。関税同盟新関税基本法によると、認定事業者とは特別な簡素化を利用する権利を有する法人である（第38条第1項）。新関税基本法第60章では認定事業者台帳への登録条件、台帳管理手続き、認定事業者の義務履行と特別な簡素化の付与手続きが記載される。関税同盟の新関税基本法に従い、認定事業者とは税関により、簡素化が付与される認定事業として認められた EEU 加盟国の法人である。

新関税基本法では EEU 加盟国の税関により認められた EEU 加盟国の法人のみであるという具体的な記載がある。現行の関税基本法では、認定事業者台帳への登録証明書を発行された税関が位置する関税同盟加盟国の居住者法人ではなくても認定事業者となることが可能である。

EEU 加盟国の法人が認定事業者の台帳への登録の際、台帳への登録に関する証明書が発行される。このような証明書は新追加条項では3種類となる。

通関事業者

通関事業者の活動の特性



通関事業者とは、申告者またはその他の者から委任を受けその代理として通関業務を行う仲介業者で、EEUの法律に従って通関業務を行う責任を負う、または権利を付与された者である。通関業者は輸入・輸出貨物の通関業務遂行における貿易従事者と税関の相互作用プロセスを円滑化し、迅速化を促進し、EEUの関税国境を通過する貨物の税関管理の質の向上に寄与している。

通関業者のステータスを持つ者は、同時に次の者でなくてはならない：

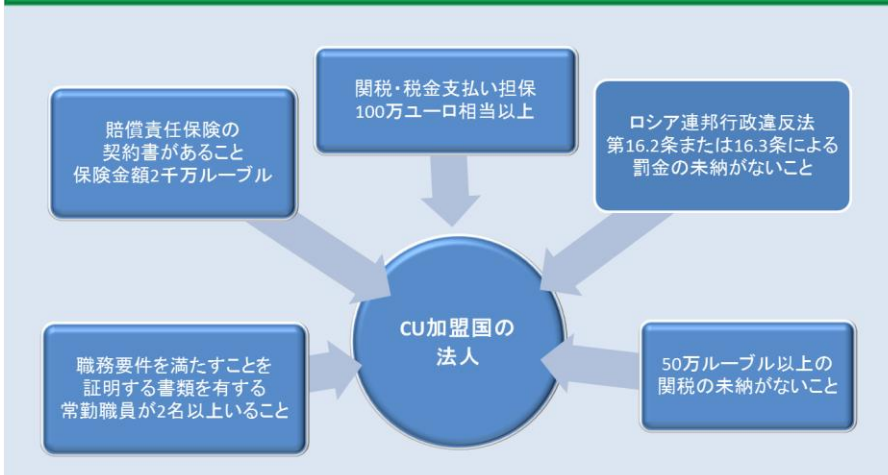
- 法人であること。これにより、国家登録や税務登録（および相応の証明書の受領）の義務を含む、ロシア連邦の民事法が定める全ての手続きを遵守する義務が生ずる
- ロシア籍があること。これにより、ロシア連邦内に所在しロシア連邦法に従い設立された法人とみなされる
- 通関業者台帳に登録され、台帳登録証明書を持つ者であること

法人は通関業者台帳に登録された後、通関業者と認められる。

通関業者は次のものに対し、自己の通関業務の分野を限定することができる：

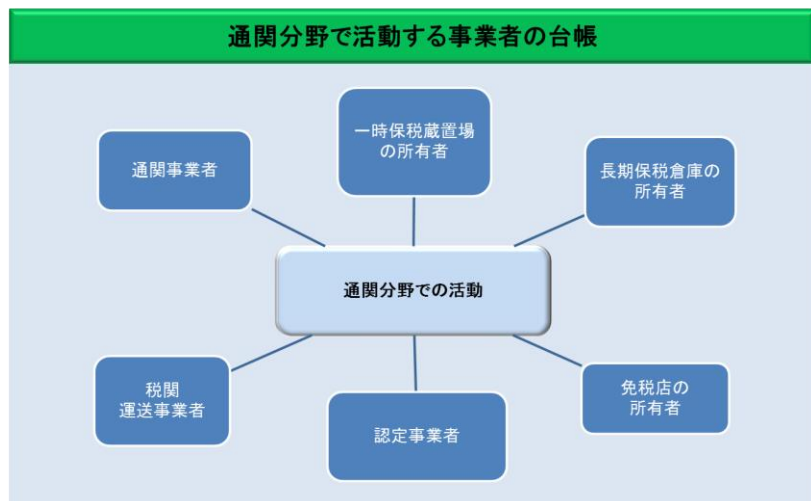
- 特定の EEU の対外経済活動製品命名コードに該当する種類の貨物
- 特定の交通手段で輸入・輸出される貨物
- 特定の通関業務
- 活動地域（一つまたは複数の税関の活動地域で）

通関事業者台帳への登録条件



通関分野で活動する事業者の台帳登録

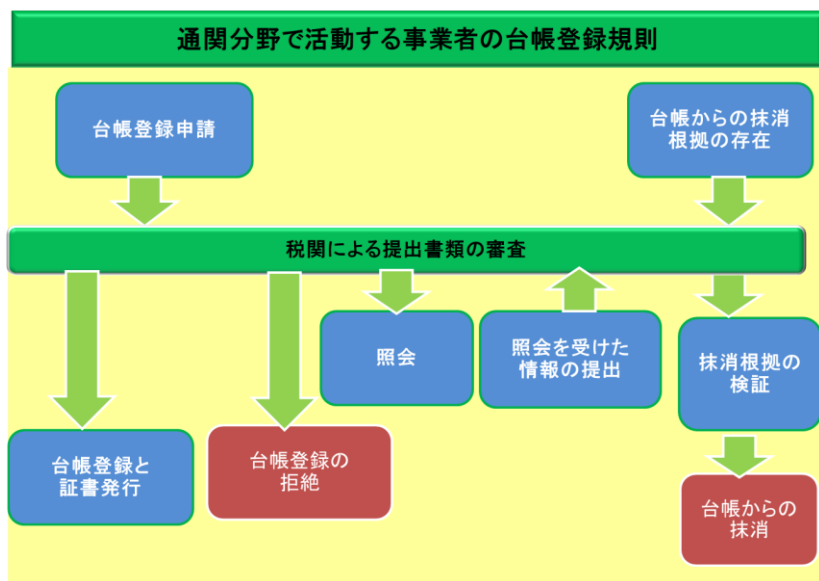
税関と通関分野で活動する事業者の相互関係は、事業者を相応の台帳に登録することを基礎としている。台帳への登録に必要なとされる一般的要件は次のとおり：



- ・資金と人的資源があること
- ・依頼人の資産に損害を与えたことにより生じうる賠償責任のリスクに対する保険（税関の運送事業者には要求されない）
- ・関税支払いの担保

税関は通関事業者の登録を行い、こうした事業者を CU 加盟国の法律で定める手順と様式に従い公表している。

ユーラシア経済委員会（Eurasian Economic Committee: EEC）は税関分野で活動する事業者の共通台帳の様式、通関事業者、保税運送事業者、一時保税蔵置場および長期保税倉庫所有者の台帳の作成、管理手順を承認した。申請から台帳登録までの期間は全体で申請受理後 40 日を超えてはならない。



法人の相応の台帳への登録は、税関の決定により書面で手続きされ、台帳登録証明書の発行により認証される。証明書を他者に譲渡することは認められず、有効期限は無期限である。

税関は相応の台帳への登録拒絶の決定を申請書受理後 30 日以内に下す。法人は CU 関税基本法第 14、20、25、30 および 35 条の規定により台帳から抹消されることがあり得る。台帳からの抹消の決定は、法人の台帳登録を決定した税関により書面で手続きされ、決定の対象となった法人に決定の翌日中に正当な根拠を示した書面で通知される。

通関手続き

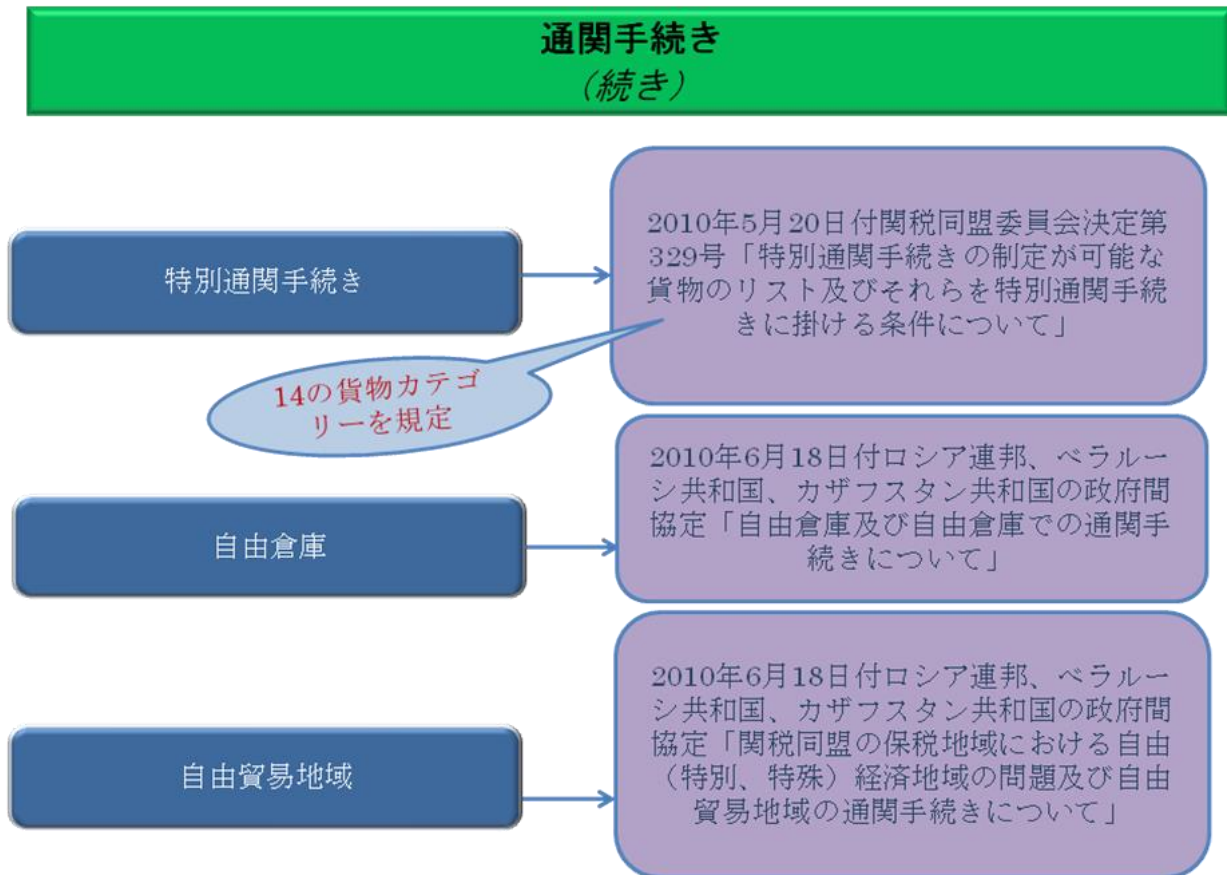
通関手続きとは、EEU内外での貨物の使用または処分の要件と条件を通関のために規定する一連の規則である。

通関手続き		
	関税同盟関税基本法	ロシア連邦法 「ロシア連邦の税関規則」
国内消費向けリリース	第30章	第27章
輸出	第31章	第28章
税関トランジット	第32章	第29章
長期保税倉庫	第33章	第30章
保税地域での加工	第34章	第31章
保税地域外での加工	第35章	第32章
国内消費向け加工	第36章	第33章
一時輸入(入国)	第37章	第34章
一時輸出	第38章	第35章
再輸入	第39章	第36章
再輸出	第40章	第37章
免税貿易	第41章	第38章
廃棄	第42章	第39章
国益による拒絶	第43章	第40章

自由貿易地域と自由貿易倉庫での通関手続きは EEU 法となっている国際条約に従って制定される。
特別通関手続きとは、EEC が制定したリストによる特定なカテゴリーの貨物が 関税を完全に免除されて
 ロシア連邦へ輸入またはロシア連邦から輸出される際に適用される通関手続きである。

EEU の保税地域に貨物を輸入するまたは保税地域から貨物を輸出する者は、貨物を通関手続きの 1 つに
 ついてその条件を遵守する義務を負う。つまり、同様の貨物に対し同時に 2 つ以上の通関手続きを選択
 することはできない。

適用手順遂行の条件や通関手続きの一連の要件は、個々の手続きごとに異なる。



選択した通関手続きは次のことに影響する：

- 特定のカテゴリーの貨物の移動可能性
- 税関管理や特定の通関業務の遂行
- 貨物にかかる関税の額
- 貨物に対して行われる行為の範囲

通関手続きにより次のことが規定される：

- 貨物の用途や国境通過の目的に応じ、貨物が EEU の関税国境を通過する手順
- EEU の保税地域内外での貨物の存在条件や、許容される使用方法
- 通関手続き利用者の権利、義務
- 選択された通関手続き中の貨物に対する特定の要件
- 貨物に EEU の関税国境を通過させる者のステータス

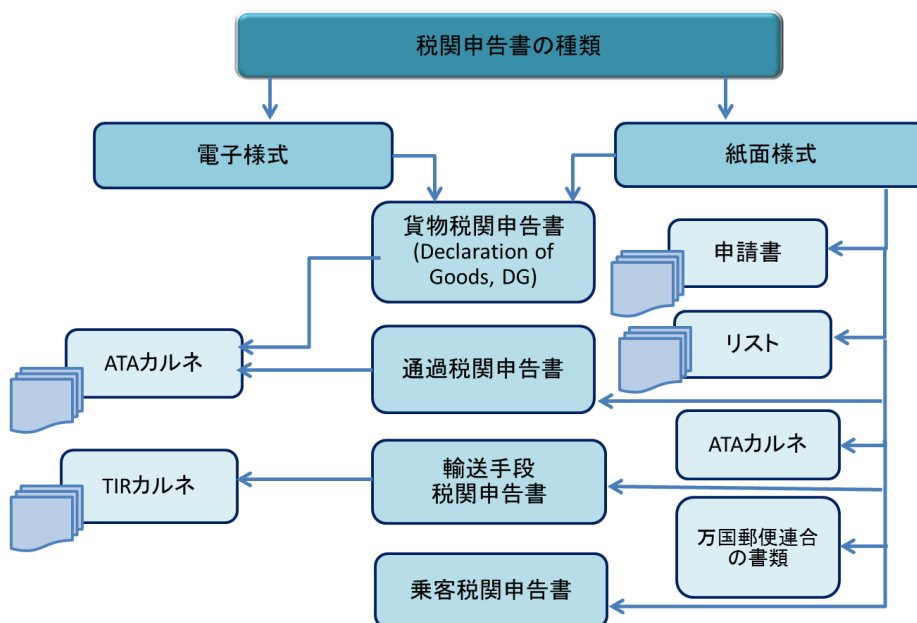
貨物通関申告

貨物税関申告は申告者または申告者の委任を受けてその代わりに活動する通関業者により行われる。

税関申告書は所定の様式で作成され、貨物、選択された通関手続き、その他の貨物リリースに必要な情報が記載された書類である。

税関申告は、税関申告書を用いて書面または電子版で行われる。税関申告書の様式と記入手順は EEC の決定により定められ、EEU 全土で統一されている。

貨物と輸送手段の税関申告



電子版税関申告書は、電子版で提出された税関申告書、すなわち、所定の記入規則に従って記入され、ロシア税関局が定めたフォーマットの電子版で税関に提出され、適格電子署名（qualified electric signature: QES）で署名された情報の総体としての電子書類である。

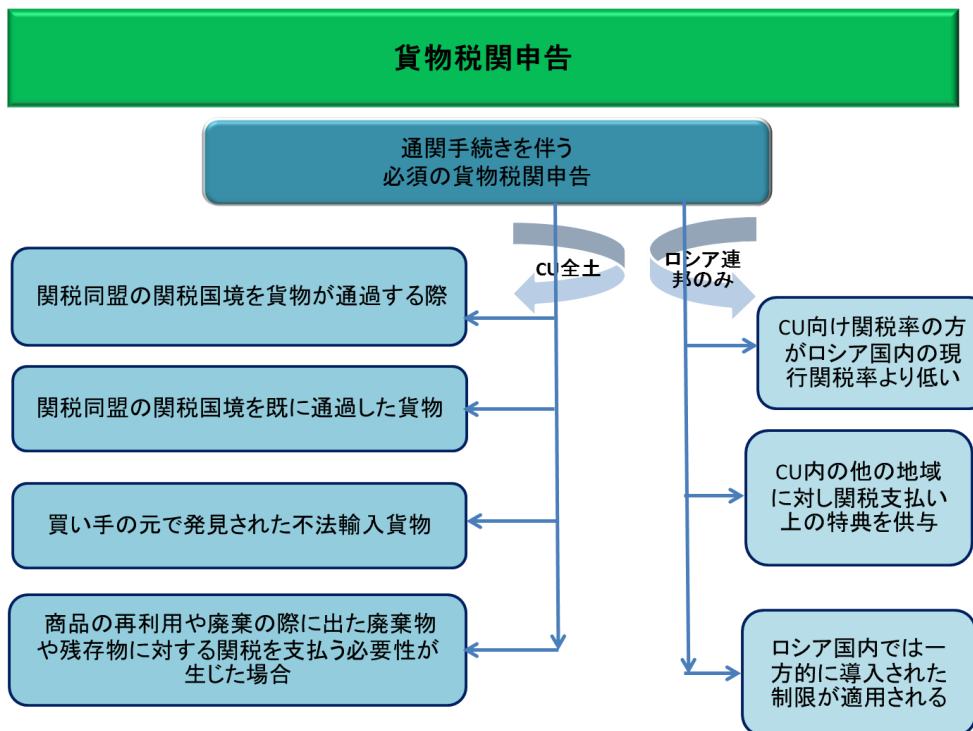
申告された通関手続きと貨物を通過させる者により、貨物税関申告の際、種類の異なる税関申告書が制定されている。

貨物税関申告書 (Declaration of Goods: DG) とは、関税国境を通過する貨物、および既に関税国境を通過済みの貨物で通関手続きが変更されたもの（貨物が関税国境を通過した事実がない場合も含め）、または税関申告を必要とするその他貨物の申告用である（添付①参照）。

通過税関申告書 とは、税関通過手続きに入る貨物の申告書である（添付②参照）。

個人が企業活動とは関係のない必需品を持ち込む場合は、乗客用税関申告書の用紙を用いて税関申告が行われ、この申告書は個人（満 16 歳以上）により貨物の関税国境通過の際に記入される。

運送業者から提出された標準的書類に通関に必要な情報の全てが記載されていない場合、交通手段税関申告書を提出することにより国際運送交通手段税関申告が行われる（添付③参照）。



さらに、税関申告書として通関手続きに従って貨物をリリースするのに必要な情報が記載された運送書類、商業書類、その他書類を用いることができる。

貨物税関申告書として運送書類、商業書類、その他書類を用いた貨物税関申告を行う際、申告者または通関業者から税関に書面の申請書または貨物リストが提出される。

ATA カルネとは一時輸入貨物に関する国際的な通関用書類で、通関手続き完了を目的とする場合、税関申告書と同等とみなされる。理由は、1961年のATA条約と1990年7月26日付の一時輸入に関する条約により、特定のカテゴリーの貨物は（ロシアからの再輸出時も含め）関税や税金を完全に免除され、さらに通関業務に対する税関料金も完全に免除され、簡素化された手順で税関申告とリリースが行われるためである。

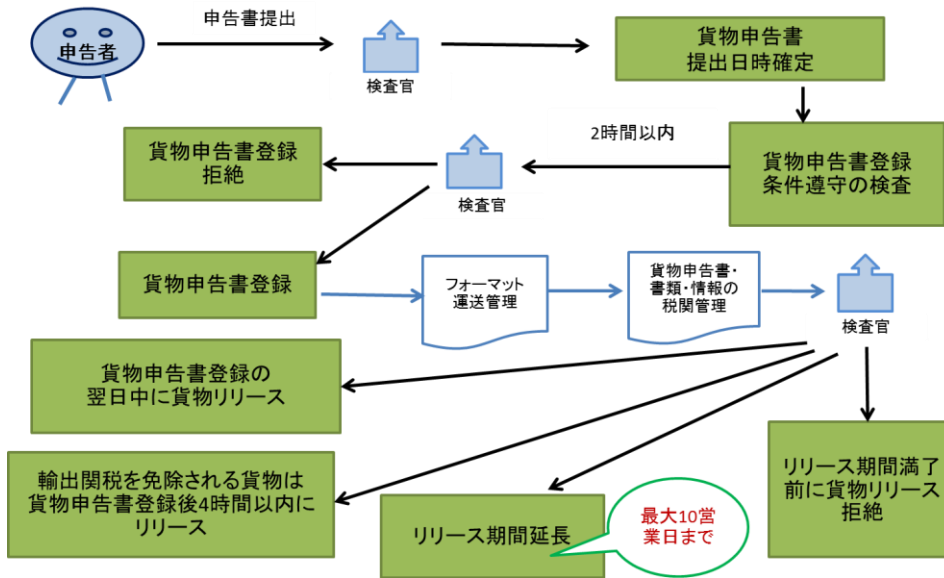
税関申告書を書面で提出する際、その電子版コピーを添付しなくてはならない。

貨物税関申告書（DG）を提出する際、税関申告書に記載された情報の確証となる書類が添付される。関税同盟の保税地域に輸入された貨物の税関申告書は、4カ月の貨物保税蔵置期間の満了までに提出される。

税関は貨物税関申告書を提出後2時間以内に登録を行う。貨物税関申告書の提出日時・電子版コピー・必要書類は税関によりジャーナルに記入される。

貨物税関申告書の登録を拒絶する根拠がある場合、担当者は所定の様式で、税関申告書登録拒絶の理由を明記した登録拒絶票を2部作成する。

税関申告と貨物リリースの手順



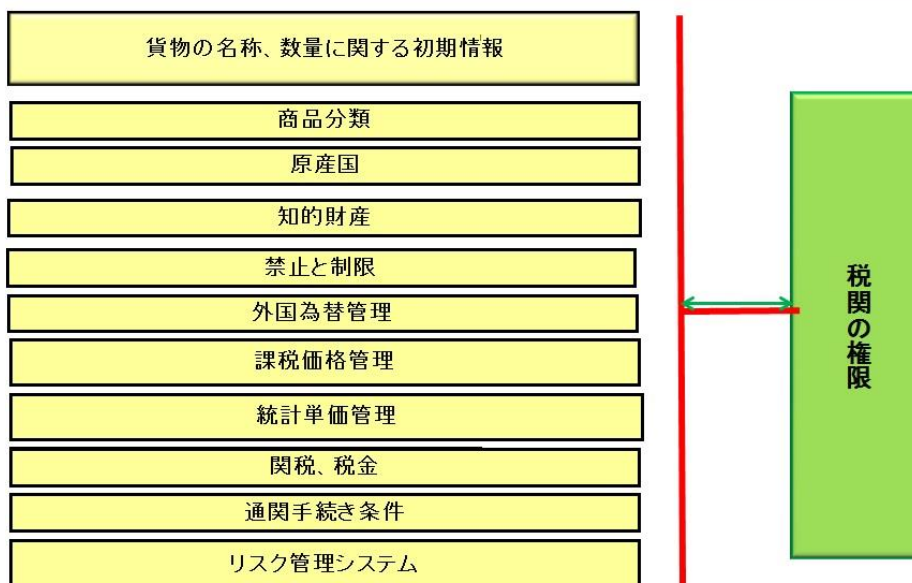
貨物税関申告書に変更を加えることがリリース前でも後でも可能であることが規定されている。

リリース前に税関申告書に記載された情報に変更や追加を加えることは、申告者からの正当な理由を示した書面の申請により、税関の許可を受けることで可能である。

貨物のリリースは税関の担当者が税関申告書に印をつける（リリース許可済のスタンプを押す）ことにより行われる。

貨物リリース条件が遵守されない場合、税関は貨物リリース期間満了後1日以内に書面で拒絶する。その書面には拒絶の原因となった理由が全て列挙され、原因除去のためのリコメンデーションが記述される。

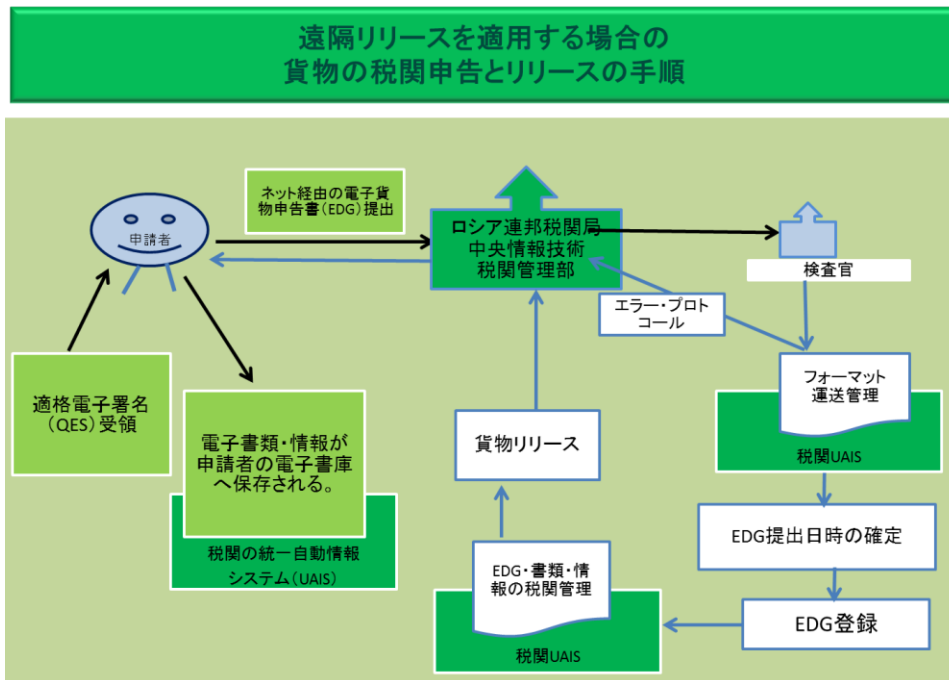
税関申告時の書類管理の段階



貨物のリリースは税関担当者が相応の印を税関申告書または税関の情報システム内の商業書類、交通（運送）書類、相応の情報につけることによって行われる。
 貨物を税関に提示し（要求される場合）、書類と情報の分析実施後、担当者が貨物リリースを完了する。

リリース期間には、税関管理を実施する時間も含まれる。
 担当者は通関業務を遂行する際、次の税関管理様式を適用することができる：

- a) 書類と情報の検査、すなわち、書類管理
- b) 貨物と交通手段の税関検査（点検と臨検）、税関観察、特殊識別コードによる貨物の識別コード検査、識別マークの有無の確認、すなわち、実際的検査
- c) 口頭試問
- d) 説明を受ける



電子版の税関申告書（Electric Declaration of Goods: EDG）は申告者（通関業者）により電子版の貨物税関申告書、書類、情報の登録を行う権限のある税関へ提出される。

税関管理に必要な電子版の書類は、申請者により税関の統一自動情報システム（Unified Automated Information System: UAIS）内にある自分の電子書庫に、税関への EDG 提出前に事前保存される。

申告者から税関に申請された電子版の書類に反映された情報は、通関目的に必要な情報であり、EDG 作成者の電子署名（Electric Signature: ES）で認証される。

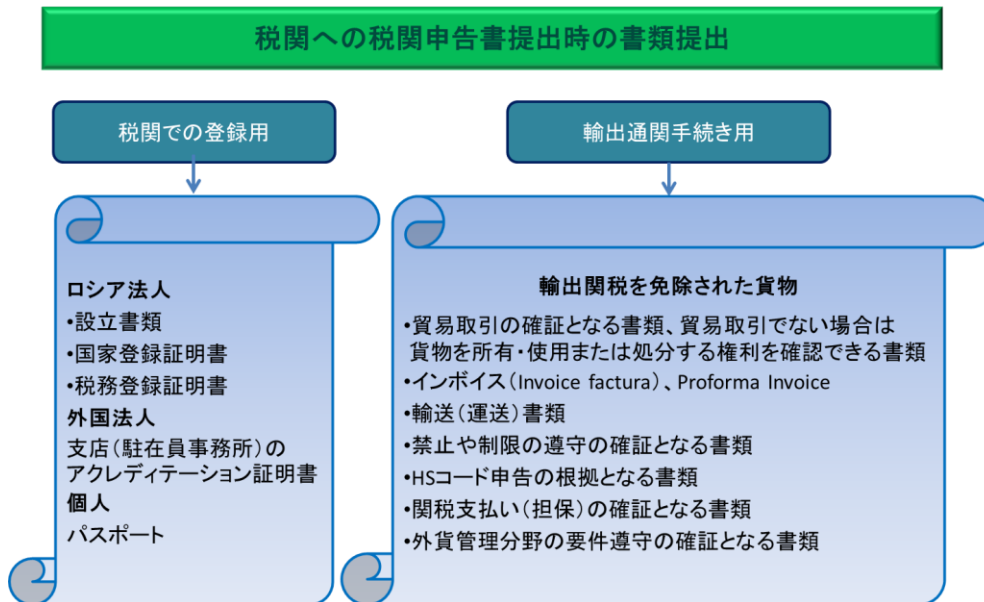
自動レジームで UAIS へ EDG を提出する際、EDG が構造とフォーマットに適合しているかのフォーマット管理（Format Control: FC）と、申請者の ES が真正であるかの検査が行われる。

FC で EDG にエラーが見つかった場合、税関の UAIS から申請者宛に自動で発見されたエラーのリストを記した通知が、申請者がそれらを修正して EDG を再提出できるよう発信される。
 FC を問題なく通過した EDG は、自動的に税関に送付される。

EDG が税関の UAIS に入ると、当該 EDG の受領日時が自動的に確定され、受領日時を記した通知が申告者宛に自動的に発送される。
 登録拒絶条件の有無を検査した後、EDG に登録番号が付けられる、あるいは登録が拒絶される。

EDGの検査は税関のUAISを用いて行われ、EDG受領後2営業時間以内に完了されねばならない。税関は検査の結果、貨物の通関手続き形態と、電子版書類を紙面で提出する必要性の有無を決定する。貨物のリリース（条件付きリリース）後、またはリリース拒絶後、税関のUAISを用いて、税関によるEDGに関する決定と相応の税関印の付いたEDGを含む通知が申請人宛に自動的に発送される。

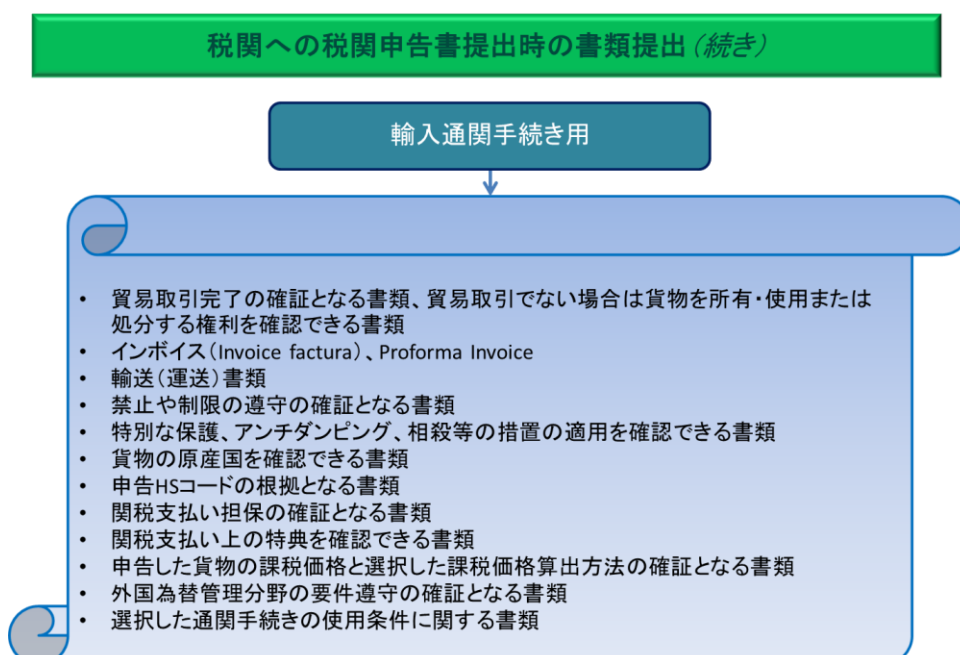
税関申告書は申告者または通関業者により、税関申告書を登録する権限のある税関へ提出される。



貨物税関申告書提出の際、税関申告書に記載された情報の確認となる書類が添付される。

税関申告書の種類、通関手続き、貨物のカテゴリー、申告者、申告書に記載された情報などにより、上記の書類以外に所定の追加書類が税関に提出されることがある。上に列挙した個々の書類は、国家機関（組織）の情報リソースへの照会や、省庁間システムの連携により入手可能な場合、申請者によって提出されないことがある。

輸出通関手続きに掛けられ、輸出関税を免除された貨物には、簡略化された書類リストが適用される。

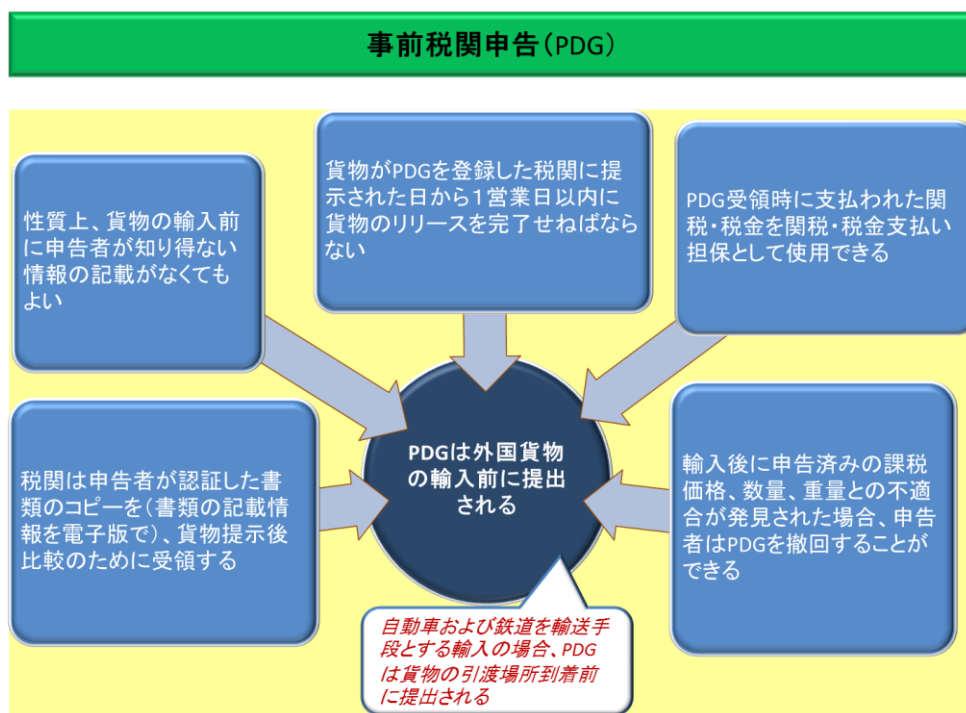


税関申告書記入の基礎になった何らかの書類が税関申告書提出時に提出できない場合、申告者からの正当な理由を示した申請により、税関は貨物のリリースまでにこのような書類を提出することを許可することができる。また、特定の条件を遵守する場合には、リリース後 45 日の間に提出することを許可できる。

貨物税関申告の際、書類の原本または写しが提出される。関税同盟加盟国の法律で定める場合、税関は提出書類の写しが原本と相応しているか検査することができる。

貨物税関申告の際、税関申告書作成に使用された書類が以前に税関に提出されていた場合、このような書類の写しを提出するか、このような書類が既に税関に提出済みであることを示す情報を提示すれば十分である。

貨物の事前税関申告書とは、貨物の保税地域到着以前、または自動車や鉄道で輸送される貨物が配達地に到着する前に税関申告書が提出されるような税関申告の簡素化形態である。

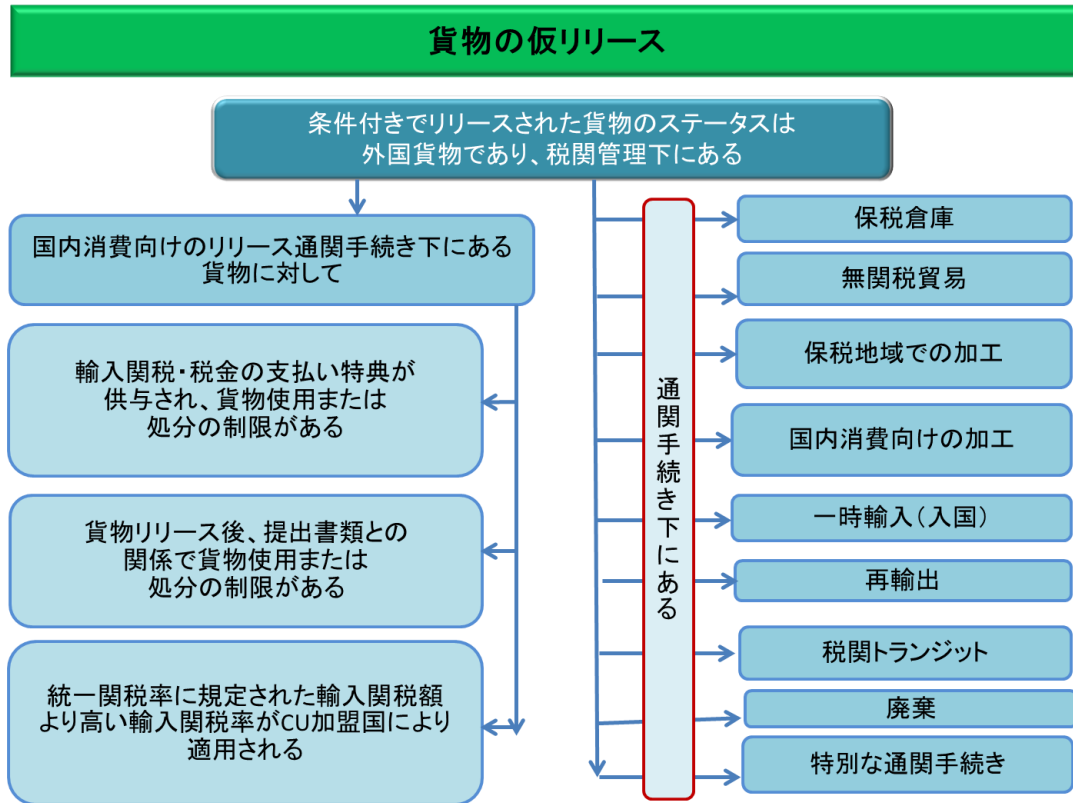


事前税関申告の際、その性質上、申告者が貨物の保税地域到着まで、または貨物を税関に提示するまで知り得ないような情報は記載がなくても構わない。このような情報は、貨物リリース決定までに税関申告書に記載されねばならない。

事前 DG で申告された情報には、所定の DG 記入手順により申告対象となっている情報に照らして、事前 DG で申告された貨物の情報に不十分または不正確な点が確認または発見された場合、貨物のリリースまでに、申告者（通関業者）の書面の申請により変更または追加を加えることができる。申請書には所定の様式の補正貨物税関申告書（CDG）が添付される。

貨物の仮リリース

CU 関税基本法第 28 章で貨物リリース手順が制定されており、その中には、条件付きリリースが行われる場合、条件付きでリリースされた貨物に対する通関のための貨物ステータスも規定されている。



条件付きでリリースされた貨物は、販売またはその他の譲渡方法で第三者に譲渡することを禁止されており、これら貨物の品質や安全性検査と関連して貨物輸入制限がある場合、その使用（操作、消費）はいかなる形でも禁止される。

条件付きでリリースされた貨物は外国貨物のステータスを持ち、税関管理下にある。

条件付きでリリースされた貨物は、次のことの後に EEU 貨物のステータスを獲得する：

- 輸入関税・税金に支払い義務の終了
- 書類提出
- EEU 統一関税率で規定された輸入関税率で算出された輸入関税額と、貨物リリース時に支払った輸入関税額の差額の支払い

貨物リリースの拒絶、通関申告書の撤回手続き

貨物リリース条件不遵守の場合、税関は貨物リリース期間満了日までに、拒絶の根拠となる全ての理由と除去のRecommendationを記載した書面をもってリリースを拒絶する。

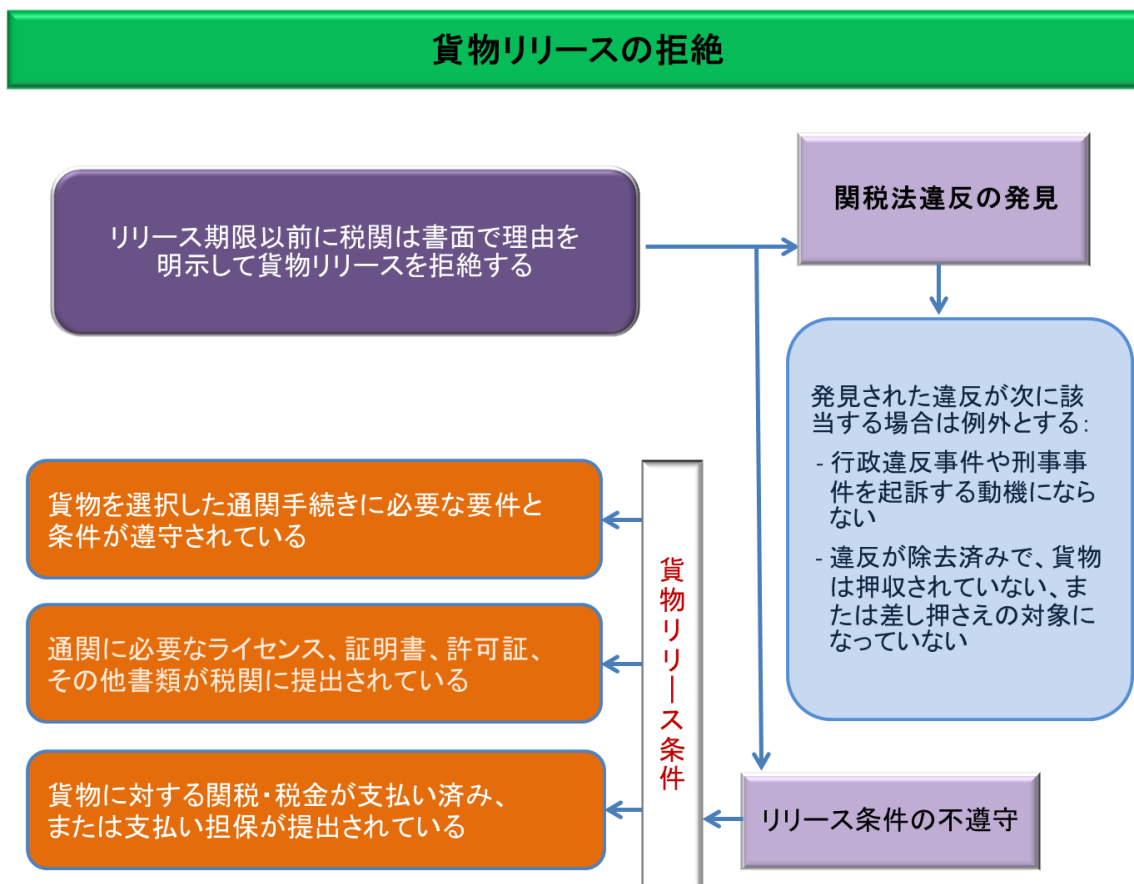
税関は、貨物の税関管理実施中に EEU 法違反が発見された場合、次の違反が発見された場合を除いて、貨物リリースを拒絶する：

- 行政違反事件または刑事事件を起訴する原因とはならず、違反が除去された
- 違反が除去され、申告対象の貨物は押収されていない、または差し押さえの対象ではない。

リリース拒絶の決定が DG で申告した貨物の全部を対象としている場合、税関担当者は税関申告書、申請書またはリストおよびその添付書類の各 1 部を返却し、支払い済みの関税額を返却する（通関手続きに対する税関手数料は例外）。

リリース拒絶の決定が DG、申請書またはリストで申告した貨物の一部を対象としている場合、申告者控えとなる DG、申請書またはリストの各 1 部を申告者に返却する。

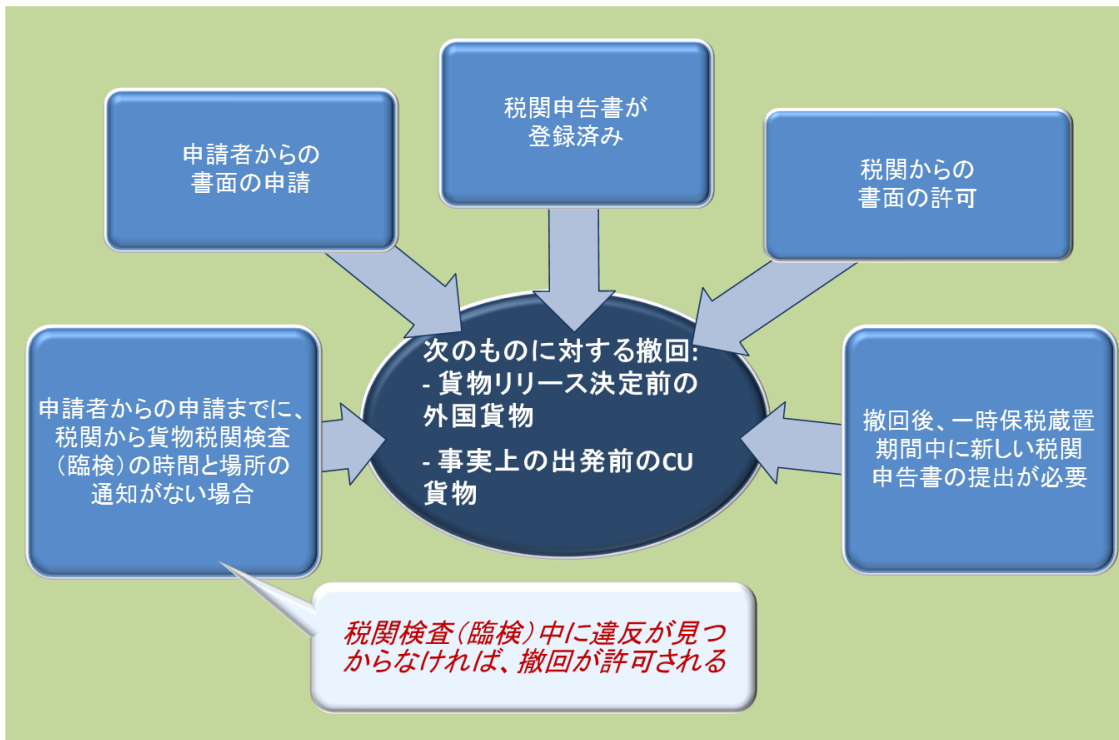
申告者からの書面の申請により、登録済みの外国貨物 DG を、税関による貨物リリース決定前に撤回することができる。撤回の際、保税蔵置期間内に新しい DG が提出されねばならない。期限までに税関申告書の提出がない場合、税関は貨物を拘束する。



申告者からの書面の申請により、EEU 貨物の税関申告書は、貨物が実際に保税地域を出発するまでに、それが貨物リリース決定後である場合も含め、撤回することができる。撤回申請書には、貨物の所在地が明記されなくてはならない。

DG の撤回は、申請書を税関が受理するまでに税関が申請者に DG で申告された貨物の税関管理（臨検）の実施時間と場所を通知しなかった場合、または税金規制分野で行政違反または刑事責任を問われるような EEU 法違反が確立されなかった場合、税関の許可書によって行われる。DG は、税関管理（臨検）中に行政違反または刑事責任を問われるような EEU 法違反が確立されなかった場合、税関管理（臨検）後に撤回される。

税関申告書の撤回手順



事前申告を行った場合、保税地域への貨物輸入後申告者が課税価格、数量または重量に関し以前申告したものと相違を発見した場合、申告者は税関申告書を撤回することができる。

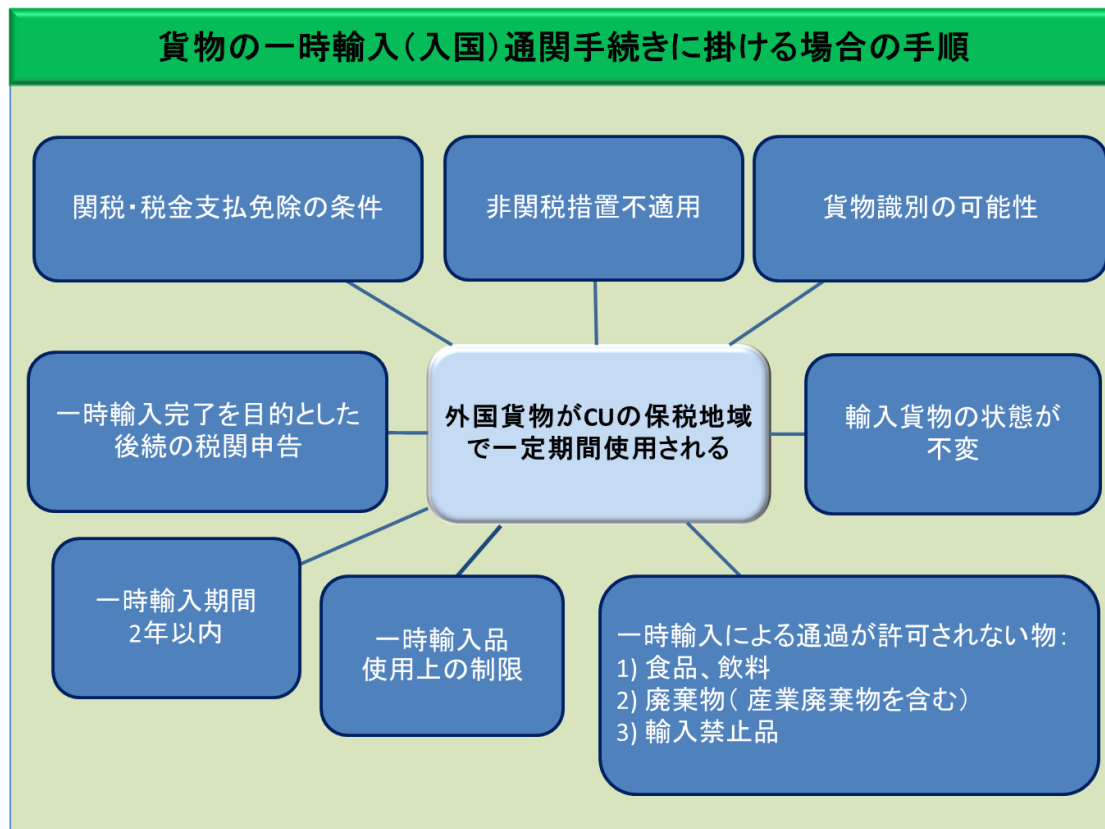
貨物の一時輸入手続き

一時輸入（入国）とは、外国貨物が一定期間 EEU の保税地域において条件付き免税を受け、関税や税金の全額または一部の支払いを免除され、非関税措置も適用されないような通関手続きであり、後に再輸出の通関手続きが行われる。

貨物の一時輸入（入国）の通関手続きの条件は、貨物の識別が可能なことと、一時輸入（入国）の通関手続きを実施するために後続する税関申告が行われることである。
一時輸入品の交換が行われる場合は、貨物の識別は不要である。

CU 関税基本法の要件と条件を遵守している場合、一時輸入（入国）通関手続きに掛けることができる。一時輸入（入国）通関手続き中の貨物の状態は、自然磨耗による変化や、運送（輸送）、保管および使用（オペレーション）による減衰を除き、不変でなければならない。

ロシア連邦に一時輸入される研究用又商用サンプルには簡素化された手順での税関申告が適用され、受取人である団体からの申請書を税関申告書として使用できる（申請書の電子版コピーの提出は不要）。



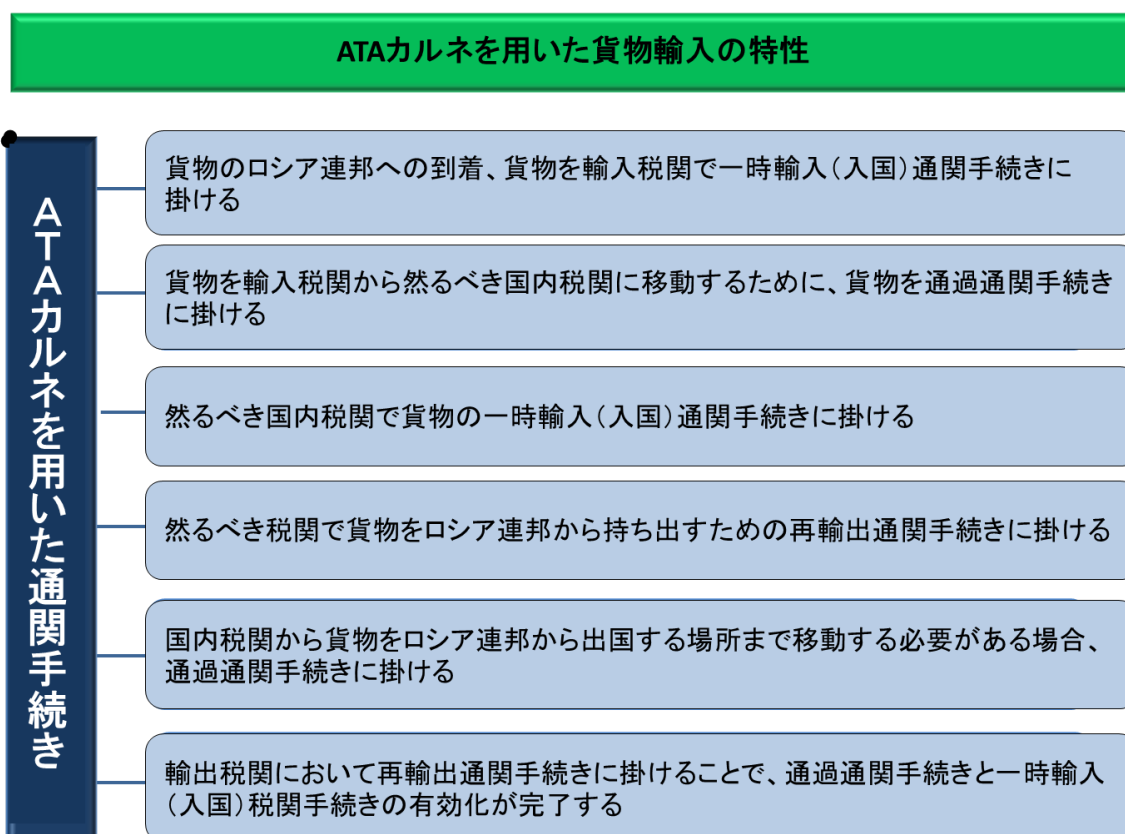
ロシア連邦政府は、一人の受取人が同時にまたは一定期間内に研究用また商用のサンプルとして一時輸入できる貨物の数量の上限および価格の上限を設定することができる。

研究用または商用のサンプルが乗客の個人手荷物や国際速達便でロシア連邦に一時輸入される場合、その価格が 30 万ルーブルを超えない場合、申請者の希望により受取人である団体からの申請書を税関申告書として使用する簡素化手順で税関申告を行うことができる。

研究用また商用サンプルの一時輸入（入国）におけるリリース期間は、申請書とともに全必要書類が提出されることを条件に（特定の書類がリリース後に提出される場合を除き）、申請書の受理から4時間である。この期間内に税関は必要に応じ申請書、貨物、貨物に関する書類の検査を行う。

特定の貨物カテゴリーでは一時輸入（入国）の通関手続きを開始する際、関税と税金が完全に免除され、簡素化手順で通関業務と税関管理が行われうる。

ATA カルネとは、貨物一時輸入に関する国際通関書類で、通関手続き遂行を目的として税関申告書と同等とみなされる。



ロシア連邦への貨物一時輸入の際の保証協会となり（世界商工会議所（World Chambers Federation: WCF）下のATAカルネ世界評議会（World ATA Carnet Council: WATAC）の保証システムメンバーである）、また一時輸出の際の発行協会となるのはロシア商工会議所（Chamber of Commerce: CCI）である。

ATAカルネを用いてロシアに一時輸入された貨物に違反があった場合、ロシア商工会議所が関税支払いを保証する。

ATAカルネ所持者とは、ATAカルネを税関に提示することで貨物の税関申告を行う申告者（その代理人）である。

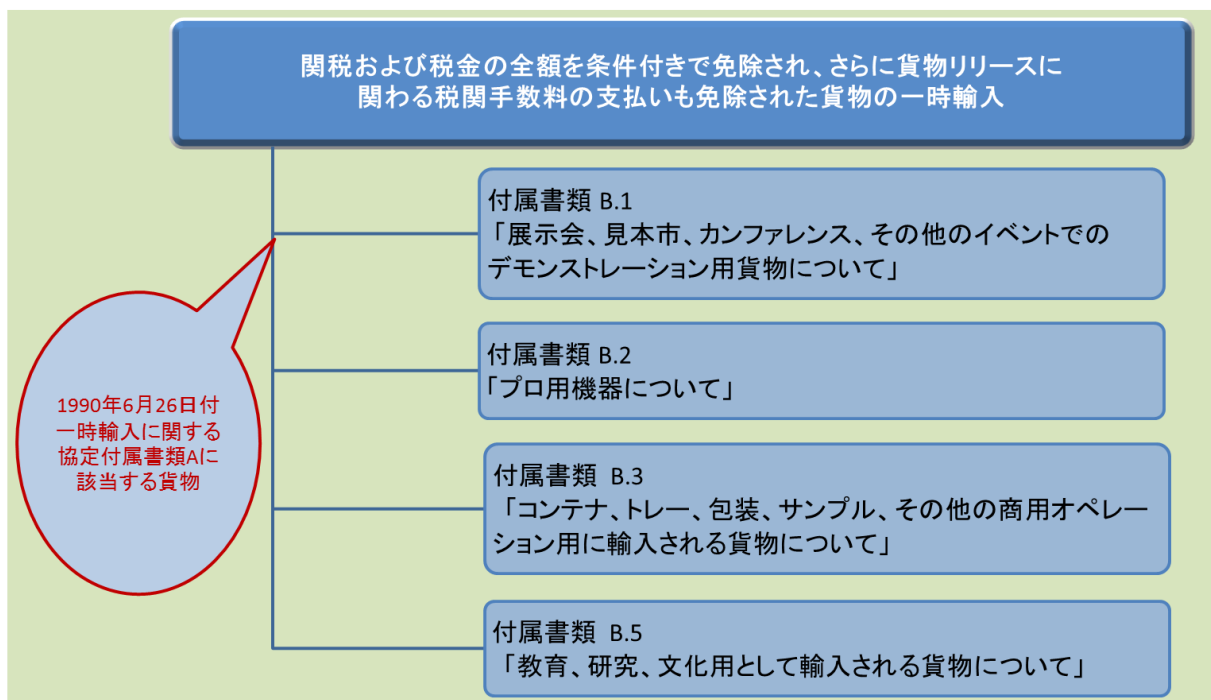
ATAカルネが税関に受理された後、所持者からの申請に対する決議という形での税関からの書面の同意がなければ、ATAカルネに変更や追加を加えることはできない。

ロシア連邦でのATAカルネ適用期限は、発行協会からATAカルネが発行された日から起算して1年以内である。

税関に提示される ATA カルネは、ロシア語、英語またはフランス語で記入されねばならない。ATA カルネを構成する全ページは一様に記入されねばならず、貼り付けや脚注という形での追記をしてはならない。全ページには表紙の表面と同じ情報が記載されていなければならない。その情報をカード作成後に変更することはできない。

ATA カルネを用いてロシアに一時輸入された貨物の税関申告は、輸入税関に対して所定の手続きで行われる。

ATAカルネを使用した場合の貨物輸入手順



ATA カルネを用いて一時輸入された貨物の通関業務に対する税関手数料は徴収されない。

ATA カルネ所持者（その代理人）は輸入税関に貨物を提示し、ATA カルネを提出する。

ATA カルネと一緒に、禁止や制限が適用される貨物を通関するために必要な書類や情報が税関に提出される。また、貨物一覧表とその追加ページのコピーも提出されることがある。このようなコピーが提出されない場合、税関がコピーを作成する。

ATA カルネ手続きの際、輸入税関で権限を持つ担当者が ATA カルネの相応する控え部分と切り取り票（バウチャー）に記入する。貨物が輸入税関の一時輸入（入国）通関手続き中の場合、当該税関が一時輸入（入国）通関手続きの条件遵守を管理する。貨物を税関申告の場所に移動し ATA カルネ«transit»（トランジット）という水色の紙を作成する必要がある場合、輸入税関は国内税関までの貨物の移動も管理する。

貨物の国内税関への配達が完了したら、ATA カルネ所持者（その代理人）は ATA カルネを提出し貨物を提示する。

ATA カルネを用いて輸入した貨物の再輸出義務は、貨物を EEU の保税地域から実際に持ち出した時点をもって履行されたとみなされる。税関の許可を得れば、別の方法で一時輸入（入国）通関手続きの効力を終了させることができる。

一時輸入（入国）通関手続きが別の、ロシアからの貨物再輸出を規定しない条件の通関手続きに変更された場合、税関が貨物の通関手続き変更により一時輸入（入国）通関手続きの効力が終了したことを税関申告書番号を明示して記録すれば、ロシア商工会議所はその義務を免除される。

ATA カルネを用いてロシア連邦に輸入された貨物は、ATA カルネの表紙の表面に記載され規定された目的のみで使用されなければならない。

輸入税関または国内税関が一時輸入（入国）通関手続きの条件遵守を、この目的で相応に作成されたATA カルネの切り取り票（バウチャー）、留め付けられた貨物一覧表および追加ページのコピーを用いて管理する。

貨物の再輸出にあたり、ATA カルネ所持者は貨物とATA カルネを通関に必要な書類とともに管轄の税関に提出する義務がある。

貨物の再輸出は一度または何回かに分けて行われる。

ATA カルネを用いて輸入された貨物を再輸出する際の税関申告は、ロシア連邦から実際に貨物が輸出される場所の輸出税関で行われる。

ATA カルネ使用の特性を考慮した一時輸入（入国）通関手続きの条件遵守に関するカルネ所持者の責任と関税支払いの担保は、ロシア連邦から貨物が実際に輸出されるまで効力を維持する。

再輸出・再輸入通関手続き

再輸入とは、既に保税地域から輸出された貨物が、保税地域へ一定期間後に再輸入される通関手続きで、税金の支払いを完全に免除され、非関税措置が適用されない。

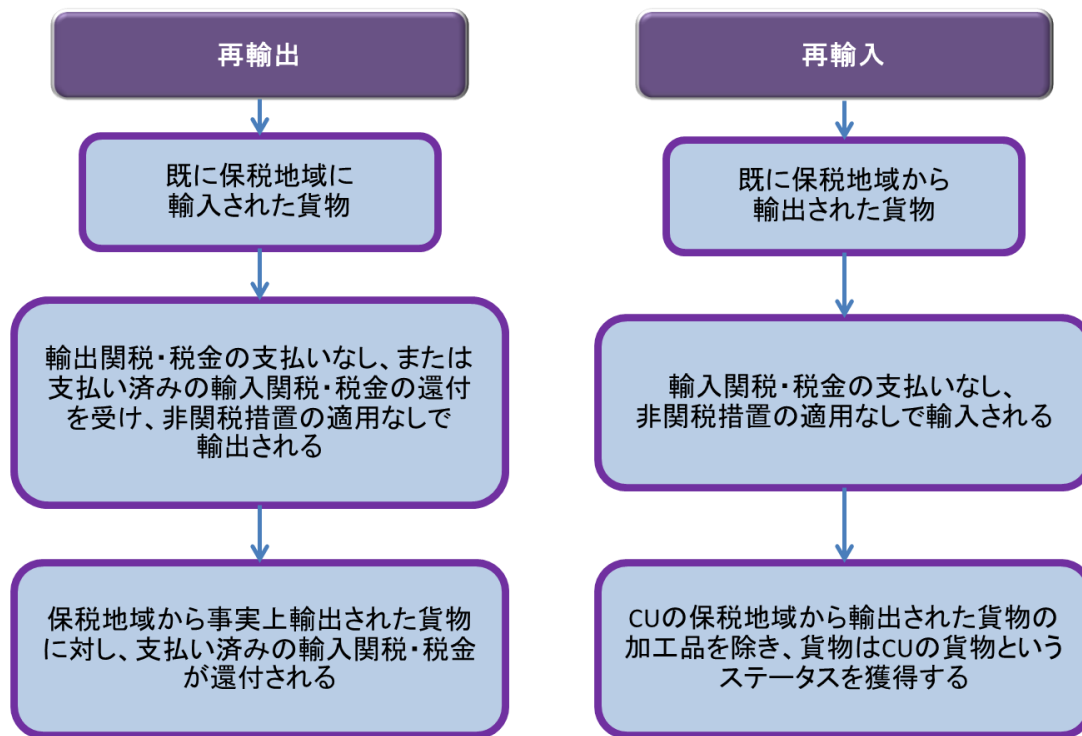
再輸入通関手続き中の貨物は、EEU 貨物のステータスを獲得する（例外：修理のために保税地域から輸出された貨物の加工品である貨物）。

ロシア国内では、特定のカテゴリの貨物に対し、再輸出期間の延長が認められている。

再輸入の通関手続きの申告者には、貨物が保税地域から輸出された際の通関手続きの一つの申告者となっていた者になることができる。貨物再輸入の通関手続きができるのは、貨物の保税地域からの輸出通関手続きの一つを行った EEU 加盟国においてである。

再輸出とは、既に保税地域へ輸入された貨物、または保税地域での加工の通関手続きに掛けられた貨物の加工品が輸出される通関手続きで、関税・税金の支払いなしまたは過去に支払い済みの輸入関税・税金の還付を受け、非関税措置が適用されない。

再輸出・再輸入通関手続き中の支払い計算



再輸出の通関手続きに掛けられるのは次の場合：

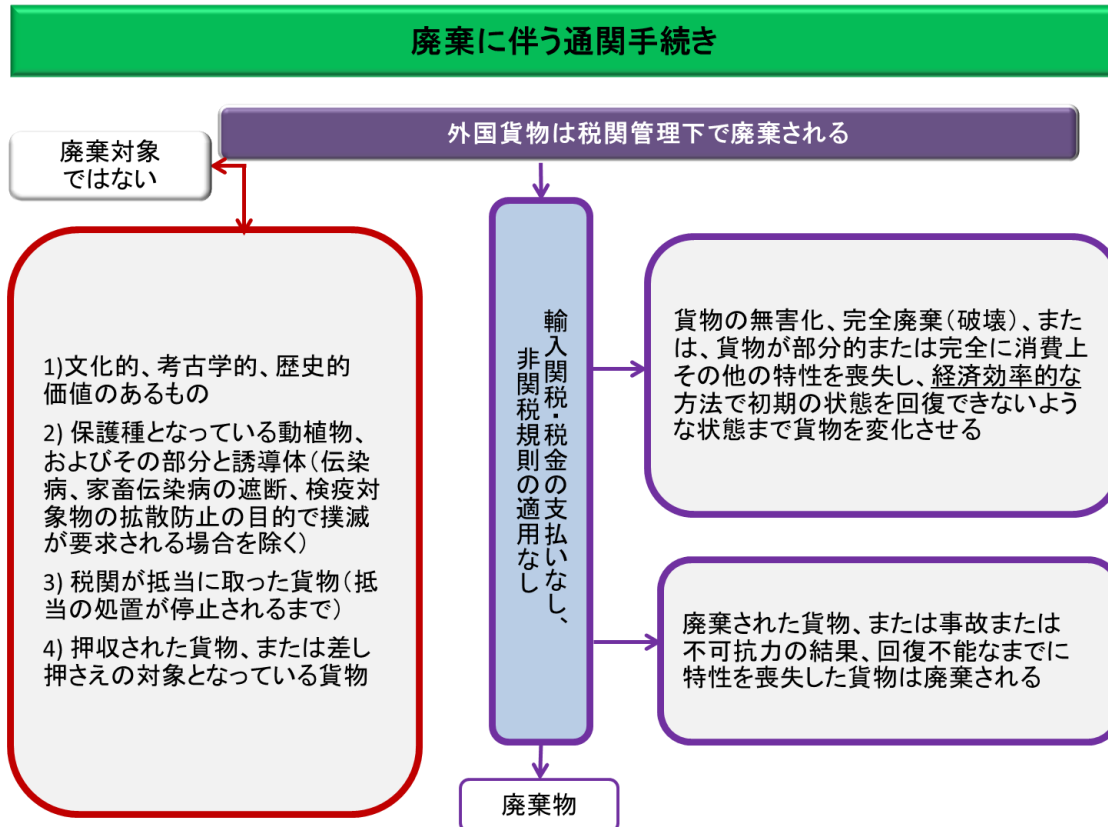
- 保税地域にある外国貨物で、非関税規制の違反を伴って輸入された貨物や、保税地域での加工の通関手続きに掛けられた加工品も含む
- 国内消費向けリリース通関手続きに掛けられた貨物で、これら貨物が貿易取引条件を満たしていないために返却された場合（条件を遵守していて、数量、品質、記述または包装の条件に合わない場合も含む）

廃棄に伴う通関手続き

廃棄とは、税関管理下の貨物が廃棄される通関手続きで、関税・税金の支払いを完全に免除され、非関税措置が適用されない。

次の場合には、貨物の廃棄は行われたい：

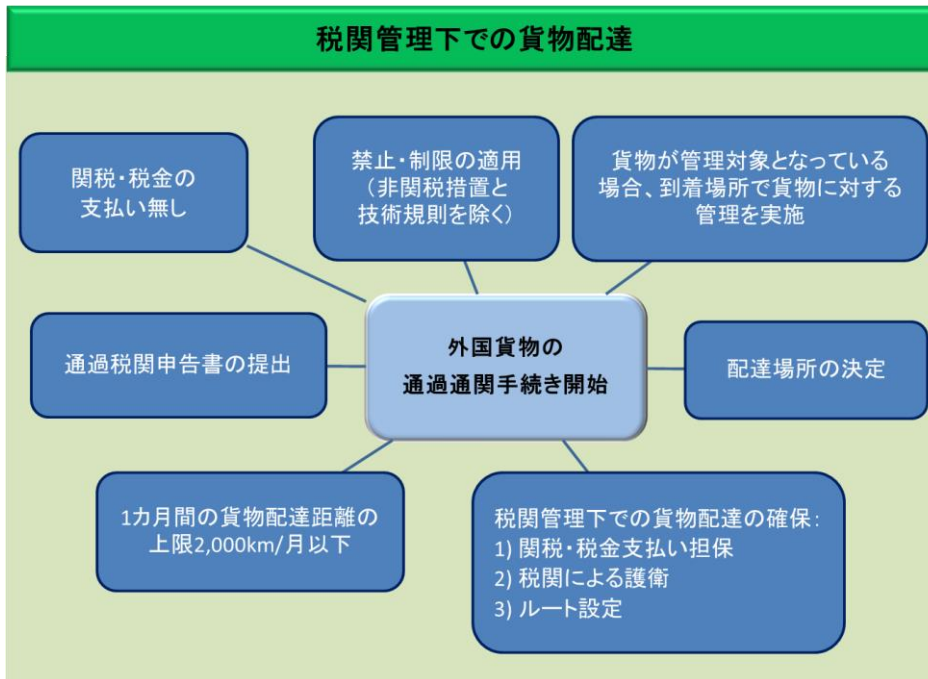
- 環境に有害、または人間の生命や健康に危険な場合
- 商品がその通常の使用で消費となるように製造される場合
- EEU 加盟国の国家機関の出費につながる場合



ロシア連邦で貨物を廃棄の通関手続きに掛けられるのは、税関の許可がある場合である。破棄された貨物、事故や不可抗力の結果または商用・研究用サンプルに対するオペレーションの結果、回復不能なまでに特性を喪失または破損している貨物を破棄の通関手続きに掛ける場合、申告者は廃棄した場所と日付、および廃棄の結果生成した廃棄物の名称、数量、価格（廃棄物を商用に再利用できる場合）を申告書で通知する。

廃棄の結果生成した廃棄物を今後再利用できる場合、廃棄物は相応の通関手続きに掛けられねばならず、輸入関税・税金徴収の目的で、このような状態で保税地域に輸入された外国貨物として審査される。

税関管理下での貨物配達（トランジット）



税関通過とは、関税管理下にある貨物が、EEU加盟国でない国の領土も含め、保税地域内で発送地の税関から仕向地の税関まで、非関税措置や技術規則を例外として、関税・税金の支払いなしで運送される通関手続きである。

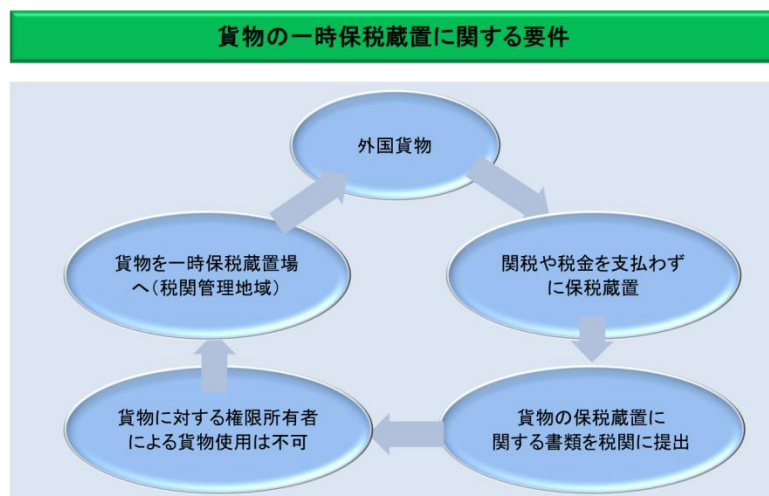
税関通過通関手続きは次の運送の場合に適用される：

- 外国貨物：
 - 到着地の税関から出発地の税関まで（発送者と受取人が両方とも保税地域の外にいる運送の場合）
 - 到着地の税関から国内税関まで
 - 国内税関から出発地の税関まで（例えば、再輸出通関手続き下にある貨物の場合）
 - 一つの国内税関からもう一つの国内税関まで（例えば、一つの一時保税蔵置場から別の一時保税蔵置場まで）
- EEU加盟国でない国の領土を通過するEEU貨物：
 - 到着地の税関から国内税関まで
 - 出発地の税関から到着地の税関まで
 - 貨物の税関通過通関手続きは、次の条件が遵守されている場合開始される
 - 保税地域への輸入または保税地域からの輸出が禁止されていない貨物
 - 制限付きで関税国境を貨物が通過する場合、貨物に対し制限が遵守されていることを確認する書類が提出済みであること
 - 輸入貨物が到着地での管理の対象となっている場合、輸入貨物に対し国境管理、その他の国家管理が実施済みであること
 - 通過税関申告書が提出済みであること
 - 貨物に対し税関通過通関手続き遵守の担保措置が講じられていること
 - 貨物の識別が確保されていること
 - 貨物が税関用の封印やシールを付されて運送される場合、輸送手段が然るべき装備を施されていること

税関通過通関手続きに掛けられる貨物の税関申告書を実施するのは、通過通関手続きの申告者である。

一時保税蔵置の際の通関手続き

貨物の一時保税蔵置は以下のとおりに行われる：



- ・ 一時保税蔵置場の施設または屋外ヤードで、施設の有効容積（屋外ヤードの場合は有効面積）に含まれる場所で
- ・ 倉庫所有者の商品の保管を目的とした閉鎖型の一時的保税蔵置場の施設または屋外ヤードで、有効容積（有効面積）を特定することなく
- ・ その他の一時保税蔵置場で、有効容積（有効面積）を特定することなく
貨物の一時保税蔵置場に移しての一時的保税蔵置は、ロシア民法の要件に従って行われる。

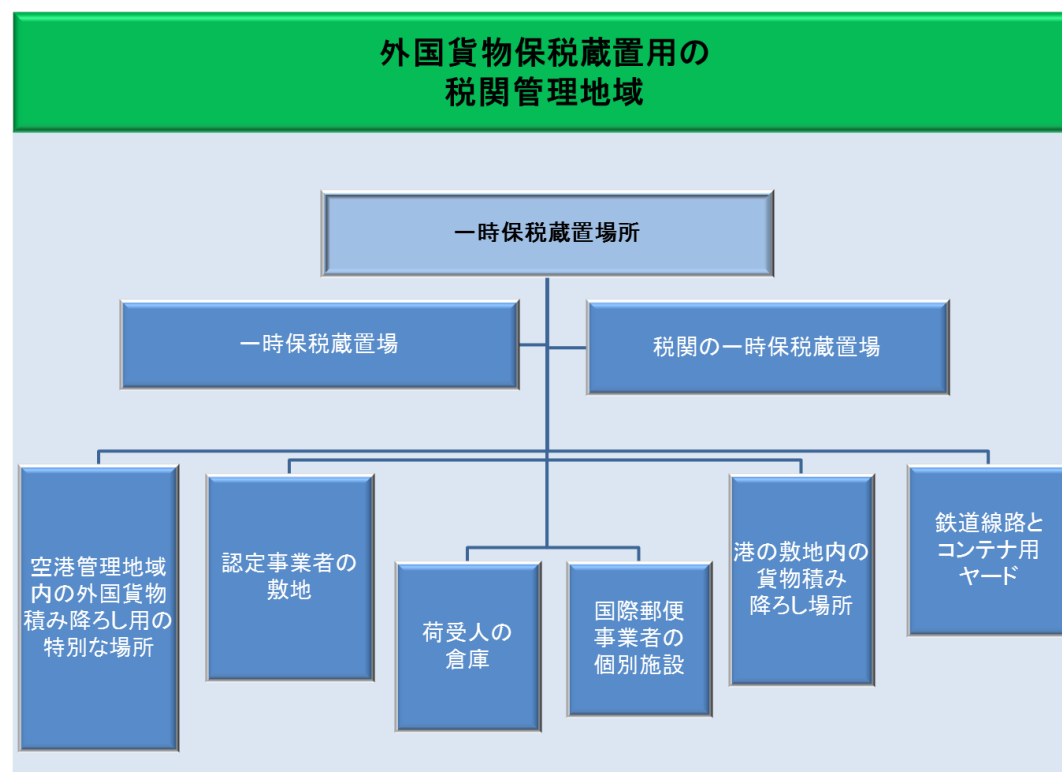
一時保税蔵置場の所有者（一時保税蔵置を他の場所で行う者）は税関管理下にある一時保税蔵置中の貨物に関する帳簿を管理し、貨物一時保税蔵置場が機能している地域で活動している税関ポストに一時的保税蔵置報告書を以下の様式で提出する：

DO-1 - 貨物の一時保税蔵置受け入れの際作成する報告書

DO-2 - 貨物を一時保税蔵置場（その他の一時保税蔵置場所）の敷地から出す際に作成する報告書

DO-3 - 税関からの要請で一度だけ提出する報告書

税関が貨物の一時保税蔵置場に入れるために提出された書類を登録した時点から、貨物は一時保税蔵置されているとみなされる。



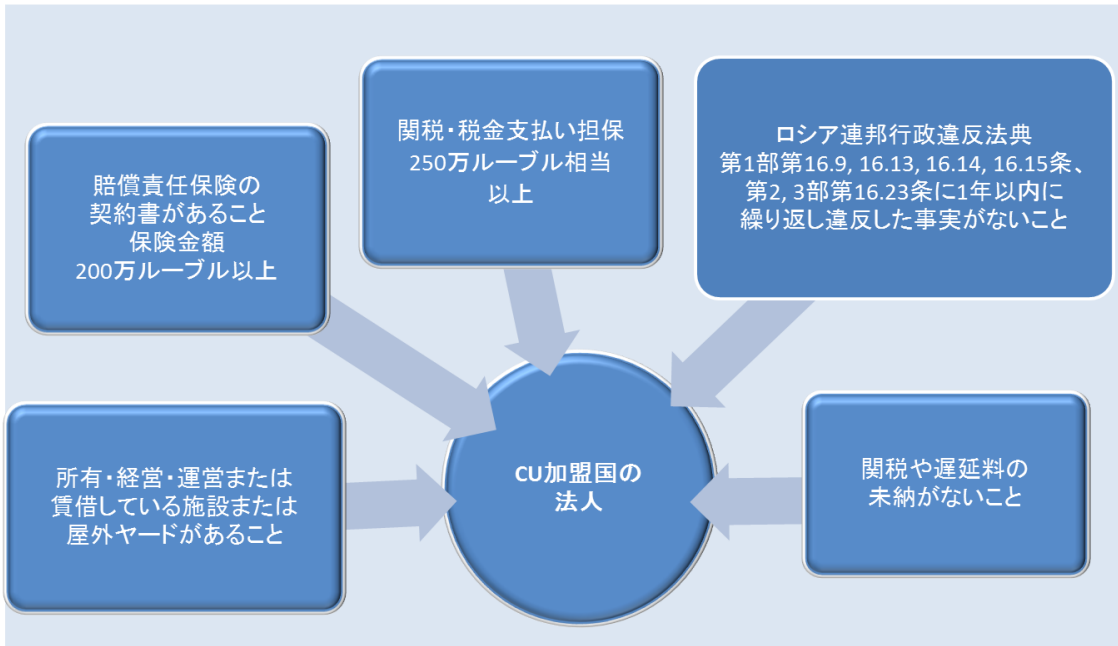
一時保税蔵置場は立地・構造・設備の要件を満たしていなければならない。
一時保税蔵置場には公開型と閉鎖型がある。
一時保税蔵置場を誰でも利用できる場合は公開型である。
一時保税蔵置場が所有者の貨物の保管や、流通に制限がある、または特殊な保管条件を必要とするような特定の貨物の保管のためのものであれば、閉鎖型である。
貨物に対する権限所有者（その代理人）は一時保税蔵置中の貨物の状態が変わらないよう保全するために必要な通常のオペレーション（貨物の観察・計測・一時保税蔵置場内での移動等）をすることができる。
一時保税蔵置場の所有者（または他の場所で一時保税蔵置を行う者）は、税関の許可を得て税関の管理のもとで、貨物や輸送手段の保管・積み降ろし・積み替えを一時保税蔵置場内で（または一時保税蔵置場所で）一時保税蔵置中の貨物とともに実施することができる。

一時保税蔵置場の所有者

保税蔵置場の所有者とは、相応の台帳に登録した後、保税蔵置場の所有者と認められた EEU 加盟国の法人である。

台帳への登録および台帳からの抹消の手順は、EEU 加盟国の法律で定められる。

一時保税蔵置場所有者台帳への登録条件



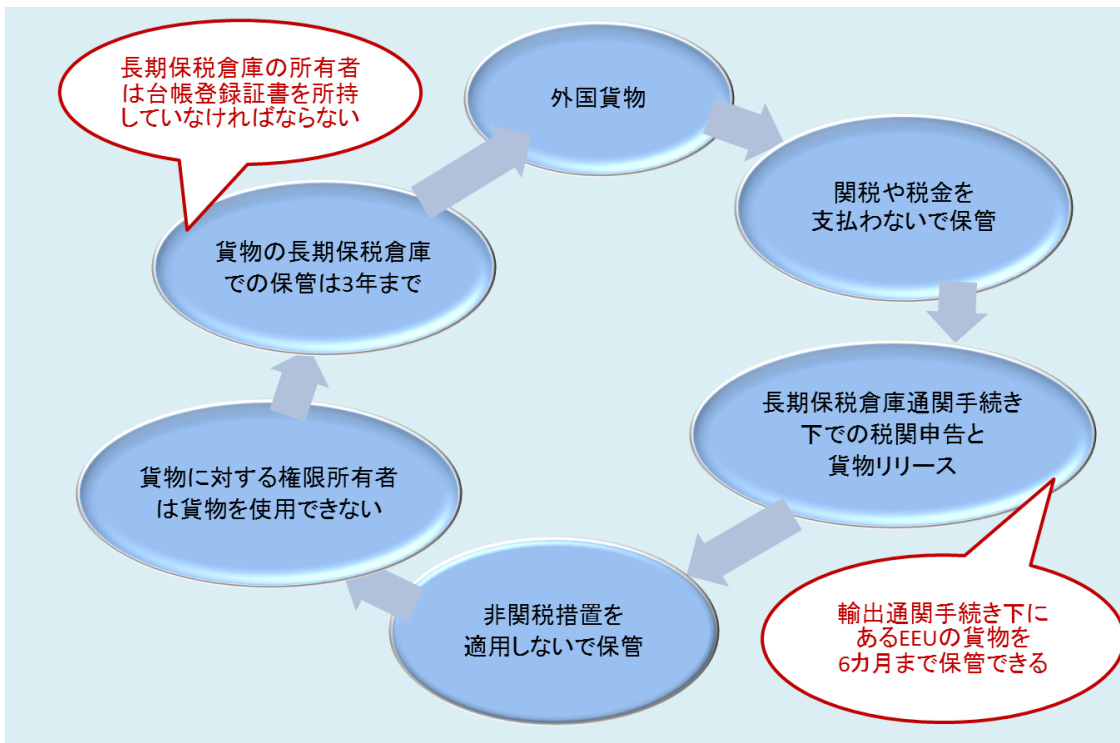
ロシア連邦法によると保税蔵置場の所有者となれるのは保税蔵置場所有者台帳に登録されたロシア法人である。

税関はロシア法人の台帳登録および保税蔵置場所有者台帳登録証書の発行、台帳からの抹消および保税蔵置場所有者台帳登録証書の没収の決定を行う。

長期保税倉庫の通関手続き

保税倉庫とは、外国貨物が所定の期間、関税や税金を支払うことなく、非関税措置の適用も受けずに、保税倉庫の税関管理下に置かれる通関手続きである。
保税倉庫通関手続き中の貨物は、保税倉庫で保管される。
保税倉庫となるのは、この目的のために確保され整備された施設または屋外の広場で、それらは税関管理ゾーンであり所定の要件に適合している。
いかなる外国貨物でも保税倉庫通関手続き下に置かれ得る。

貨物を長期保税倉庫に入れる条件



例外は次のとおり：

- ・賞味期限または販売期限が税関申告当日に保税倉庫通関手続きに従い 180 カレンダー日未満の貨物
- ・リストが EEC の決定で定められる貨物

以前他の通関手続き下にあった貨物も保税倉庫通関手続き下に置かれうる。

輸出通関手続き下にある EEU の貨物を保税倉庫で保管することができる。

一時輸入通関手続きの効力を停止する目的や、保税地域での加工を目的として外国貨物を保税倉庫通関手続きに掛けることができる。

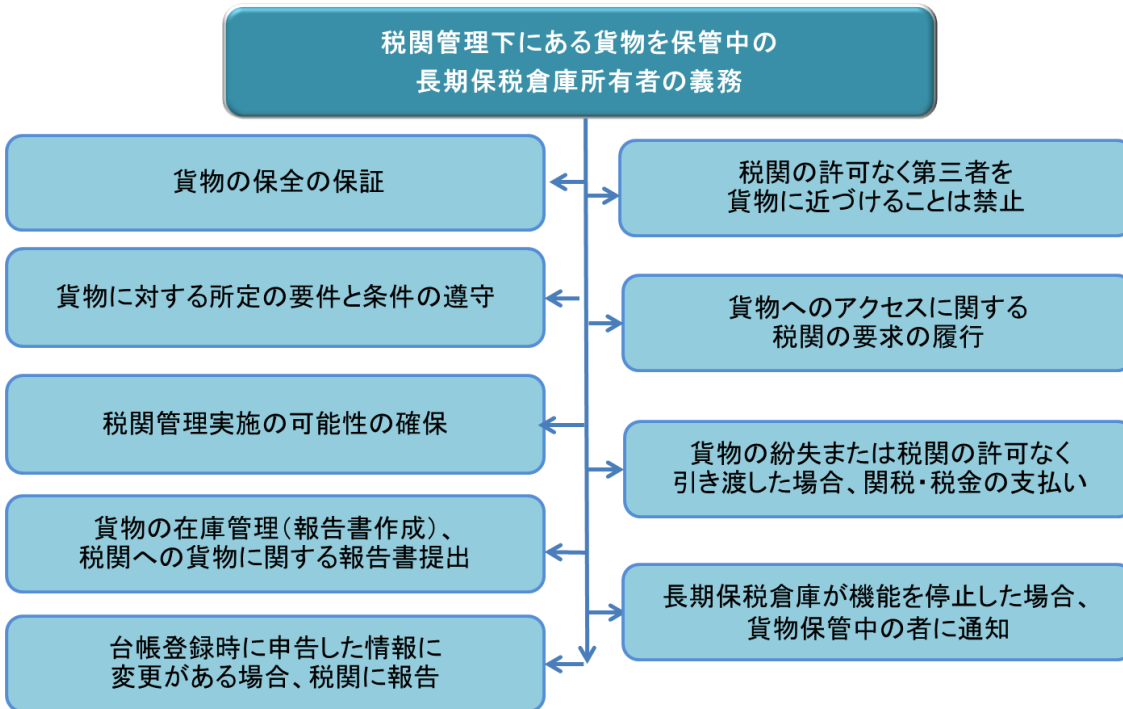
容積が大きいために保税倉庫に入りきれない貨物の場合、税関からの許可証があれば、貨物を実際に保税倉庫に入れずに保税倉庫通関手続きを行うことができる。

保税倉庫と認定されるのは、保税倉庫通関手続きに従い貨物を保管するための、特別に定められ整備された構造物、施設または屋外の広場である。保税倉庫の所有者は保税倉庫所有者台帳に登録され、台帳登録証書を受領しなくてはならない。

保税倉庫には公開型のものと閉鎖型のものがある。貨物に対する権限所有者なら誰でも使用でき、どんな貨物でも保管できる場合は、保税倉庫は公開型である。保税倉庫所有者の貨物の保管しかできない場合は、保税倉庫は閉鎖型である。

ロシア連邦税関局により保税倉庫所有者の報告書の様式が定められている。それは保税倉庫に保管中の貨物に関する報告書、保税倉庫通関手続きが完了した貨物に関する報告書、および関税同盟関税基本法第232条4項に従い定められた業務が実施された貨物に関する報告書である。

長期保税倉庫所有者の活動の特性



貨物に対する権限所有者またはその代理人は保税倉庫通関手続き下にある貨物の状態が変わらないよう保全するために必要な通常のオペレーション（貨物の観察、計測、保税倉庫内での移動等）を、これらのオペレーションにより貨物の状態が変わったり包装または識別手段が破損したりしないという条件付きで、行うことができる。

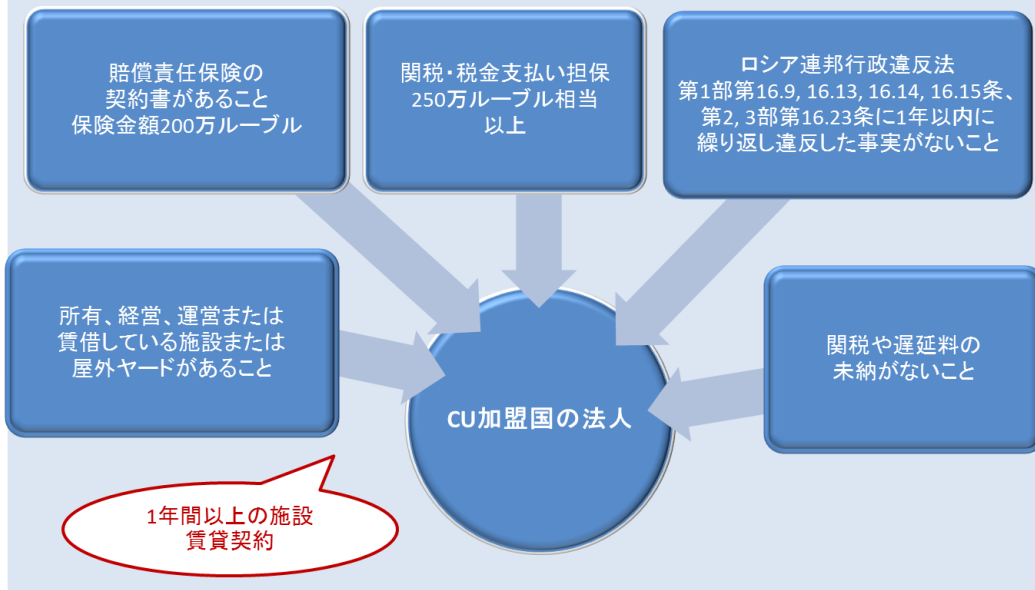
税関の許可があれば、保税倉庫通関手続き下に置かれた貨物に対する単純な組み立て作業や、次の作業を施すことができる：

- サンプルや見本の選抜
- 貨物の販売や輸送の準備（商品を小口に分ける、出荷準備、仕分け、包装、再包装、識別コード付け、商品の外観を良くする作業など）

保税倉庫通関手続き中の貨物に施される作業により、HSコード変更につながるような貨物の仕様の変化があってはならない。

保税倉庫通関手続き中の貨物の全部または一部につき、貨物の所有権、使用权または処分権の移行を伴うような取引が行われ得る。

長期保税倉庫所有者の台帳登録条件



長期保税倉庫の所有者となれるのは、保税蔵置場台帳に登録されたロシア法人である。

長期保税倉庫の所有者は次に該当しないロシア法人である：

- a) 国営企業
- b) 国立団体または国営単一企業
- c) 国立団体または国営単一企業が直接または間接的にオーナー（メンバー）となっている団体

長期保税倉庫の構造、設備、立地には以下の要件が求められる：

- 1) 長期保税倉庫として用いる予定の施設は、必ず不動産である地上の建物または構造物に立地していること（公開型の長期保税倉庫）。長期保税倉庫は可動式の交通機関または可動式の交通機器には立地できないこと
- 2) アクセス可能な道路があること（交通手段の種類による）
- 3) 長期保税倉庫の施設に隣接して荷物積み降ろし用の広場があること
- 4) 長期保税倉庫の敷地は柵で囲まれ、通過管理ポイント（一つまたは複数）があり、周囲に断絶がないこと
- 5) 長期保税倉庫の敷地と施設にはロシア語と英語で「長期保税倉庫」という表示があること
- 6) 長期保税倉庫の敷地と施設には長期保税倉庫の機能や円滑な作業の保証と関係のない物体を置かないこと
- 7) 長期保税倉庫には特殊な保管条件を要する貨物を保管するために確保され整備され特別な設備の施された施設（部屋）がなくてはならない（長期保税倉庫でそのような貨物の保管が想定される場合）
- 8) 長期保税倉庫では広場を確保し、長期保税倉庫の所有者に都合のいい任意の方法で（テープで囲う、仕切り、相応の標識をつけたハイテク通路など）表示しなくてはならない
- 9) 長期保税倉庫への移動が予定される貨物（特にパレットやトレーなどの輸送によく使用される道具を用いて）を計測するための、計測重量限度の異なる複数の計量機器があること
- 10) 電話、ファックス、コピー機があること
- 11) 税関が使用を許可されているソフトウェアとの互換性がある自動在庫管理システムがあること
- 12) 税関が使用を許可されているソフトウェアとの互換性があり、税関の管理を可能とするような貨物配送・在庫管理電子システムがあること（自動ボックス貨物保管システムが装備されている保税倉庫向け）
- 13) 個々の保管場所に長期保税倉庫に保管中の貨物を識別するために、所定の情報を含む証明書が備え付けられていなければならない

保税地域での加工を伴う通関手続き

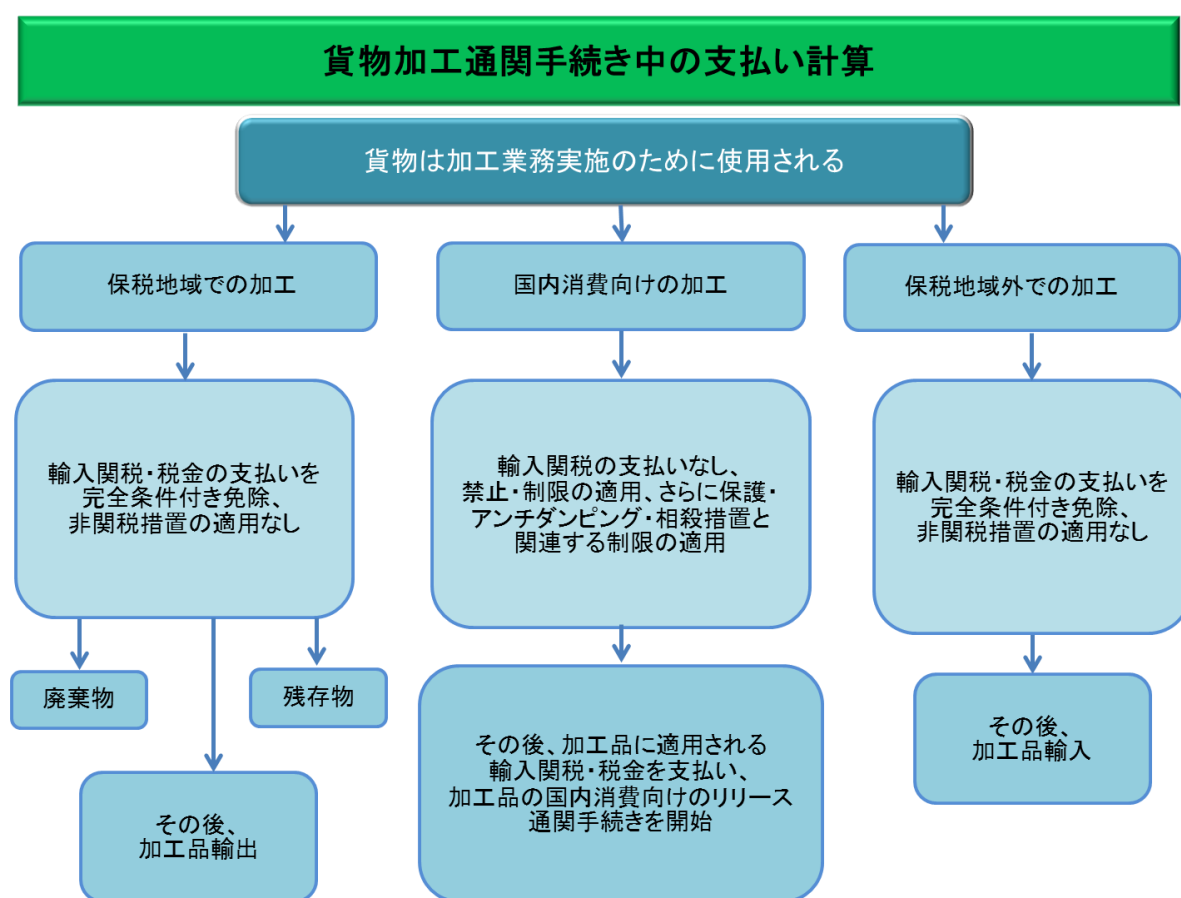
保税地域での加工とは、外国貨物を所定の期間内に保税地域で加工するために適用される通関手続きで、関税・税金の支払いを完全に免除され、非関税措置も適用されず、その後加工品は保税地域から輸出される。

保税地域での加工の通関手続き下にある貨物は外国貨物のステータスを保持し、貨物加工の結果できた貨物は、外国貨物のステータスを獲得する。

次の条件で貨物の保税地域での加工の通関手続きが開始できる：

- 貨物加工条件に関する書類の提出
- 加工品になった状態で税関による貨物識別が可能なこと（同様の貨物で置換する場合は例外）

外国貨物の加工業務を実施する際、EEU 貨物を使用することができる。



保税地域外での加工とは、EEU 貨物を所定の期間内に保税地域外で加工するために保税地域から輸出する通関手続きで、関税・税金の支払いを完全に免除され、非関税措置も適用されず、その後加工品は保税地域へ輸入される。

この通関手続きに掛けられ事実上保税地域から輸出された貨物は、EEU 貨物のステータスを喪失する。

次の条件で貨物の保税地域での加工の通関手続きを開始できる：

- EEU加盟国の権限を有する機関から発行された貨物加工条件に関する書類の提出（貨物加工許可証）
- 加工品になった状態で税関による貨物識別が可能なこと（加工品を外国貨物で置換する場合は例外）

国内消費向け加工とは、外国貨物を所定の期間内に保税地域で加工するために適用される通関手続きで、関税・税金の支払いを完全に免除され、禁止と制限が適用され、さらに特別保護、アンチダンピングおよび相殺措置の適用に関連する制限も適用され、その後加工品は国際消費向けのリリース通関手続きに掛けられることと、加工品に課せられる税率の輸入関税・税金を支払うことが条件である。

国内消費向け加工は EEU加盟国の法律で規定されたリストの貨物に対して行うことができる。

国内消費向け加工の通関手続き下にある貨物は外国貨物のステータスを保持し、加工の結果できた貨物は外国貨物のステータスを獲得する。

国内消費向け加工の通関手続きは、既に通関手続きが行われた外国貨物も行うことができる。

関税の支払い

関税と税金の課税対象となるは、関税国境を通過する貨物である。

貨物の種類と適用される税率による関税計算の基盤となるのは、貨物の課税価格または貨物の自然な状態での物理的特性（数量、重量、容積、その他特性）である。

税金計算の課税基盤は CU 加盟国の法律で規定される。ロシアではロシア連邦税法典の規定が適用される。

支払うべき関税と税金の計算は、税関申告書を提出した税関の所属する CU 加盟国の通貨で行われる。支払いおよび徴収の対象となる関税額は、関税計算基盤と相応の関税率を用いて算定される。

税関での支払いの種類		外国貨物の輸入関税と税金の総額は、外国貨物が関税、支払遅延料、利子の支払特別待遇なしで国内消費向けにリリースされた場合に支払うべき関税と税金の金額を上回ることはない（例外として、関税率と税率が変更されたことにより関税と税金が増額する場合、外国貨物に対し別の通関手続きを申請した時の税関申告書が税関で受理された日に有効だった関税率と税率が適用される場合）。
関税	<ul style="list-style-type: none">・ 関税: 輸入、輸出・ 特別関税: アンチダンピング、相殺、特別	
輸入貨物への課税	<ul style="list-style-type: none">・ 付加価値税(VAT)・ 物品税	
税関手数料	<ul style="list-style-type: none">・ 業務手数料・ 護衛手数料・ 保管手数料	

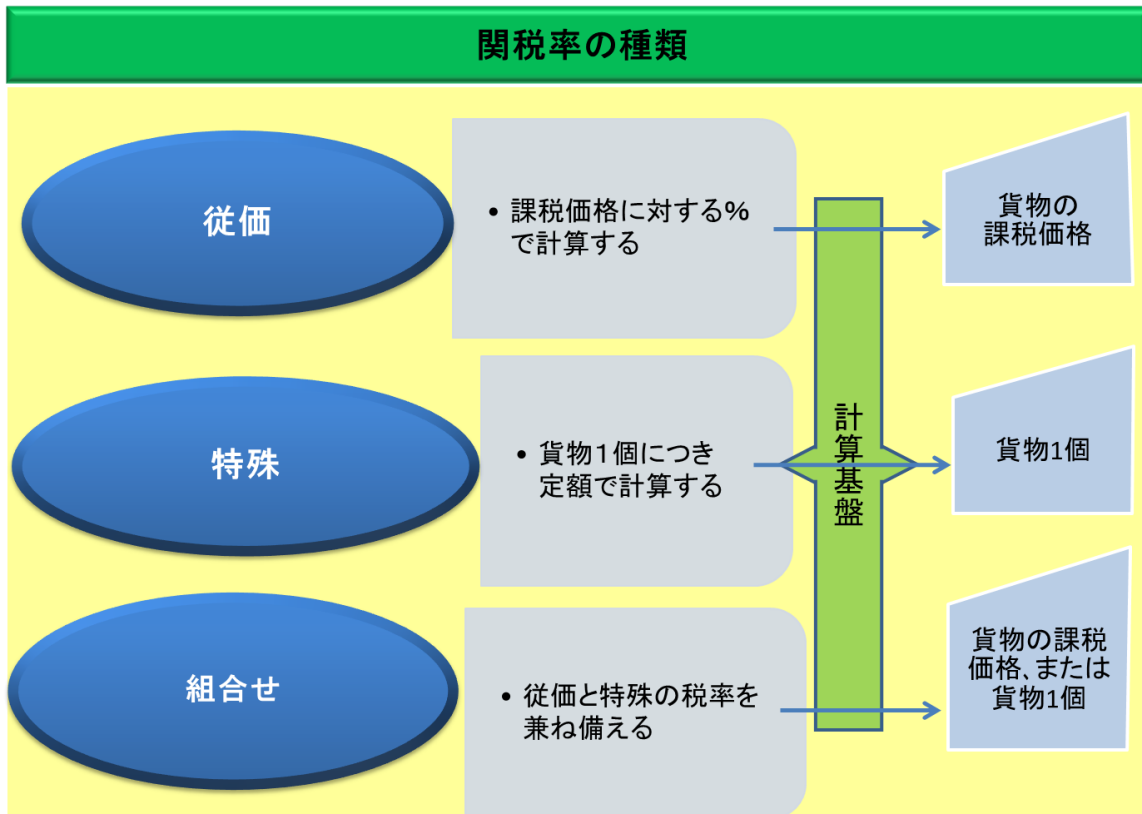
税関手数料は、貨物のリリース、税関による貨物の護衛、その他の業務遂行に関わる活動を行ったことに対して税関が徴収する義務付けられた料金である。

税関手数料の種類と税率は CU 加盟国の法律で定められる。

税関手数料の額は、税関手数料が設定されている活動に掛かる税関経費のおよその額を上回ることはない。

関税とは、連邦予算への義務付けられた支払いで、税関が貨物の EEU 関税国境通過、その他の事由と関連して徴収する。

EEU 関税国境を通過する貨物は関税の課税対象である。
関税計算のための課税ベースは貨物の課税価格または貨物の数量である。
全種の関税につき、次の税率が制定されている：



- ・従価 — 課税対象となる貨物の課税価格に対する%で計算する
- ・特殊 — 貨物の自然な状態での物理的特性（数量、重量、容積、その他特性）により、課税対象となる貨物1個につき所定の額が計上される
- ・組合せ — 両タイプの課税方式の組み合わせ

組合せ税率の関税が適用される課税対象貨物については、関税計算が2段階で行われる。まず、第1構成要素の関税（従価）が計算され、次に第2構成要素の関税（特殊）が計算される。その後両者を比較する。組合せ税率に「以上」という言葉が含まれる場合、算出された2つの数字のうち大きい方が採用される。従価部分の税率が1個あたりの税率に「プラス」される場合は、2つの数字の和が関税額となる。

EEU の保税地域では統一関税率（Common Customs Tariff: CCT EEU）が適用されている。

CCT EEU とは、EEU の保税地域に第三国から輸入される貨物に適用される輸入関税率の総体で、HS コードに従い体系化されている。

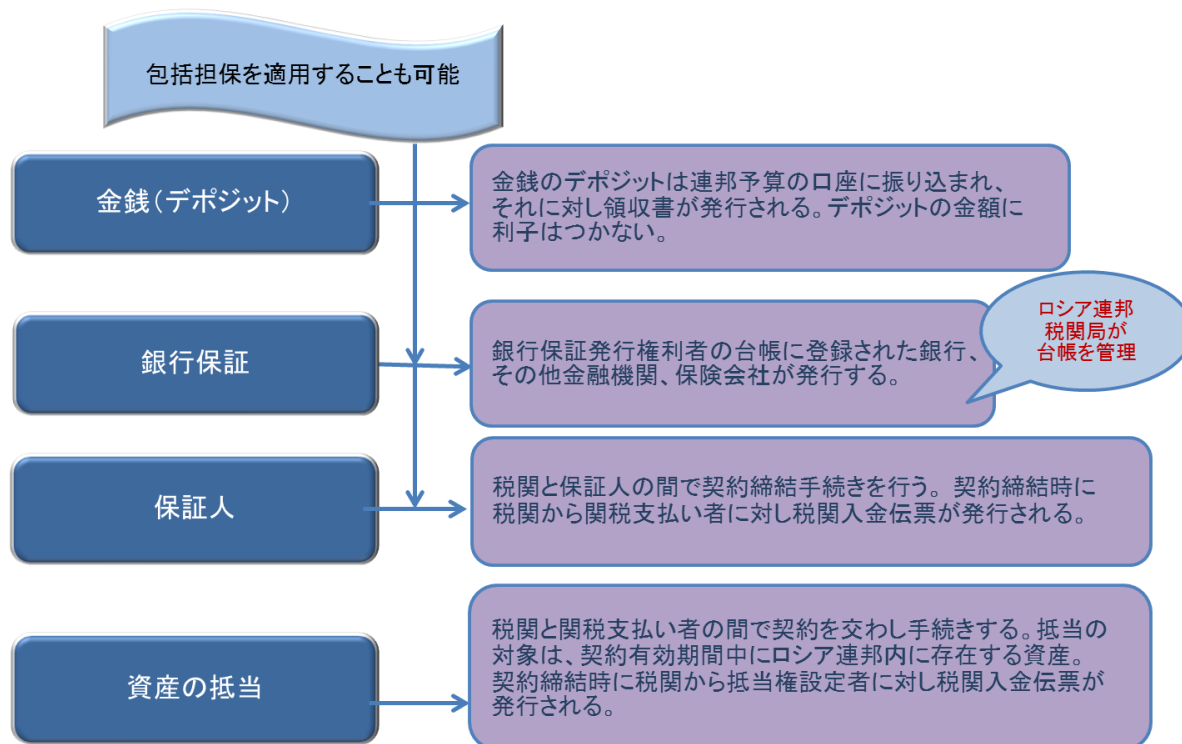
ロシア連邦から EEU 加盟国外に輸出される貨物の輸出関税率と、その適用対象となる貨物のリストは、ロシア連邦政府により制定されている。

輸出関税率は、貨物の届け国の如何に関わらず適用される。例外は EEU 加盟国向けに輸出される貨物である。

特別、アンチダンピング、相殺関税は、EEU の法律および EEU 加盟国の法律となっている国際条約に従い制定され、CU 関税基本法で輸入関税徴収のために規定された手順で徴収される。

特別、アンチダンピング、相殺関税とは、特別な保護、アンチダンピングまたは相殺措置を導入する際適用され、CU 加盟国の税関により輸入関税徴収の如何に関わらず徴収される関税である。特別、アンチダンピング、相殺関税の額は、VAT 計算の課税基盤には算入されない。

関税・税金支払いの担保



関税・税金支払い担保は、EEU 法およびロシア連邦法で関税・税金支払い義務を担保する必要性が確立された場合、こうした義務の履行を保証するために適用される。

関税・税金支払い義務の履行は、次の場合に担保される（支払い担保書類の提出）：

- ・ 税関通過通関手続きに相応する貨物の輸送
- ・ 関税・税金支払い期限の変更（延期または分割払いの供与）
- ・ 貨物のリリースにあたり、税関申告書または税関へ提出されたその他の書類に記載された情報の信憑性を検査する目的で貨物のサンプル・見本の調査、詳細な技術書類または鑑定を実施する必要があると税関が判断した場合（申告者が調査・鑑定の結果追加計上される可能性のある関税・税金の額を担保している場合、税関鑑定の結果が出る前に貨物がリリースされる）
- ・ その他

関税・税金支払い担保の額は、貨物が国内流通向けまたは関税・税金の特恵・特典なしでの輸出向けリリース通関手続きの際に、貨物のリリースを行う税関が所属する CU 加盟国で支払われるべき関税や税金の額に基づいて定められる。

過剰に支払われたまたは徴収された関税や税金は、支払い義務のあった金額を上回る額の関税や税金として支払われたまたは徴収されたものとみなされ、特定の貨物に対する関税や税金の具体的な種類や額と同一に扱われる。

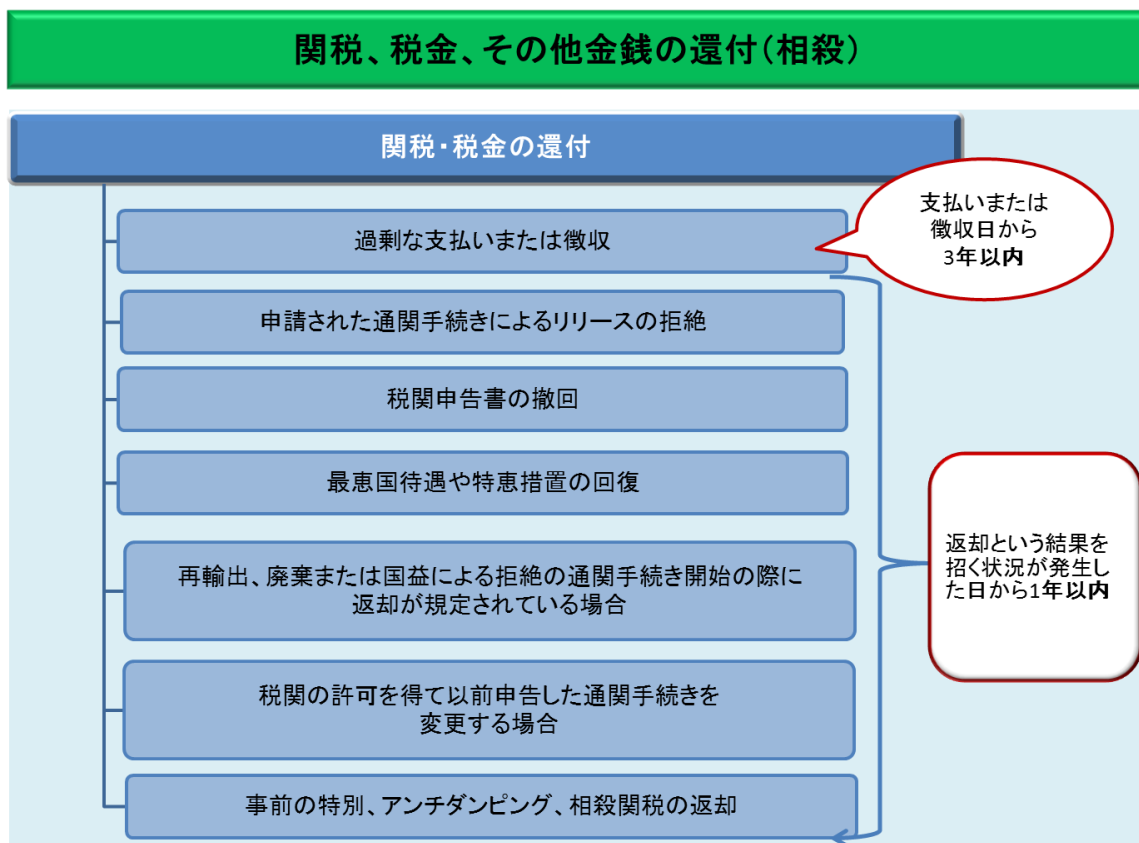
次のものは過剰支払い額とみなされない：

- 1) 前払いとして支払われた金銭
- 2) 関税支払い、その他義務の担保として税関の出納窓口または口座に支払われたデポジット
- 3) 次の場合に返却されるべき関税・税金の額：

- ・申告した通関手続きによる貨物リリースの拒絶の場合、その通関手続き開始のため税関申告書登録と関連して支払った関税・税金の額
- ・税関申告書の撤回
- ・支払い済み関税の返却という形での関税特典の供与
- ・関税特典の回復
- ・通関手続き開始の際の関税・税金の返却が規定されている場合：再輸出、廃棄、国益による拒絶、再輸入
- ・税関の許可を受けて以前申告した通関手続きを変更する場合、新たに選択した通関手続き開始の際支払うべき関税・税金の額の方が当初の額より小さい場合（一時輸入通関手続きを除く）
- ・事前特別関税、事前アンチダンピング関税、事前相殺関税の返却（全部または一部）

過剰に支払われたまたは徴収された関税・税金は、納税者（その権利義務継承者）の申請により税関が決定した場合、還付が可能である。申請書と添付書類は、貨物税関申告を行った先の税関、または関税を徴収した税関に対し、関税支払い（徴収）日から3年以内に提出される。

過剰に支払われたまたは徴収された関税・税金を発見した場合、税関は発見日から1カ月以内に納税者に対し過剰に支払われたまたは徴収された金額を通知する。



過剰に支払われたまたは徴収された関税・税金の返却は、金銭管理を担当している税関の決定により行われる。

過剰に支払われたまたは徴収された関税・税金の返却申請の審査から、返却するか否かの決定、過剰額の返却までの全期間は、返却申請書と全必要書類の提出日から1カ月を超えてはならない。

還付期間に違反があった場合、還付されなかった過剰に支払われたまたは徴収された関税・税金の金額に対し還付期間違反の1日ごとに利子が加算される。還付にあたり、金額に対する利子は徴収の翌日から実際の還付日まで加算される。過剰に支払われたまたは徴収された関税・税金の還付は、ロシア連邦通貨で、還付申請書に記載された納税者（その権利義務継承者）の口座に振り込まれる。過剰に支払われたまたは徴収された関税・税金の還付の際、還付対象となる関税や税金から支払われたまたは徴収された遅延金と利子も還付される。例外：過剰支払いではない関税の還付。

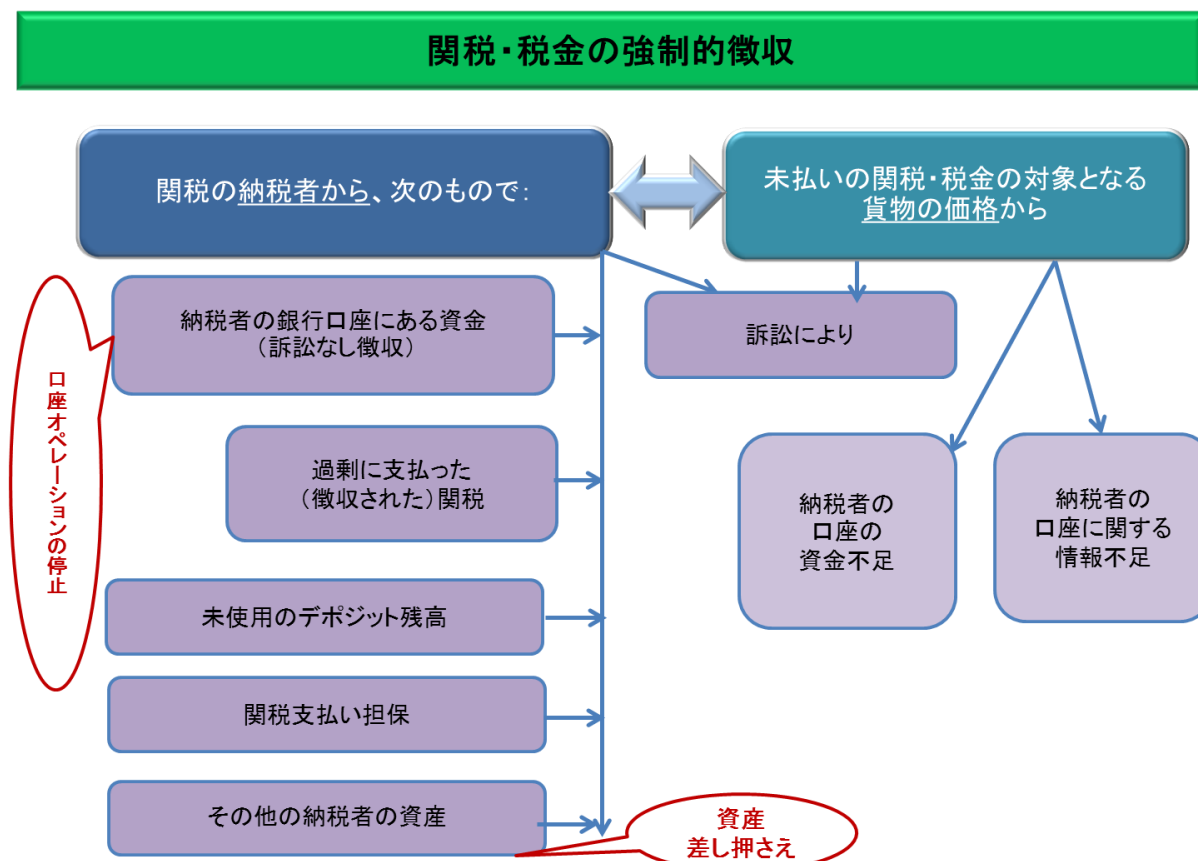
次のものが過剰に支払われたまたは徴収された場合、納税者（その権利義務継承者）の希望により：

- 輸出関税・税金の還付を、関税、税金、遅延料、利子の支払い義務履行と相殺という形で行うことができる
- 輸入関税の返却を、輸入関税支払い義務履行と相殺という形で行うことができる

輸出関税・税金の支払い義務履行と相殺という形で行うことはできない。

過剰に支払われたまたは徴収された関税や税金の相殺は、還付と同じ手続きで行う。

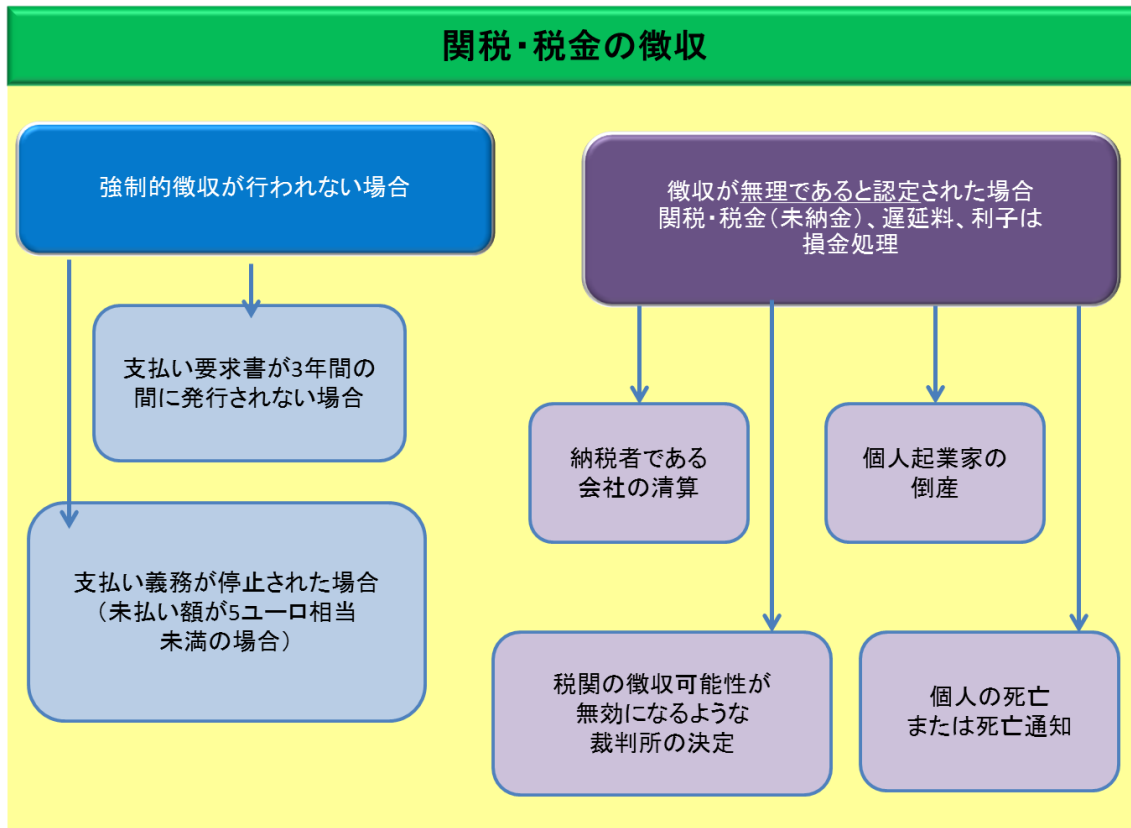
関税や税金が期限までに全額または一部支払われない場合、税関は関税や税金を強制的に徴収する。ロシア連邦法により、関税や税金の強制的徴収は、関税・税金納税者から、あるいは未払いの関税や税金の課税対象である貨物の価格から差し引いて行われることが規定されている。



強制的徴収措置を適用する前に、納税者に該当するのが税関である場合を除き、税関は納税者宛に関税支払い要求書を発行する。

納税者により関税や税金が期限までに全額または一部支払われない場合、遅延料が発生する。遅延金の計上、支払い、徴収、還付の手順は、関税・税金および遅延料の徴収を行う税関が所属する EEU 加盟国の法律で規定されている。

関税支払い義務が停止された場合、または納税者が自主的に完全に履行した場合、または関税支払いの負債額が納税者の資産を担保に徴収された場合、訴訟なし徴収を行う決定を下した税関は、支払い義務の停止または完全履行の日から 3 営業日以内に決定を取り消し、銀行に書面で現金取り立て依頼（命令）の撤回を通知する。



関税支払い要求（補正要求）が所定の期限までに履行されない場合、税関は納税者の銀行口座から訴訟なしで支払要求に記載された関税額と決定日に計上された遅延料の範囲で金銭を徴収する決定を下す。

訴訟なしの徴収決定には、徴収されるべき関税額、遅延料の額および（または）訴訟なし徴収決定日に計上された利子、不履行の関税支払い要求（補正要求）の必須項目の情報が記載されていなければならない。

訴訟なしの徴収決定は、税関が納税者の銀行口座情報を所有している場合、関税支払い要求（補正要求）履行期間満了日から 60 カレンダー日以内に採択される。訴訟なしの徴収決定は、税関が納税者の取引銀行に現金取り立て依頼（命令）を発送する基礎であり、この依頼（命令）は納税者の口座から必要金額を引き落とし、国庫の口座または EEU 加盟国の法律となっている国際条約で定める口座に振り込むことを内容とする。

関税の訴訟なし徴収は、納税者の銀行口座から（ローン口座は除く）行われる。関税の徴収が外貨口座から行われる場合、徴収実行日のロシア中央銀行レート換算でロシア連邦通貨建ての支払われるべき関税額と等価の外貨建て金額を徴収する。

貨物の課税価格の決定

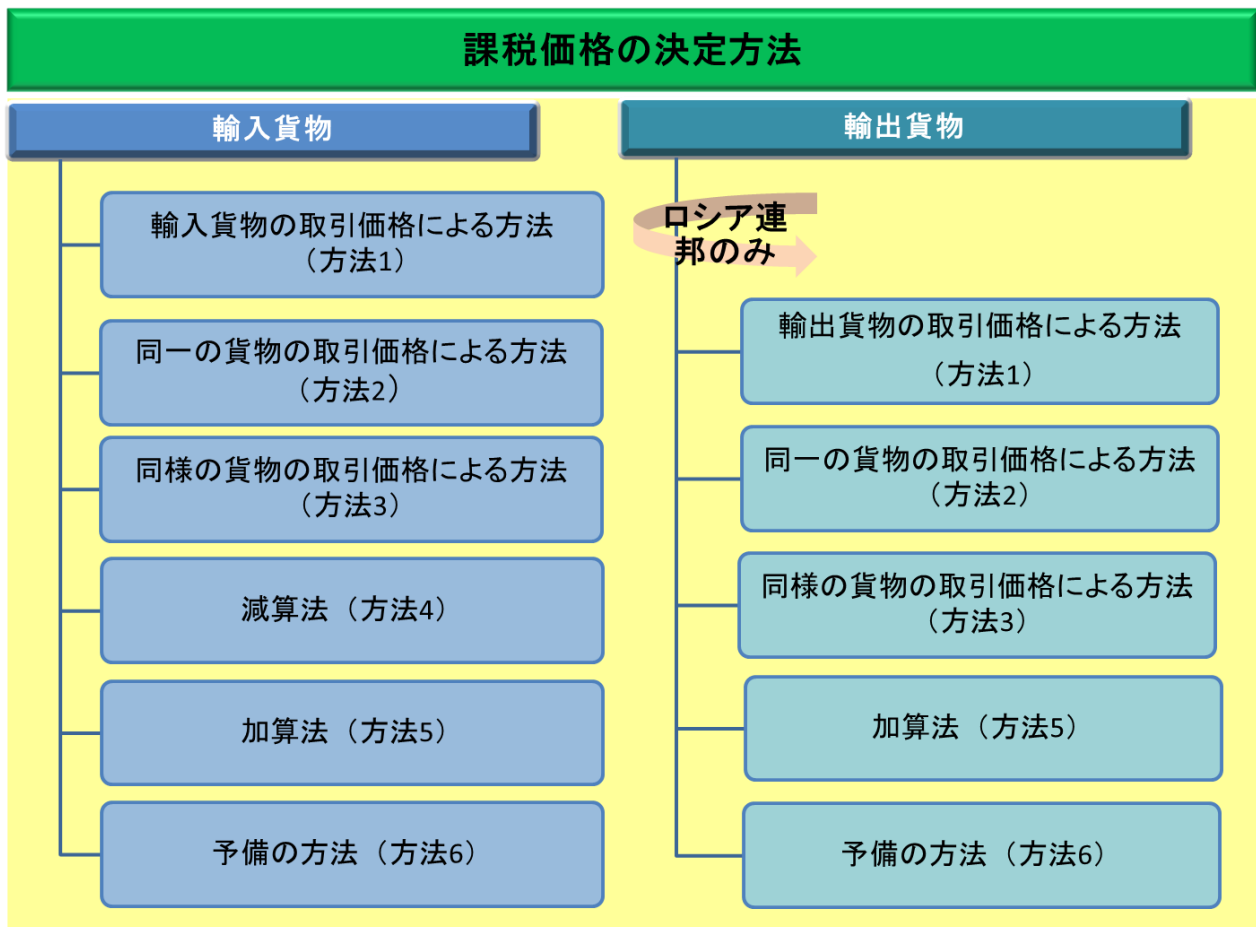
関税と税金の課税対象は、EEU の関税国境を通過する貨物である。

輸出入される貨物の課税価格が次の税金計算の基盤となる：

- 従価税
- ロシアへの貨物輸入の際徴収される VAT
- 個人が支払うべき統一税率による関税および税金

課税価格は、貨物税関申告の際、申告者により決定され税関へ申告される。

貨物の課税価格とその決定に関わる情報は、信憑性があり、数量的に特定でき、書類で確認された情報を基礎としなければならない。



ユーラシア経済委員会は次の貨物に対して、貨物の課税価格決定方法適用の特性を制定した：

1. 事故や不可抗力のために不適格、損傷、破損した状態で EEU の保税地域に輸入された貨物
2. EEU の関税国境を税関申告なしで通過し、EEU の保税地域での税関管理実施中にそれが発覚した貨物 (違法輸入貨物)

輸出貨物の課税価格は、貨物税関申告を実施する税関が所属する EEU 加盟国の法律に従い決定される。

貨物の関税価格は、貨物の税関申告の際、申告者により決定され税関へ申告される。

貨物の課税価格に関する情報は、貨物税関申告書と課税価格申告書で申告され、通関のために不可欠な情報である (添付④を参照)。

税関は貨物の課税価格申告の正しさを検査し、申告者（通関業者）による課税価格の決定と申告の管理を実施し、さらに一定の場合には課税価格の補正を行う。

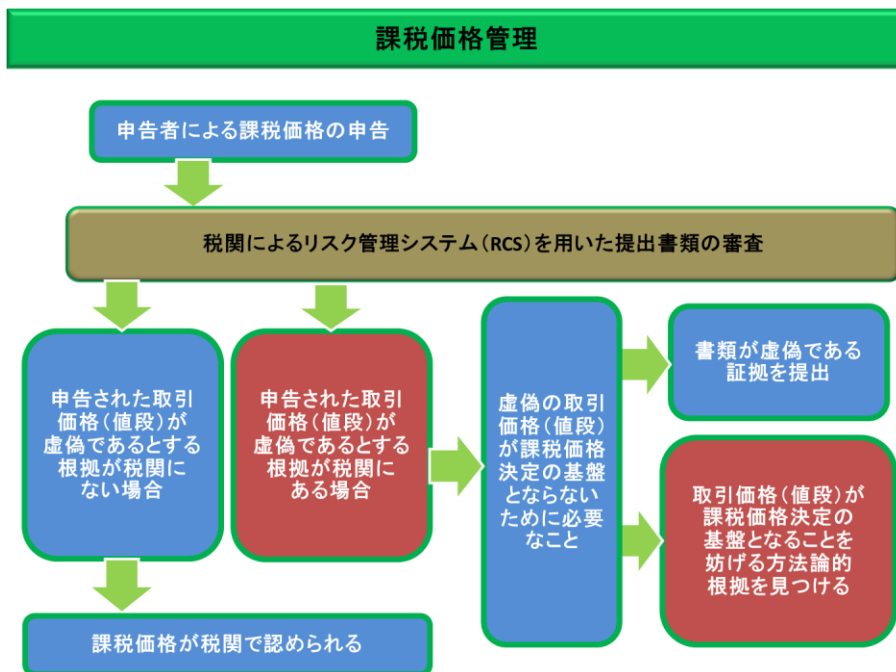
課税価格申告書の提出にあたり、申告書記入の基礎となった書類を税関に添付として提出しなくてはならない。

税関は貨物の課税価格管理を、RCS を用いて税関管理の一環として貨物リリースの前後ともに実施する。貨物課税価格の管理は、申告者による課税価格決定方法の選択と適用の正しさに関し制定された要件遵守の検査、価格の構造と額の検査、申告された貨物課税価格の確証書類の検査を目的として行われる。

申告の正しさの検査と貨物課税価格の補正には、申告者が選択した決定方法の如何によらず、税関担当者の次の行為が含まれる：

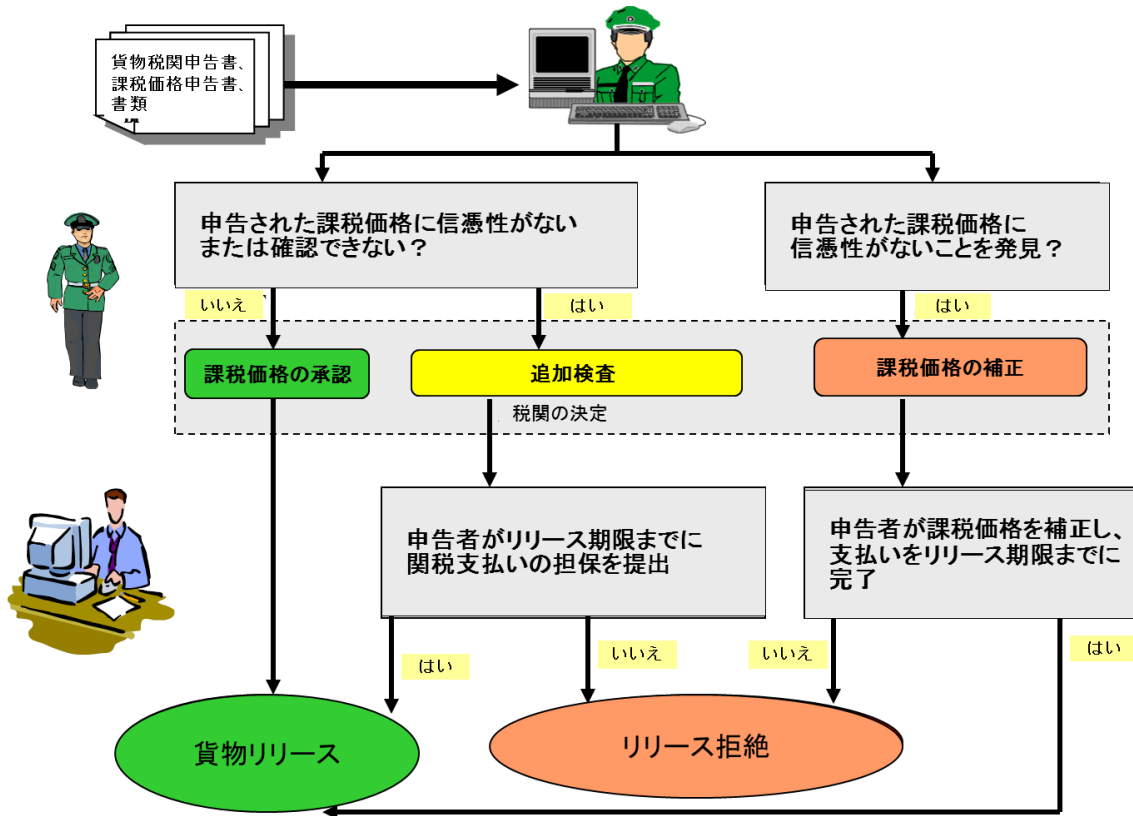
- 申告貨物課税価格の確証となる書類の有無の検査
- 課税価格申告書が正しく記入されているかの検査（申告書の記入がある場合）
- 適用した貨物課税価格決定方法が正しく選択されたかどうかの検査
- 申告課税価格の構造が正しく決定されているかの検査
- 申告課税価格とその全構成要素（追加計上と控除）の確証書類の検査、提出書類に記載された情報が相応しているかの検査も含む
- リスク管理システム（RCS）を用いた申告課税価格の信憑性の検査

税関は貨物課税価格管理を貨物リリースまでに行う。実施した管理の結果、税関担当者が次のうちの一つの決定を下す：



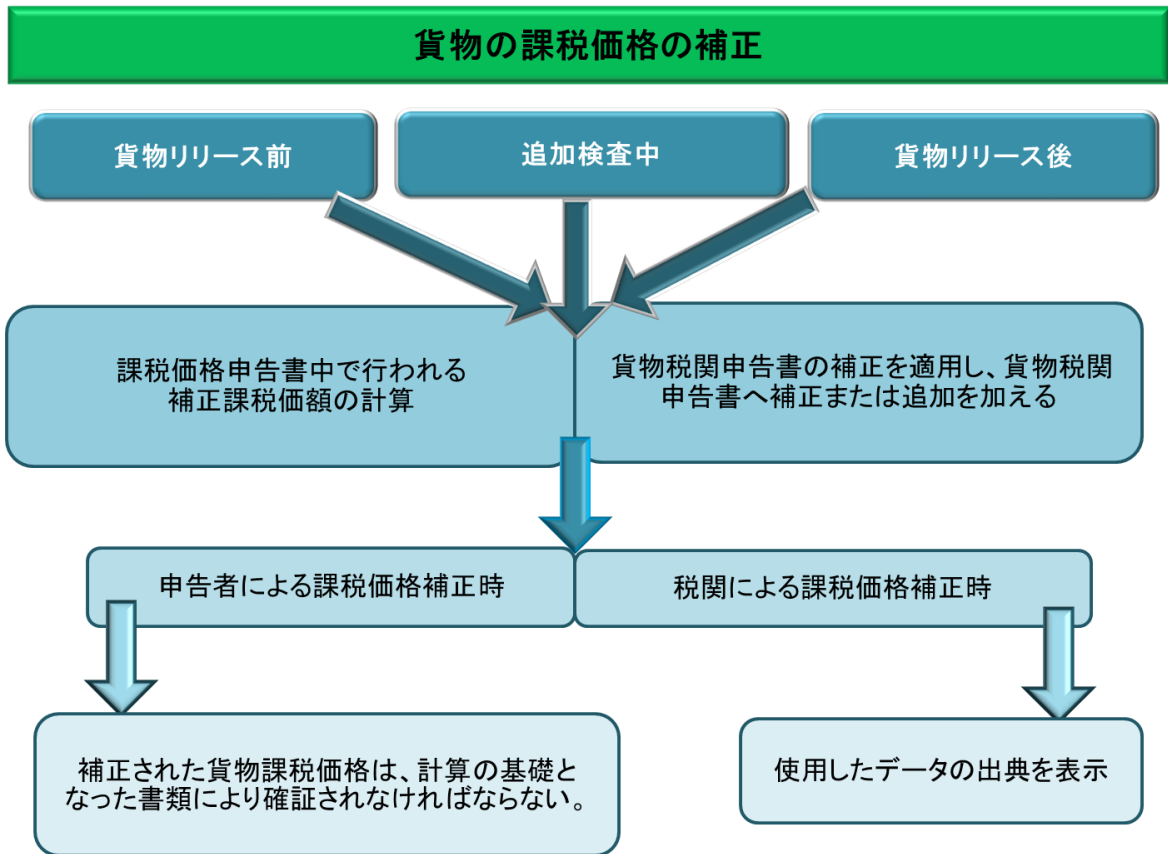
- a) 申告貨物課税価格の承認の決定
 b) 申告貨物課税価格の補正の決定
- 貨物課税価格の補正は、税関の決定に従って行われる：
- 貨物リリース前に実施した税関管理の結果
 - 貨物リリース後の追加検査と税関管理の結果（貨物リリース後に、課税価格特定方法の選択が正しくなかった、または課税価格が正しく特定されなかったことも含む。貨物課税価格に関する信憑性のない情報が申告されていたことが発見された場合や、申告者からの正当な理由を示した申請書の審査と関連するケースも含む）。

貨物リリースまでの課税価格管理



貨物課税価格の補正とは、次のことを意味する；

- 補正された貨物課税価格の計算で、貨物課税価格申告書中で行われる
- DGに記載された情報へ、補正貨物税関申告書を適用して、変更または追加を加えること（添付⑤を参照）



貨物課税価格を補正する場合、貨物課税価格申告書の記入が必須である。

貨物リリース前に貨物課税価格を補正する場合、申告者は次のことを行う：

- 然るべき形で記入された貨物課税価格申告書、補正貨物税関申告書、申告書に記載された情報（計算）を確認する書類を税関に提出する
- 補正された課税価格を考慮して追加計上された関税・税金の支払い（貨物リリース期限までに）貨物税関申告書で申告された課税価格の補正が貨物リリース後に税関によって行われた場合、税関が課税価格申告書の中で補正された貨物課税価格の計算を行い、補正貨物税関申告書の様式を記入する。補正貨物税関申告書と貨物課税価格申告書の申告者控えが、課税価格補正決定の日から3営業日以内に申告者に送付される。

貨物リリース後の申告済み貨物課税価格の補正が申告者の申請により行われる場合、貨物課税価格申告書、補正貨物税関申告書、申告書に記載された情報（計算）を確認する書類を税関に提出する責任は申告者が負う。申告と同時に、貨物課税価格申告書と補正貨物税関申告書の電子版コピーも提出される。

税関管理

税関管理とは、EEU 法や個々の EEU 加盟国の法律を保証する目的でリスク管理システムを使用する場合も含め、税関が実施する一連の措置である。つまり、税関のみが税関管理を行う権限を持つ。

税関管理の実施形態は、個別の検査活動である。



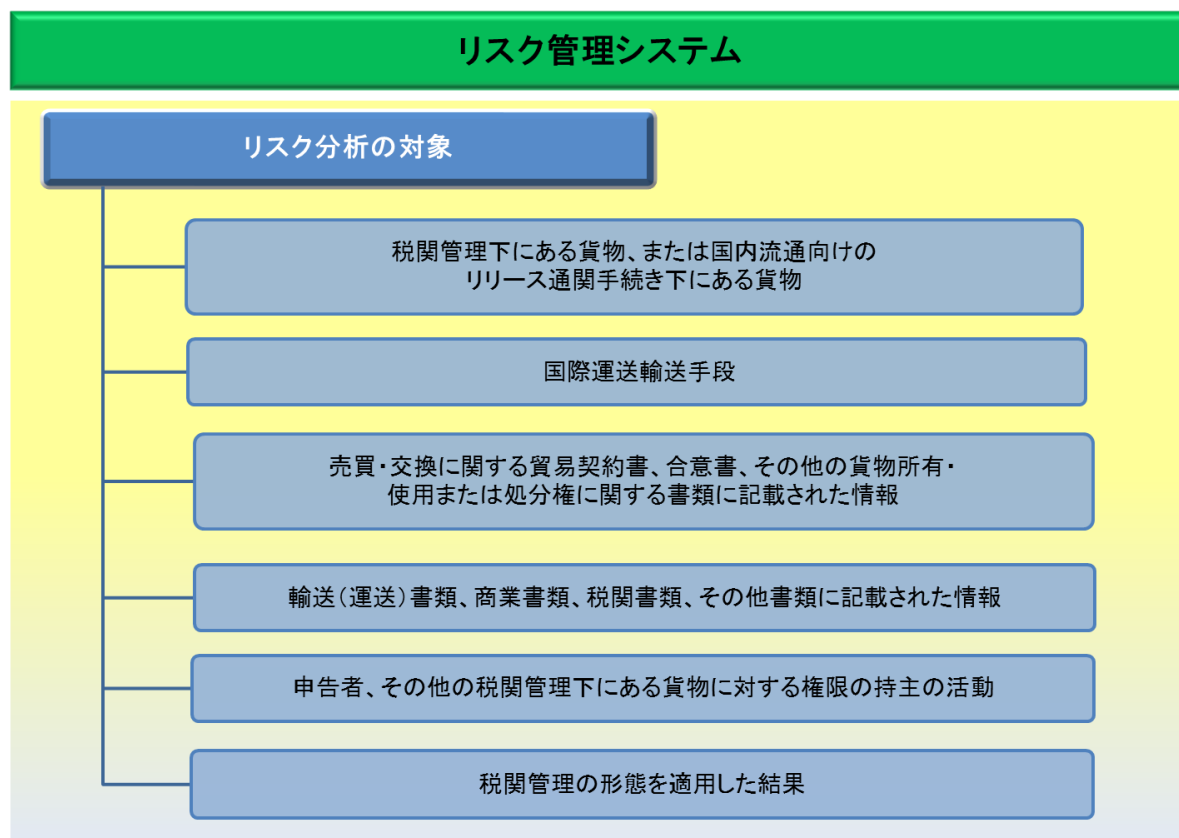
税関管理実施の原則は次のとおり：

1. 税関管理を行うにあたり、税関は選択制の原則に立脚し、一般的に、EEU 法とロシア法の遵守を保証するのに十分な税関管理の形態のみに限定しなくてはならない。
2. 税関管理を行うにあたり、税関は税関管理の対象と形態を選ぶ際、リスク管理システムが使用されることに立脚しなくてはならない。
3. 税関管理の改善を目的として、税関は外国の税関と協力を行う。EEU 保税地域へ輸入またはそこから輸出され、税関管理下に置かれ、通過通関手続きに従い EEU の保税地域を移動し、一時保税蔵置中の貨物に対する通関業務の完了に際し税関が下した決定は、税関管理実施の際、EEU 加盟国の税関でも相互的に認定され、同等の法的効力を有する。
4. 税関管理の効率の向上を目的として、税関は他の管理的国家機関、貿易従事者、通関分野の事業者、その他の貿易関連事業者、その専門家団体（協会）との協力を行う。
5. 税関は権限の範囲内で他種の管理を実施する：輸出管理、外国為替管理、放射線管理、衛生管理。
6. 税関管理を実施するにあたり、税関は実施に関するいかなる許可や決議も必要としない（例外：CU 関税基本法で定めた特定の場合）。

リスク管理システム

リスク管理システム（Risk Control System: RCS）は、EEU 法とロシア法への次のような違反を防止するために税関リソースの効果的な利用を基礎としている：

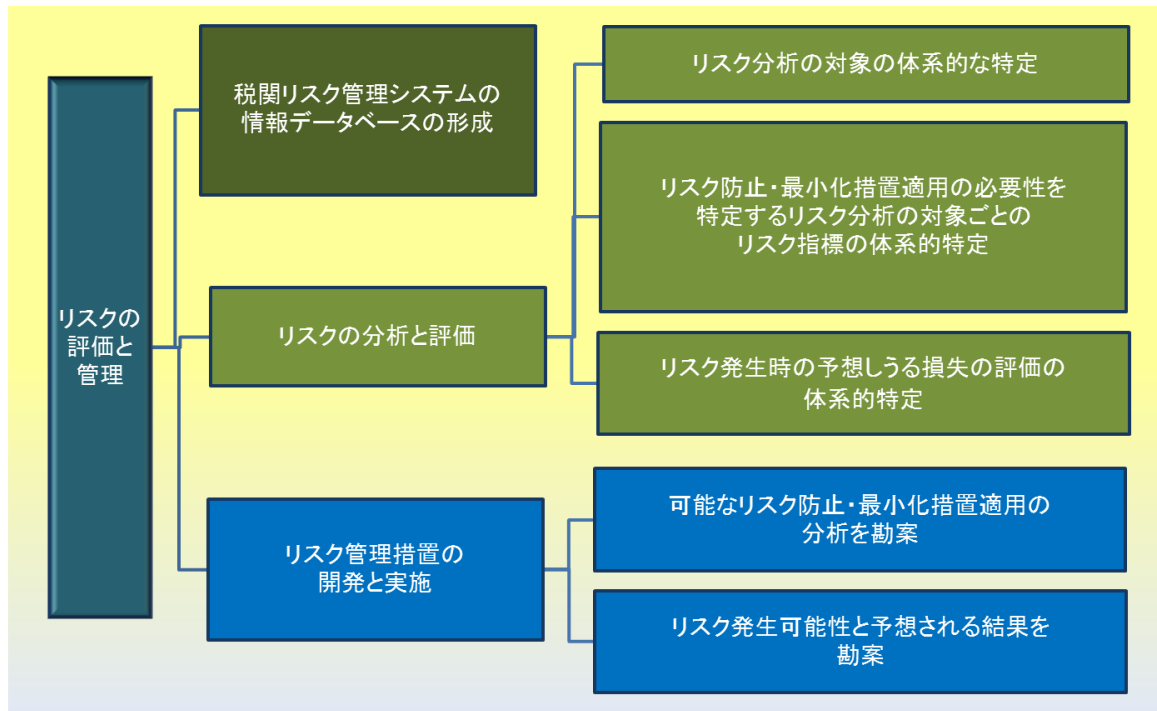
- 持続的違反
- 大量の関税・税金支払い回避と関連する違反
- 国内製造事業者の競争力を損なうような違反
- 税関にその遵守の確保が任されている、ロシアと EEU にとり重要なその他利益に影響を与えるような違反



RCS の主要課題は次のとおり：

- RCS が機能することを保証する統一情報空間の創設
- リスク識別メソッド（プログラム）の開発
- 潜在的リスクの特定と、識別されたリスクの記録
- 通関分野の犯罪を促進する原因と条件の解明
- 潜在的リスク発生時に予測される損失の評価と、リスク識別時の損失評価
- リスク防止と最小化の可能性の特定、求められるリソースの特定とその最適な配分のための提案の開発
- 採用した措置の効率を評価するメソッドの開発と採用
- リスク防止または最小化措置の開発と実用
- リスク防止または最小化措置の実用の管理
- リスク管理と管理者の意思決定調整に採用した措置の効率評価
- 税関管理政策の近代化に関する提案を作成するために、税関管理の個々の形態（その総体）を適用した結果や、通関分野の違反を促進する原因と条件に関する情報の蓄積と分析

リスクの評価と管理に関わる税関の活動



RSC で使用する専門用語とその定義

リスク分析：発生したリスクの状況と条件を特定し、それらを識別し、EEU 法不遵守の予測される結果を評価するために、税関が所有する情報を体系的に使用すること。

リスク：EEU 法およびロシア法不遵守の可能性の程度。

リスク指標：あらかじめ設定されたパラメーターを持つ一定の基準で、そこからどれだけ離れているか、またはそれにどれだけ合致しているかを見ることで、管理対象の選択を可能にする。

リスクプロファイル：リスク分野とリスク指標に関する情報の総体、また、リスクの防止や最小化に必要な措置の採用に関する指示の総体。

リスク分野：個々のグループ化されたリスク分析の対象で、それに対して別々の税関管理の形態またはその総体を適用することや、税関行政の効率向上が求められる。

リスク評価：リスク発生可能性の体系的評価、およびリスクが発生した場合の EEU 法およびロシア法不遵守の結果の体系的評価。

隠蔽貨物：かなり高い確率でリスク貨物の代わりに税関申告される可能性のある貨物。

リスク貨物：関税国境を通過する貨物で、それに対するリスクが識別されたまたは潜在的リスクがあるもの。

リスク管理：リスクの防止・最小化措置の開発と実用、その適用効率評価、および通関業務実施の管理に関わる体系的な作業で、税関が保有する情報の間断なき更新、分析および見直しが要求される。

リスクレベル：リスク発生可能性と、リスクの予想される結果により特定される。

輸入制限・禁止事項、関税・非関税措置

禁止と制限は EEU の統一非関税措置を基礎としている（これと関連して、第三国との貿易において EEU 加盟国の輸入または輸出の禁止または制限が課される貨物のリスト、並びに制限適用規則が制定されている）。

禁止と制限とは国境を通過する貨物に適用される複合措置であり、非関税措置、貨物貿易に関連し国益により導入された措置、貨物貿易の特殊な禁止および制限、輸出管理措置（軍事製品、技術規制、衛生疫病・獣医・検疫・植物衛生および放射線の要件に対するものも含む）などがある。

EEU 加盟国による輸入・輸出への禁止および制限の適用は、税関申告を行う利害関係者に特定のカテゴリの貨物を輸入・輸出する権利を付与するところの必要許可書類（ライセンス、許可証、証明書、サーティフィケート・証書等）を税関から受理したり税関へ提出することにより行われる。

数量制限を適用していない EEU 加盟国は、この措置を適用している EEU 加盟国の税関領域への第三国からの輸入またはこの措置を迂回しての第三国への輸出を防止するのに必要な努力を行う。

EEU 加盟国により、措置を取らない第三国や他の EEU 加盟国への国産品の輸出禁止または制限という形態の非関税措置が導入される場合、その国の行政機関が発行したライセンスまたは許可証なしでこうした貨物を輸出することはできない。

保稅地域への輸入および保稅地域からの輸出の禁止対象貨物

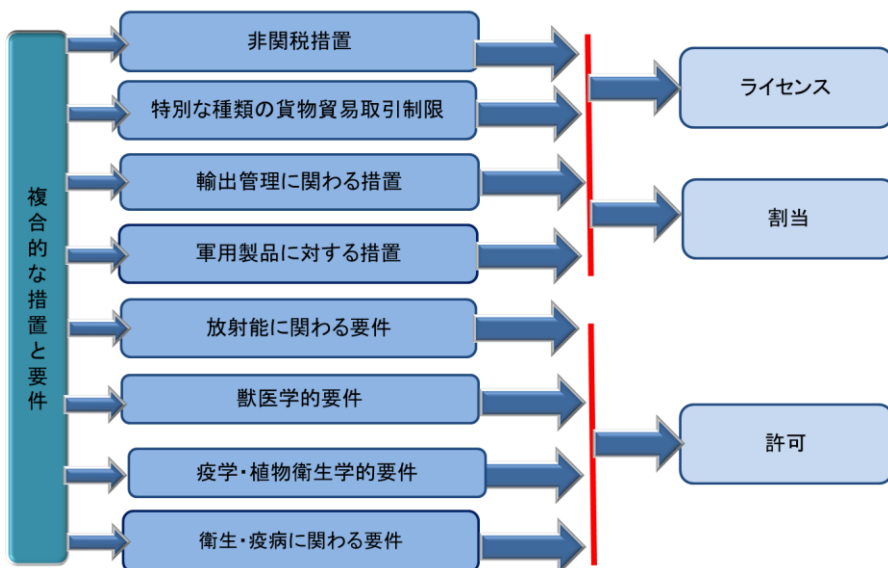
1.1	CUの保稅地域への輸入、CUの保稅地域からの輸出が禁止されているオゾン破壊物質
1.2	輸入が禁止されている危険廃棄物
1.3	輸入および輸出が禁止されている印刷物、オーディオ・ビデオ、その他媒体に保存された情報
1.4	輸入が禁止されている植物保護剤(農薬)その他耐久性のある有機の汚染物質
1.5	CUの保稅地域からの輸出が禁止されている木材、再生紙、厚紙、古紙
1.6	輸入および(または)輸出が禁止されている業務用及び民用の武器、その基本部分と弾薬筒
1.7	輸入が禁止されている水棲資源捕獲(漁撈)用具
1.8	輸入が禁止されているタテゴトアザラシ及びその子供からできた製品

保稅地域への輸入および保稅地域からの輸出の許可対象貨物

2.1	輸出および輸入においてCU関税国境の通過が制限されているオゾン破壊物質、およびそれを含む製品
2.2	植物保護剤(農薬)
2.3	危険廃棄物
2.4	鉱物、古生物のコレクションおよび収集対象物、化石生物の骨
2.6	生きた野生生物、特定の野生植物および野生薬剤資源(薬草)
2.7	1973年3月3日付「絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関する条約」(CITES)で規制されている野生動植物の種
2.8	CU加盟国のレッドデータブックに記載されている希少および絶滅のおそれのある野生動植物
2.9	貴石
2.10	貴金属および貴金属を含む資源貨物
2.11	鉱物資源の種
2.12	麻薬、覚せい剤およびその原料物質
2.13	輸出および輸入においてCU関税国境の通過が制限されている毒物で、麻薬や覚せい剤の原料物質ではないもの
2.14	CU保稅地域への輸入が制限されている薬剤および薬の有効物質
2.16	民用のラジオ電子機器または高周波数機器、他の製品に取り付けられたり、一部として組み込まれているものを含む
2.17	非公開情報収集用の特殊な技術機器
2.19	暗号化(暗号文)機器
2.20	文化財、国立書庫の書類、保管された書類の原本
2.21	人体の臓器と組織、血液とその成分、人体のバイオ原料のサンプル
2.22	業務用および民用の兵器、その基本(構成)部分および弾薬筒
2.23	燃料エネルギー資源および鉱物資源の地域ごとの埋蔵物および鉱床に関する情報
2.24	輸出および輸入の際の数量制限がある貨物
2.25	輸入または輸出の際の制限がある貨物
2.26	輸出および輸入の際の排他的権利が設定されている貨物
2.28	WTO加盟に伴う義務により、CU加盟国が制限を適用している貨物
2.29	特別保護措置としての輸入割当が設定の決定に基づき、CU加盟国が輸入ライセンスを適用している貨物

EEUでの許可手順は、貨物の輸入許可または輸出許可を受けることを基本にしており、これら貨物の輸出入を管理している省庁と合意済みである。

貨物の保税地域への輸入または保税地域からの輸出の許可手順



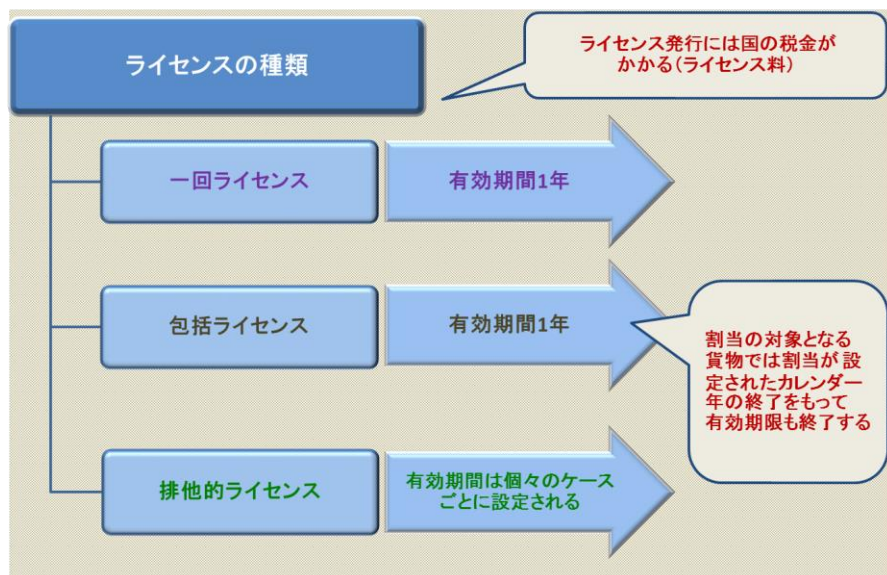
許可制度とは、特定カテゴリーの貨物の EEU 関税国境通過に、管轄の監督機関が発行した特別な許可証を必要とする手順である。

許可証とは、輸出または輸入の観察の対象と定められている特定の数量の貨物を取引の対象とする貿易取引を基礎とする貿易活動従事者に対し発行された許可書類である。

許可証は全ての申請者に制限なく発行される。

EEUの保税地域では第三国との貿易に対し、貨物貿易分野での数量制限（割当）やライセンスが適用される場合が制定されている。EEUの条件では、ライセンスと割当は超国家レベルで規定されたリストに従って実施される。

ライセンスと割当



ロシア連邦法によると、ロシア連邦内で次の非関税措置を採ることができる：

1. ロシア連邦の国際条約で規定された場合を除く、ロシア政府により制定された数量制限
2. 貨物貿易分野でのライセンス
3. 特定の種類の貨物の輸出または輸入の排他的権利
4. 特別保護措置、アンチダンピング措置および相殺措置

ロシア連邦でライセンスや許可証を発行する権限を付与された機関がライセンス発行申請の調整を行う。また、ライセンスや割当の対象となる貨物の通関業務実施手順が制定されている。

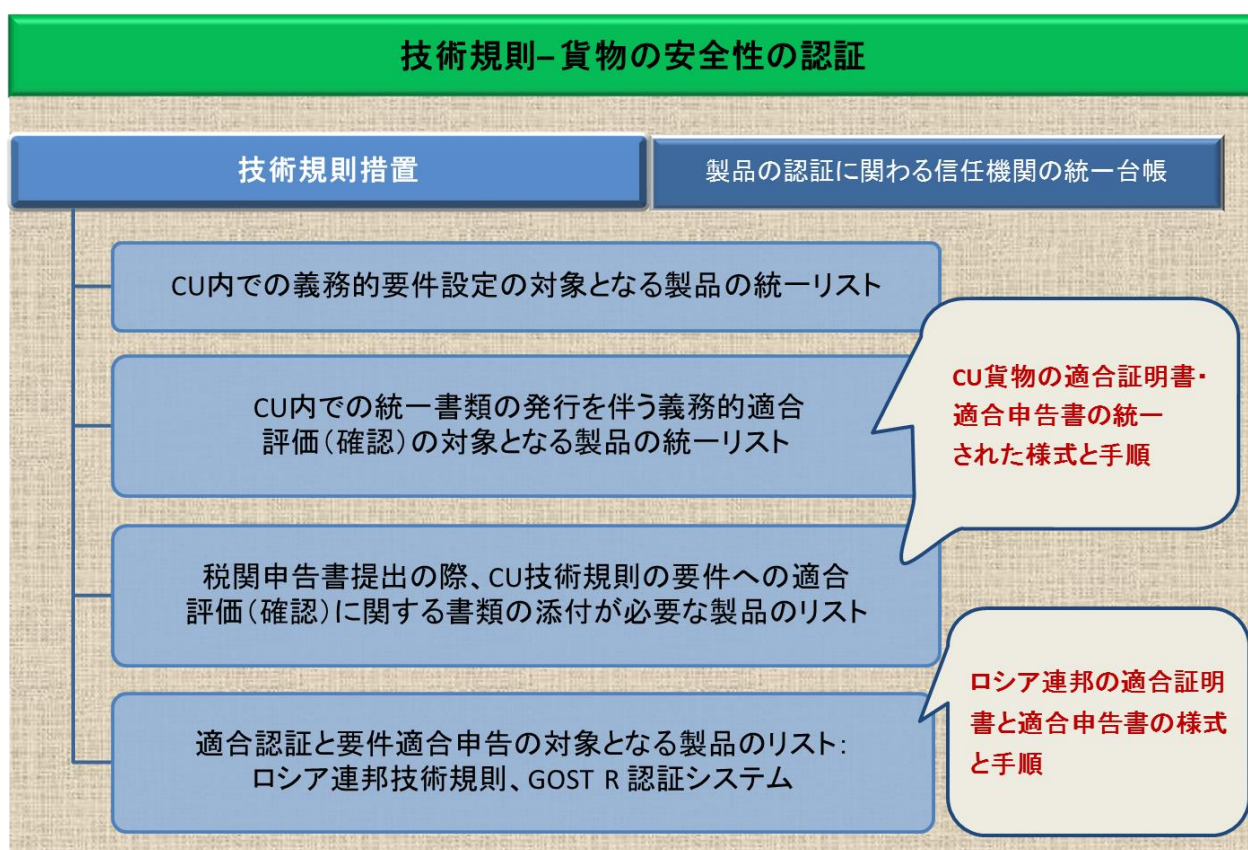
適合証明書（証明書）とは、複合的措置と要件の構成要素の一つで、基準・その他の国家書類および国際的書類（機能的特性）、地球環境保護、EEU加盟国の領土を危険な人間・動植物の伝染病から保全すること。また消費の際の安全に適合した貨物の輸入を保証する目的で適用される技術規制措置である。

技術規制の目的は、製品の安全性を保証するための義務要件と、品質と競争力の向上のための条件作りとのバランスを、次の課題を解決することで確保することである：

- EEU内で製造されたまたはEEUに輸入された危険な模倣品の自由流通の防止
- EEU加盟国の製造業者を活性化させる条件作り、EEU製品の品質と競争力の向上

EEU加盟国はCU技術規制の要件に適合している製品に、それ以外の追加要件を課したり、追加の適合評価（認証）手続きを実施したりすることなしに、自国内で流通することを保証している。

相応のCU技術規制が発効していない製品については、EEU加盟国の技術規制分野の法律の規範が適用される。



原産国の特定は、原産国によって関税措置や非関税措置（禁止と制限）が適用されるすべての場合に実施される。原産国特定規則は、関税特恵または貿易政策の非関税措置（禁止、制限）を適用する目的で制定される。

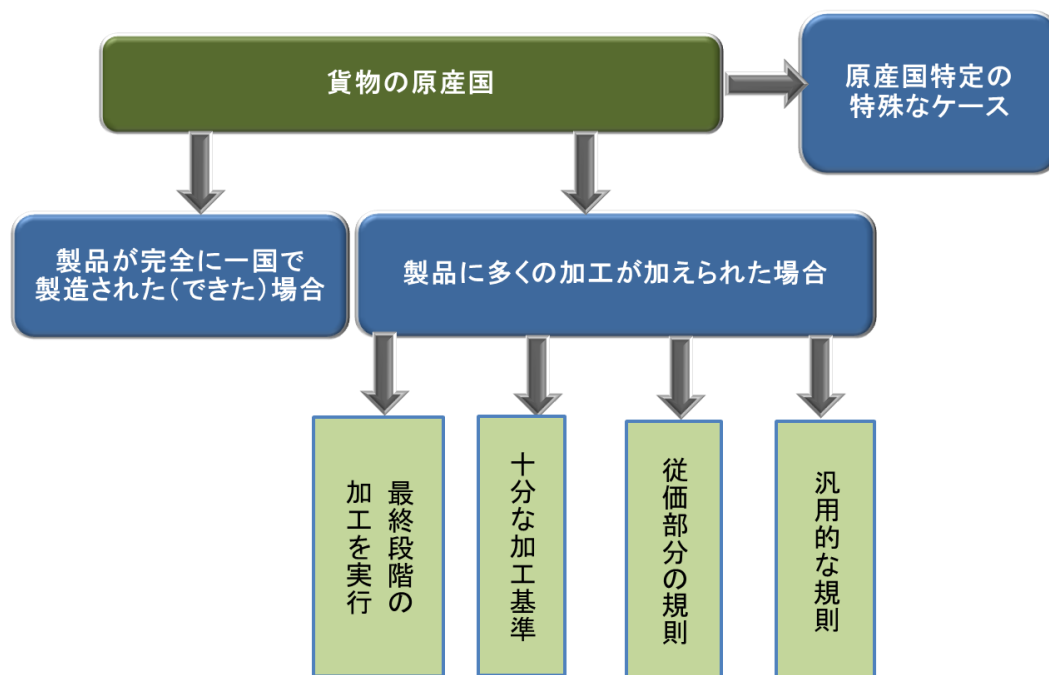
EEUの保税地域では、第三国原産の貨物に対し、貨物原産国特定規則が適用される（例外として、全EEU加盟国が参加している自由貿易条約を有する開発途上国や後発開発途上国を原産国とする貨物の場合）。

製品の製造に2カ国以上が関わっている場合、加工または加工と認められる水準の製造工程最終オペレーションが行われた国が原産国と認定される。

特定の種類の製品または何らかの国につき、貨物原産国特定の特殊性が特に条件づけられていない場合、製品の重要な加工または製造オペレーションの結果 HS コードの上 4 桁の数字のいずれかに変更が生じる場合、このようなオペレーションを行った国が原産国と認定される。

製造または運送の条件により 1 ロットで出荷することができず、数ロットに分けて分解された状態または組立前の状態で納品された貨物、および手違いで数ロットに分けられた貨物は原産国特定にあたり、申告者の希望により単一の貨物として扱われる。

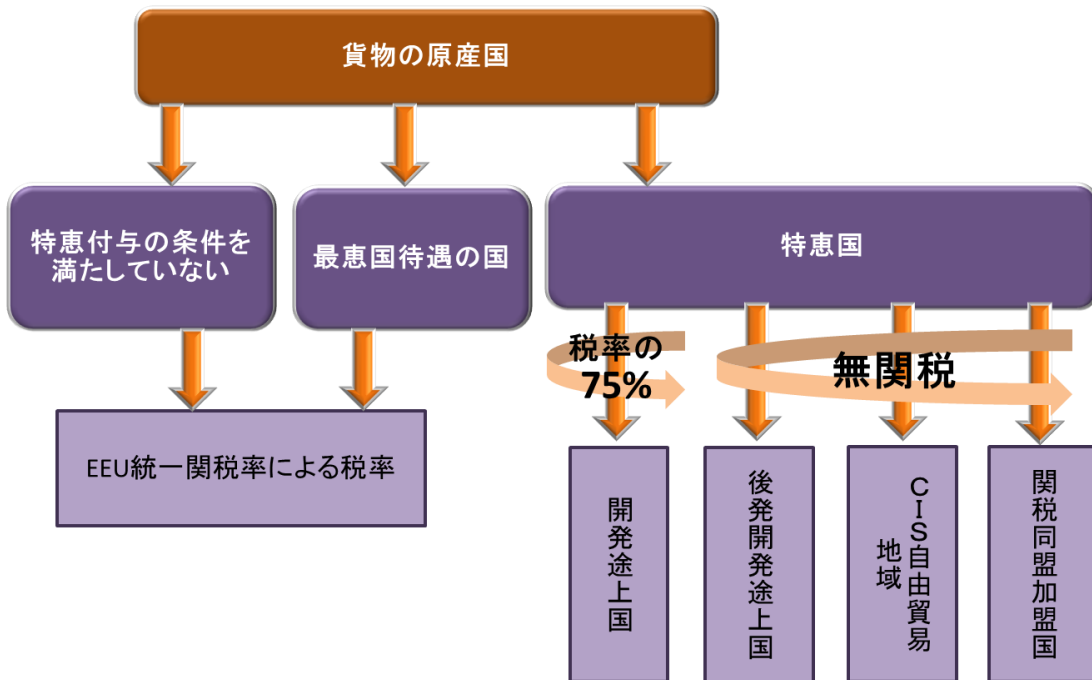
貨物の原産国特定規則



特惠関税の供与条件

EEU の保税地域では開発途上国や後発開発途上国を原産国とする輸入貨物のリストが制定され、その輸入時には特惠関税が供与される。

特恵付与の手順



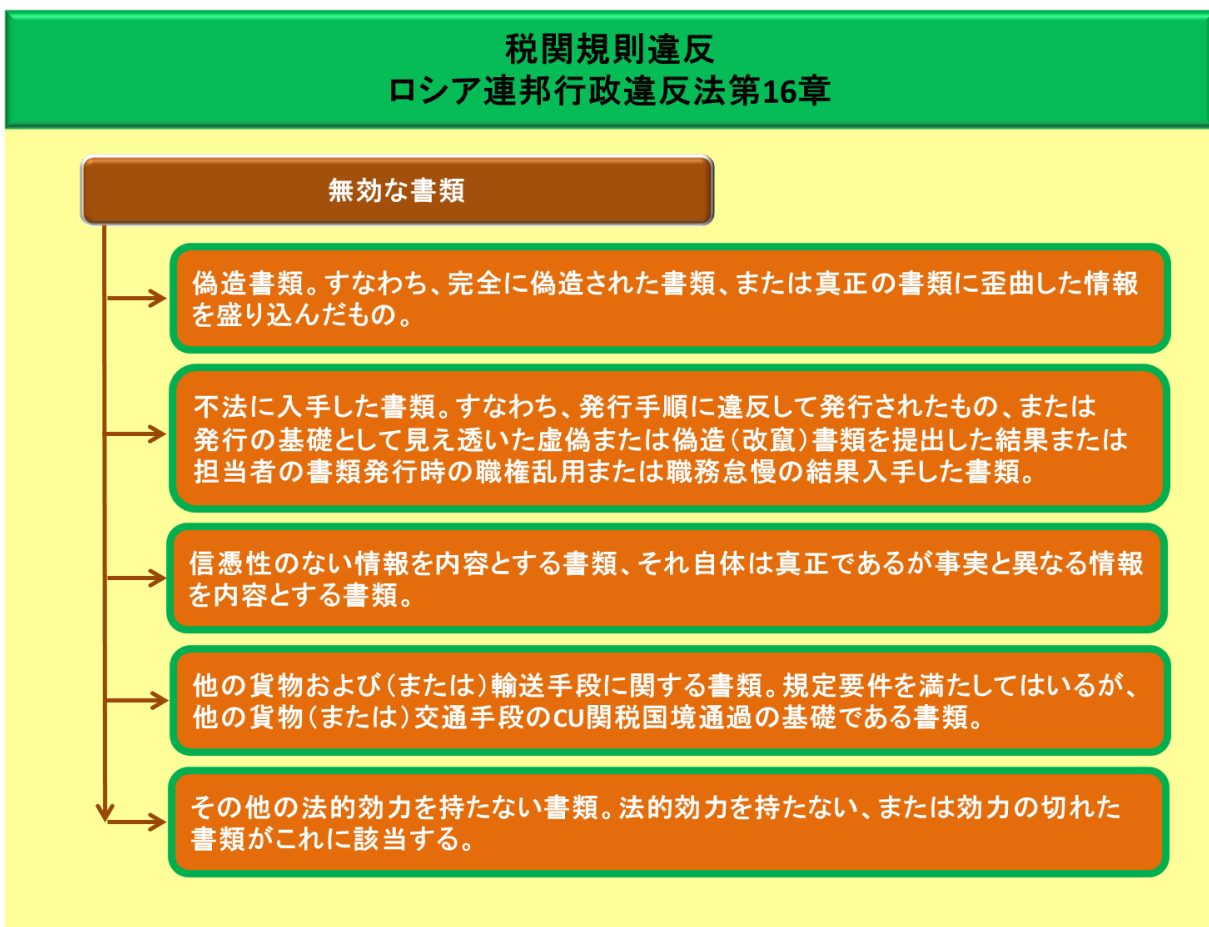
EEU 統一関税特恵システムの利用者である開発途上国や後発開発途上国を原産とする貨物に対する特恵関税は、貨物が原産地基準に適合し、次の条件を同時に満たす場合に供与される：

- 貨物に対し直接仕入直接納品のルールが遵守されていることが書類で確認できること
- 輸入国の税関に税関申告書と原産国証明書（有効期限が切れていないもの、証明書の作成要件に適合して記載されているもの）が提出されていること
- 輸入国、輸出国の双方が行政協力要件を遵守していること

通関分野における行政違反

EEU 加盟国は、EEU 法と EEU 加盟国の法律の遵守を確保する目的で、広く認められている国際法の原則と規範に準拠し、税関が遵守の管理に責任を持つ法律の違反に対する刑事罰と行政罰の特性を確立した。

行政裁判は、対象者を行政罰に問うところの EEU 加盟国の法律に従って行われる。刑事裁判は犯罪が発生した場所で起訴、審議される。犯罪発生場所が特定できない場合は、犯罪の発覚した場所で行われる。ロシア連邦行政違反法は行政法の原則を内容とし、行政罰の種類、その適用規則、全行政管轄機関に共通の行政違反裁判実施手順（保証措置の適用を含む）、量刑決定の実行手順、および違反と連邦レベルで制定された規則要件の不遵守に対する罰則措置の包括的リストを規定している。



行政違反法第 16 章で規定された行政違反に対し、法人を形成せずに企業活動に従事している個人は、法人と同じ行政責任を負う。

行政責任の適用とは、法定手続きの形態で違反と具体的な違反者を特定し、違反者に対し一定の種類 of 行政罰を課することを意味する。具体的な処罰を適用することが可能なのは、国家機関か担当者により処罰の決定がある場合のみである。

税関分野での行政責任の法的基礎となるのはロシア連邦行政違反法典であり、実際には税関規則違反の構成要素、手続き的には税関か担当者の（場合によっては裁判所の）違反に対する処罰の決定（裁定、判決）である。

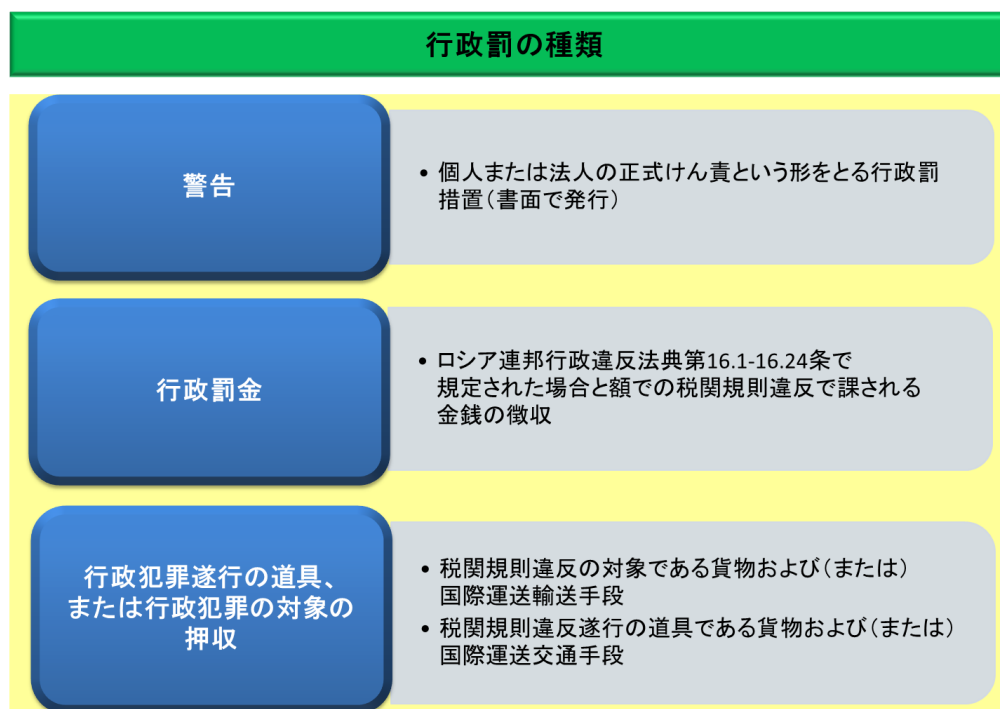
税関分野での行政違反の全般的な特徴が項目ごとに記されている。

税関分野の行政違反には、行政違反法第 16 章に列挙された違反が該当する。

**ロシア連邦行政違反法第16章
「通関分野での行政違反(税関規則違反)」**

条	違反
16.1	貨物または国際輸送交通手段の違法なCU関税国境通過
16.2	無申告または不十分な申告
16.3	CUまたはロシア連邦の保税地域への貨物輸入またはCUまたはロシア連邦の保税地域からの貨物輸出の禁止または制限の不遵守
16.4	個人による現金または金融手段の無申告または不十分な申告
16.5	税関管理地域の管理体制違反
16.6	事故または不可抗力が起きた場合の不対応
16.7	通関業務実施の際、無効な書類の提出
16.8	税関管理下にある船舶またはその他の水上交通手段への繫留
16.9	税関の許可なしでの貨物の不配達、発行(引渡)、喪失、または貨物に関する書類の不配達
16.10	税関通過規則の不遵守
16.11	識別手段の廃棄、除去、変更、置換
16.12	税関申告書または書類や情報の提出期限の不遵守
16.13	税関の許可や通知なしに税関管理下にある貨物に貨物運送業務を行うこと
16.14	貨物の保管開始手順、保管手順、貨物通関業務実施手順の違反
16.15	税関への報告書不提出
16.16	貨物保税蔵置期間の違反
16.17	税関申告書提出前の貨物リリースのために無効な書類を提出
16.18	個人による貨物または交通手段の輸出または逆輸入の不実施
16.19	通関手続きの不遵守
16.20	条件付きでリリースされた貨物の違法使用、または差し押さえられた貨物の違法使用
16.21	貨物の違法な使用、購入、保管、運送
16.22	関税支払い期限違反
16.23	通関分野での違法な活動
16.24	一時輸入された輸送手段への違法なオペレーション

税関分野の行政違反を犯した場合、次の種類の罰が課される。



警告

最も軽い形態の処罰で、税関分野の行政違反者に対し将来の違反を防止する目的とする一種の道徳的作用である。警告が行われるのは、行政違反を犯すのが初めてで、かつ人命や健康、動植物、環境、ロシア国民の文化遺産(歴史・文化的記念物)、国家保安への危害や危害を及ぼす危険、自然災害や人災の危険、並びに資産の損失がない場合である。

警告を行うにあたり、税関分野の行政違反を審理した税関担当者が裁決を下す。警告という形の処罰は違反が発覚した場所で課され、簡素化された手順(議事録を作成しない)で処罰証書という形で手続きされることもある。警告は書面で出される。口頭での警告は処罰とはみなされない。

行政罰金

罰金は最も広く適用される種類の処罰で、それは柔軟かつ効率的に適用可能であることから説明できる。行政罰金は金銭的な処罰で、ルーブル建てで国民(個人)の場合は上限5,000ルーブル、担当者(業務上)の場合は上限5万ルーブル、法人の場合は上限100万ルーブルに設定されている。また、ロシア連邦行政違反法第14.40、14.42条に規定された場合、上限500万ルーブル、または次のような倍数で規定される：

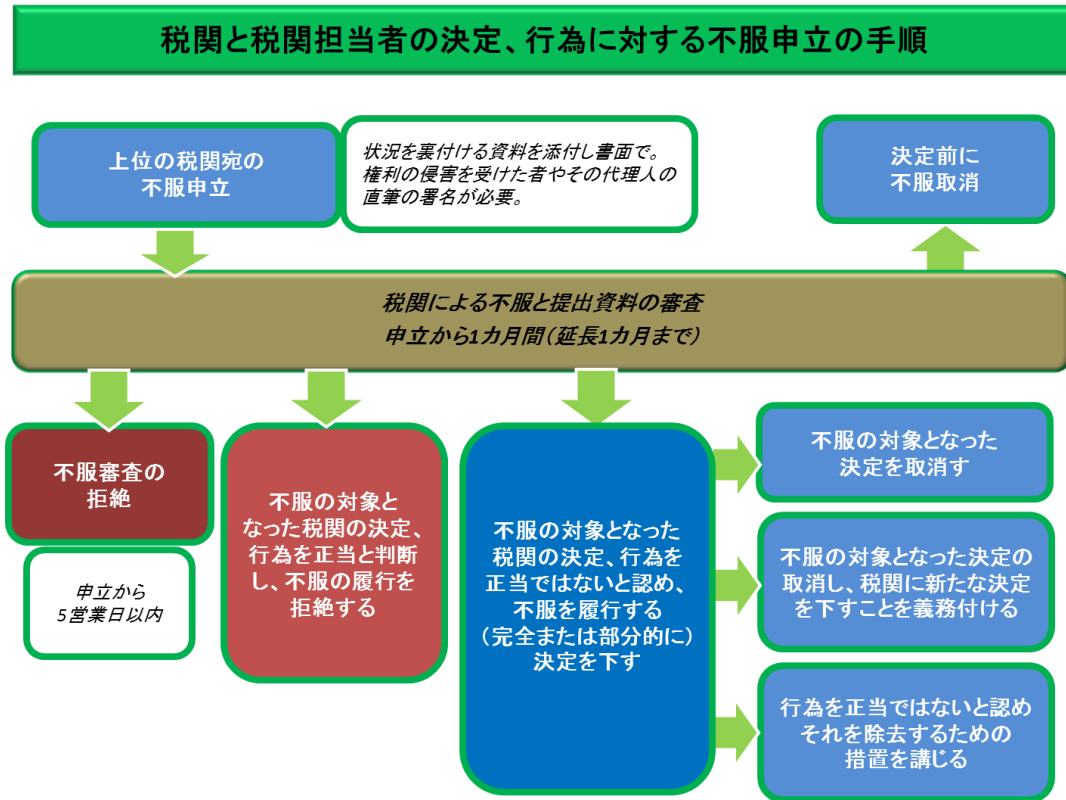
- 関税支払いに関する行政違反の終了または中断時に未払いまたは支払われるべきだった金額、または違法な外国為替オペレーションの金額、または認可銀行の口座に所定の期限までに入金しなかった金額、または認可銀行の口座に期限を違反して入金した金額に、ロシア銀行の借り換えレートを掛けた額、または所定の期限までにロシア連邦に返却されなかった金額、または有価証券・その他資産または法人により違法に譲渡されたり提供されたりした資産的性格のサービスの対価額、または未払いの行政罰金の額
- 違反者が違反を犯した市場で行った商品(労働、サービス)販売の売上額、または違反者が違反を犯した市場で行った商品(労働、サービス)購入の経費額

行政罰金は全額国庫に支払われねばならない。

差し押さえは裁判により決定される。貨物や国際運送交通手段の差し押さえは、それが誰の所有にあるか、所有者が特定されたか否かにかかわらず行われる。この種の処罰は、主要な処罰としても追加の処罰としても適用される。

税関の不当な決定・行為、不作為に対するクレーム手続き

いかなる者でも、税関またはその担当者の決定や行為により自分の権利、自由または法律上の利益が侵害されたり、その実現を妨害されたり、不法に何らかの義務を負わされたと考えるなら、税関またはその担当者の決定や行為に対し不服を申し立てることができる。



税関またはその担当者の決定や行為に対する不服申し立ては、税関または裁判所、商事裁判所宛に行われる。

税関またはその担当者の決定や行為に対する不服申し立てを税関宛にした場合、それにより同様の申し立てを同時にまたはその後裁判所や商事裁判所にするのを妨げない。税関または裁判所、商事裁判所宛に申し立てられた不服は、裁判所、商事裁判所で審理される。

裁判所、商事裁判所に送付された不服の申し立て、審理、解決の手順は、ロシア連邦の民事訴訟法と商事裁判法で規定される。

税関に送られた不服の申し立て、審理、解決の手順は、税関（担当者）の行政違反事件に関する裁定と特別な手順が規定されている税関またはその担当者の決定や行為を除く、全ての税関またはその担当者の決定や行為への不服の場合に適用される。

不服は上位の税関へ直接申し立てることも、税関またはその担当者の決定や行為および税関長が不服の対象となっている税関へ申し立てることもできる。

不服は書面で、状況が確認できる資料を添付して（申立人の希望により）提出され、権利が侵害されたと考える本人またはその代理人が直筆で署名しなくてはならない。決定や行為への不服が申し立てを受けた税関（または税関長）は、不服を添付資料と共に提出後5日以内に上位の税関に回付する。

次の日から3カ月の間に不服を申し立てることができる：

- 権利、自由または法律上の利益が侵害されたり、その実現を妨害されたり、不法に何らかの義務を負わされたことを本人が知った、または知るはずだった日
- 税関または担当者が所定の決定を下す、または所定の行為を行う期間が満了した日

正当な理由があつて不服を申し立てる者が申請期限を逃した場合、その審理権限のある税関により期間が回復される。過ぎた不服申し立て期間の回復は、事実上不服を審理するために受け付けたことを意味する。

税関またはその担当者の決定や行為に対する不服申し立てにあたり、簡素化手順が適応できる。

簡素化手順では、税関または税関ポストの担当者の、価格が150万ルーブル以下の貨物または交通手段1台のロシア連邦への輸入またはロシア連邦からの輸出に関する決定や行為に対する不服申し立てができる。

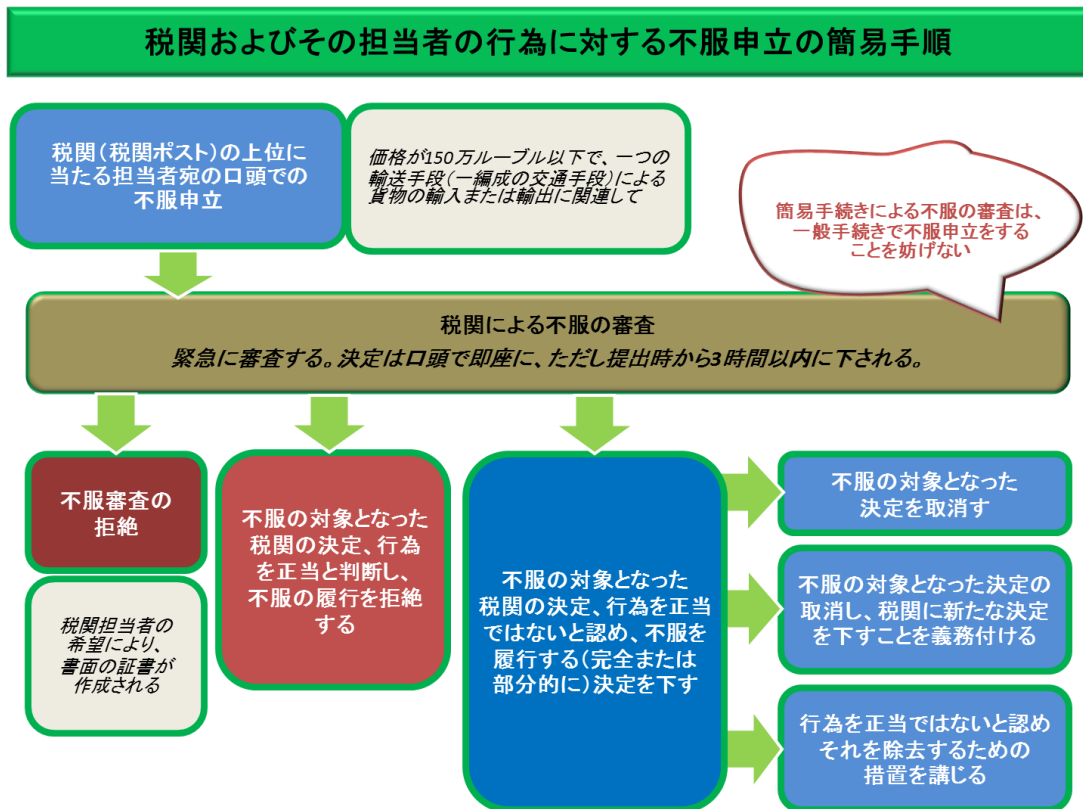
不服申し立ての簡素化手順では、申立人が税関（税関ポスト）担当者の上位の担当者へ口頭で申請できる。税関ポスト長の決定や行為に対する不服申し立ての場合は、税関ポストの活動地域の税関長に申請できる。

簡素化手順による不服申し立ての審理は緊急に行われ、決定は直ちに、ただし提出から3時間以内に下される。

不服申し立てに関する決定は口頭で下される。

不服申請人の希望により、税関の審理担当者により審理証書が簡素化した手順で作成される。不服申し立てを簡素化手順で審理することが拒絶された場合、証書に拒絶理由が記載される。証書のコピーが不服申立人に手渡される。

不服の簡素化手順での審理と決定の採択は、不服申し立てを一般の手順で行うことを妨げない。



添付① 貨物税関申告書様式

貨物税関申告書					A		
2 発送者/輸出者 No	1 申告書		3 様式		4 出荷仕様書		
	5 品目合計		6 貨物総数		7 参照番号		
	8 受取人 No		9 財政整理担当者 番号				
	10 最初届け国		11 販売国		12 課税価格総額		
	13 最終発送国						
	14 申告者 No		15 発送/輸出国		15 発送/輸出国番号		
			16 原産国		17 届け国番号		
			17 届け国				
	18 出発/到着時の交通手段の識別及び登録国		19 コンテナ		20 納品条件		
	21 貨物搭載交通手段の国境での識別と登録国		22 通過及び請求総額		23 通貨レート		
24 取引の性格		25 国境での交通手段の種類		26 国内での交通手段の種類			
27 積/降の場所		28 財政及び銀行の情報					
29 出国/入国の機関		30 商品の所在地					
31 貨物品目及び商品説明		32 商品 No		33 商品コード			
		34 原産国コード		35 総重量(kg)			
		36 特産					
		37 手続		38 正味重量(kg)			
		39 割当て					
		40 総合申告書/前期書類					
		41 追加単位		42 商品価格			
		43 価格計算方式		45 課税価格			
44 追加情報/提出書類		46 統計単価					
47 支払計算		種類		価格基礎			
		税率		合計			
		CP		48 延払い			
		49 倉庫必須項目					
		合計:		B 計算詳細			
51 通過の予測される機関(及び国)				C			
52 保証有効				コード			
				53 仕向け国機関(及び国名)			
D				54 場所と日付			
結果:							
封印:							
番号:							
届け期間(日付):							
署名:							

貨物税関申告書への追加シート

A										
# 1 申告書										
# 発送者/輸出者 8 受取人 #										
3様式										
31 貨物品目及び商品説明	識別コード及び個数・コンテナ番号・個数及び特性				#	32商品	33商品コード			
					a	b	34 原産国コード	35 総重量(kg)		36 特恵
							37 手続き	38 正味重量(kg)		39 割当て
							40 総合申告書/前期書類			
							41 追加単位	42 商品価格		43 価格計算方式
44 追加情報/提出書類								45 課税価格		
								46 統計価格		
31 貨物品目及び商品説明	識別コード及び個数・コンテナ番号・個数及び特性				#	32商品	33商品コード			
					a	b	34 原産国コード	35 総重量(kg)		36 特恵
							37 手続き	38 正味重量(kg)		39 割当て
							40 総合申告書/前期書類			
							41 追加単位	42 商品価格		43 価格計算方式
44 追加情報/提出書類								45 課税価格		
								46 統計価格		
31 貨物品目及び商品説明	識別コード及び個数・コンテナ番号・個数及び特性				#	32商品	33商品コード			
					a	b	34 原産国コード	35 総重量(kg)		36 特恵
							37 手続き	38 正味重量(kg)		39 割当て
							40 総合申告書/前期書類			
							41 追加単位	42 商品価格		43 価格計算方式
44 追加情報/提出書類								45 課税価格		
								46 統計価格		
47 支払計算	種類	価格基盤	税率	合計	支払方法	種類	価格基盤	税率	合計	支払方法
貨物1 合計:					貨物2 合計:					
種類	価格基盤	税率	合計	支払方法	種類	合計	支払方法	← 合計		
貨物3 合計:					合計:					
C										

添付② 通過税関申告書様式

				A 発送/輸出機関	
1		2 発送者/輸出者 No.		3 様式	
				4 出荷仕様書	
		5 品目合計		6 貨物総数	
		8 受取人		No.	
		No.		15 発送/輸出国	
				17 届け国	
		18 出発/到着時の交通手段の識別及び登録国		19. コンテナ	
21 貨物搭載交通機関の国境での識別と登録国		22 通貨及び請求総額			
		25 国境での輸送手段の種類			
31 識別コード及び個数・コンテナ番号・個数及び特 性		32 商品		33 商品コード	
貨物品目及 び 商品説明				35 総重量(kg)	
				40 総合申告書 前期書類	
		41 追加単位		42 通貨及び商品価格	
44 追加情報/ 提出書類				DIコード	
55 積み替え		場所及び国: 新しい交通手段の識別及び登録国		場所及び国: 新しい交通手段の識別及び登録国	
		コンテナ		(1)新コンテナ番号	
				コンテナ	
				(1)新コンテナ番号	
		(1)はいの場合 1、いいえの場合 0 を記入		(1)はいの場合 1、いいえの場合 0 を記入	
F 管轄機関の 新封印番号:		形式:		新封印: 番号:	
署名:		捺印:		署名:	
50 本人		No		署名	
				発送/輸出機関	
提出済: 場所と日付:					
52 保証		コード		53 仕向け国機関(及び国名)	
発送/仕向先機関の欄		捺印:		仕向先機関管理	
結果:		到着日:		一部返却済	
封印:		番号:		日付	
形式:		所見:		登録後	
通過期間(日付):				登録番号	
署名:		署名:		捺印:	

通過申告書用追加シート

				A 発送/輸出機関	
2 発送者/輸出者		8 受取人		1 申告書	
				3 様式	
31 貨物品目及び商品説明	識別コード及び個数・コンテナ番号・個数及び特性			32 商品	33 商品コード
				IN	
					35 総重量(kg)
					40. 総合申告書/前期書類
44 追加情報/提出書類/証明書/許可証				41 追加単位	42 通貨及び商品価格
					DIコード
31 貨物品目及び商品説明	識別コード及び個数・コンテナ番号・個数及び特性			32 商品	33 商品コード
				IN	
					35 総重量(kg)
					40. 総合申告書/前期書類
44 追加情報/提出書類/証明書/許可証				41 追加単位	42 通貨及び商品価格
					DIコード
31 貨物品目及び商品説明	識別コード及び個数・コンテナ番号・個数及び特性			32 商品	33 商品コード
				IN	
					35 総重量(kg)
					総合申告書/前期書類
44 追加情報/提出書類/証明書/許可証				41 追加単位	42 通貨及び商品価格
					DIコード

添付③ 輸送手段税関申告書様式

輸送手段税関申告書

1. 輸入 - <input type="checkbox"/> 輸出 - <input type="checkbox"/>		2. 登録番号 №		
3. 交通手段				
メーカー、車種	形式	登録番号	登録国	識別番号
4. 貨物運送実施者 交通手段使用責任者				
5. ルート		6. 乗務員		
7. 乗客		8. 予備品		9. 貨物に関する 情報
有 - <input type="checkbox"/>		有 - <input type="checkbox"/>		有 - <input type="checkbox"/>
無 - <input type="checkbox"/>		無 - <input type="checkbox"/>		無 - <input type="checkbox"/>
10. 部品、機器				
有 - <input type="checkbox"/> 無 - <input type="checkbox"/>				
11. 輸入/輸出の目的		12. 追加情報		
13. 情報申告者署名 _____ 記入日 _____				
税関管理				
A 一時輸入（輸出）手続き税関	B 一時輸入（輸出）手続き税関		C 中間税関	
輸送機関税関申告書登録日	輸送機関税関申告書登録日		通関手続き実施日	
税関管理の形式	税関管理の形式		一時輸入期間延長	
一時輸入期間				
特記事項	特記事項		特記事項	

添付④ 課税価格申告書様式

ロシア連邦

課税価格申告書
様式DCV-1

1 販売者	税関所見欄
2 (a) 購入者	
2 (b) 申告者	
3 納品条件	
重要情報 関税同盟関税基本法第65条により、申告人または通関業者は課税価格申告書に記載された 信憑性のない情報に対する責任を負う。	4 請求書番号と日付
	5 契約番号と日付
6 7-9欄で適用される、以前税関が採択した決定の書類番号と日付	
7 (a) 販売者と購入者の間にロシア連邦法「関税率について」第5条1項2に規定された相互関係がありますか？ いいえの場合は8欄へ	
<p style="text-align: right;">該当する方にX印 <input checked="" type="checkbox"/></p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
(b) 販売者と購入者の相互関係による価格への影響がありましたか？	
<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
(c) 輸入貨物の取引価格が「関税率に関する」ロシア連邦法第19条4項で規定された可能性のある検査用値の一つに近いですか？ はいの場合は詳細を記載してください。	
<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
8 (a) 次の制限を例外として、販売者の貨物使用・処分権に制限がありますか？	
<ul style="list-style-type: none"> - ロシア連邦の法律や、大統領令、法令で規定されたもの 並びに、ロシア連邦政府決定及び指示で規定されたもの 並びに、行政府の連邦機関の規則で規定されたもの； - 貨物転売先地域の地理的な制限； - 貨物の価格に大きな影響はない。 <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
(b) 商品販売や商品価格が、評価対象貨物の価格への影響が数量的に特定できない条件又は義務の遵守の影響を受けていますか？	
<p>そのような条件又は義務の種類と内容、及び評価価格計算を記載してください。</p> <p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>そのような条件や義務の商品価格への影響が数量的に特定できる場合、金額を116欄に記入。</p>	
9 (a) 評価対象貨物に対する知的財産権対象物の使用料で、それを購入者が直接又は間接的に商品販売条件として支払わねばならない 使用料の支払いが予定されていますか(ロシア連邦内での再生料は以外)？	
<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
(b) 今後の貨物販売、処分、その他の方法、又は貨物の使用の結果得られる収入の一部が直接又は間接的に販売者に支払われる際の 商品販売が影響されていますか？	
<p style="text-align: right;"><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>	
(a) 及び/又は (b) で回答が「はい」の場合、条件を15欄に記載し、16欄にそれに当たる金額を算出してください。	
* 次の場合には、当事者間に相互関係があるとみなされる： (a) 個々の当事者が他者が設立した団体の従業員と幹部である場合； (b) 両者がビジネスパートナーである場合、つまり、利益獲得を目的とした契約関係で結ばれており、共通の活動に関わる経費と損失を共同で負担する場合； (c) 両者が雇用主と従業員である場合； (d) いずれか一方が両者の発行した決議券付き株式の5%以上を直接又は間接的に所有している、両者の発行した決議券付き株式の5%以上をコントロールしている、又は決議券付き株式の5%以上の名目保持者である場合； (e) 当事者の一方が直接または間接的に他者をコントロールしている場合； (f) 両者が直接又は間接的に他者にコントロールされている場合； (g) 両者が一緒に直接又は間接的に他者をコントロールしている場合； (h) 両者が婚姻関係、姻戚関係、又は養親と養子、後見人と被後見人の関係にある場合。 相互関係があるという事実自体は、貨物課税価格の特定のために取引価格が受け入れられないと認定する根拠にはなり得ない（ロシア連邦法「関税率について」第19条3項）。	10 (a) 追加シート枚数
	10 (b) 場所、日付、署名、捺印

税関所見欄		商品番号	商品番号	商品番号
		HSコード	HSコード	HSコード
A. 計算基盤	11 (a) 貨物に対し事実上支払済又は支払い予定の価格を請求書の通貨建て 国の通貨建て (換算レート _____)			
	(b) 間接的支払 (条件又は義務) を国の通貨建て - 8 (b) 欄参照 換算レート _____)			
	12 A合計 国の通貨建て			
	B. 追加計上: A*に含まれない国の通貨建て 経費			
13 購入者経費: (a) 仲介人 (代理人)、ブローカー報酬 (商品購入費は除く) (b) 容器及び包装				
14 評価対象の貨物を関税同盟の保税地域への輸出するための製造又は販売と関連して、購入者により無料で又は値下げして直接または間接的に提供され、事実上支払い済み又は支払い予定の価格に含まれない金額で、相応な方法で配分された以下の商品及びサービスの価格: (a) 原料、材料、部品、半加工品、その他の輸入貨物を構成する物品 (b) 道具、スタンプ、型、その他の輸入貨物製造に使用された物品 (c) 輸入貨物製造の過程で使用した消耗品 (d) 設計、開発、建設作業、美術設計、デザイン、図案、製図など関税同盟の保税地域外で行われた輸入貨物製造に必要な作業				
15 知的財産対象物の使用に対するライセンス料その他同様の支払い - 9 (a) 欄参照				
16 その後の販売、処分、その他の方法で受領した収入 (売上) の一部、又は直接・間接的に販売者に起因する購入者による貨物の使用 - 9 (b) 欄参照				
17 _____ までの貨物の運送 (交通) 費 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入)				
18 貨物の積み降ろし積み替え、その他 _____ までの運送に関わるオペレーション費用 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入)				
19 17-18 欄に記載されたオペレーションと関連する保険料				
20 B合計 国の通貨建て				
C. 控除: A*に含まれる国の通貨建て 経費*	21 輸入貨物の関税同盟の保税地域到着後に実施された建設、興陸、組立、取付、サービス又は技術協力の費用			
	22 輸入貨物の関税同盟の保税地域到着後の運送 (交通) 費			
	23 関税同盟の保税地域で貨物の輸入、又は輸入貨物の販売と関連して支払われる関税、税金、料金			
	24 C合計 国の通貨建て			
25 申告税関課税価格 (A + B - C) (a) 国の通貨建て (b) US\$建て (換算レート _____)				
*金額が外貨で支払われた場合、ここに貨物及び構成要素ごとの外貨価格と換算レートを記載すること。				
商品番号とポジション		通貨コード	金額	換算レート
追加情報		署名、捺印		

1 販売者 (納品者)	税関所見欄
2 (a) 購入者 (受取人)	
2 (b) 申告人	
3 納品条件	
重要情報 関税同盟関税基本法第65条により、申告人または通関業者は課税価格申告書に記載された信憑性のない情報に対する責任を負う。	4 納品 となる書類の種類、番号、日付
5 4欄に記載のある書類による、以前輸入された貨物に関する (税関/裁判所の) 決定番号と日付	
6 申告対象貨物の課税価格特定方法	正しいものにX印を付ける
(a) 同一の商品の取引価格による (方法 2)	<input type="checkbox"/>
(b) 同様の商品の取引価格による (方法 3)	<input type="checkbox"/>
(c) 減産法 (方法 4)	<input type="checkbox"/>
(d) 加算方 (方法 5)	<input type="checkbox"/>
(e) * 予備の方法で (方法 6)	<input type="checkbox"/>
(f) 予備の方法で(方法6)輸入貨物の取引価格を基盤にして (方法 1)	<input type="checkbox"/>
(g) 様々な方法で(様々な商品に対し、様々な方法が用いられる場合)	<input type="checkbox"/>
7 以前の課税価格特定方法が適用できない理由	
8 提出情報を確認するために提出された主要書類の名称と必須項目	
* 関税同盟の関税国境を通過する貨物の課税価格特定に関する協定(2008年1月25日付)第10条による、方法 6 を用いた課税価格特定の基盤として、次のものを使用できる： - 関税同盟の関税地域で製造された商品の関税同盟内市場の価格； - 2つの方法で特定された課税価格のうち、高い方を採用するシステム； - 輸出国の国内市場での商品価格； - 同一又は同様の商品用に特定された計算価格に含まれない其他経費； - 輸出国から第三国に納品される商品の価格； - 最低課税価格； - 任意又は架空の価格	9 追加シートの日付
	10 場所、日付、署名、捺印

税関所見欄		商品番号	商品番号	商品番号
		HSコード	HSコード	HSコード
A. 計算基盤	11 同一/同様の商品の取引価格を国の通貨建て			
B. 取引価格の修正 (+/-)*	12 (a) 数量の修正 (-)			
	(b) 商用レベルの修正 (-)			
	(c) _____ までの貨物の運送 (交通) 費の差額修正 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入) (-)			
	(d) 貨物の積み降ろし積み替え、その他 _____ までの運送に関わるオペレーション費用の差額修正 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入) (-)			
	(e) 12C, 12D欄に記載されたオペレーションと関連する保険料の差額修正 (-)			
	13 12欄合計 国の通貨建て			
	14 (a) 数量の修正(+)			
	(b) 商用レベルの修正(+)			
	(c) _____ までの貨物の運送 (交通) 費の差額修正 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入) (+)			
	(d) 貨物の積み降ろし積み替え、その他 _____ までの運送に関わるオペレーション費用の差額修正 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入) (+)			
(e) 14C, 14D欄に記載されたオペレーションと関連する保険料の差額修正(+)				
15 14欄合計 国の通貨建て				
16 修正を考慮した取引価格 (11 - 13 + 15) 国の通貨建て				
17 数量				
(a) 同一/同様の商品				
(b) 評価対象貨物				
18 評価対象貨物の課税価格 (16*17b/17a)又は(16)				
(a) 国の通貨建て				
(b)) US\$建て (換算レート _____)				
*金額が外貨で支払われた場合、ここに貨物及び構成要素ごとの外貨価格と換算レートを記載すること。				
商品番号とポジション	通貨コード	金額	換算レート	
追加情報			署名、捺印	

税関所見欄		商品番号	商品番号	商品番号
		HSコード	HSコード	HSコード
A. 計算基盤	11 関税同盟関税地域で販売を行う者の関係者ではない者に対し販売する場合の、同一/同様の商品の取引価格（国の通貨建て）			
	B. セクションAに含まれる金額の控除（商品1個につき計算）	12 仲介人（代理人）報酬、又は利益獲得や営業経費や管理費カバーするために通常価格に上乘せする金額		
		13 運送（輸送）、保険、その他の税関同盟保税地域で行われる同種のオペレーションにかかる経費		
		14 関税同盟の保税地域への貨物輸入、又は関税同盟加盟国内での販売に関わり課される関税、税金、料金。関税同盟加盟国の主体の税金・料金及び地方税・料金を含む。		
	15 加工（処理）の結果付加された価格			
	16 B合計 国の通貨建て（欄12～15）			
17 評価対象貨物個数				
18 申告貨物課税価格 (11 -16) x 17				
(a) 国の通貨建て				
(b) US\$建て (換算レート _____)				
追加情報		署名、捺印		

税関所見欄		商品番号	商品番号	商品番号
		HSコード	HSコード	HSコード
A 計算基盤*	11 製造業者の材料製作/購入経費、及び製造コスト、その他の輸入貨物製造に関する費用で、次のものを含む:			
	a) 容器や包装の費用			
	b) 設計、開発、建設作業、美術設計、デザイン、圖案製図など関税同盟の保税地域外で行われた評価対象貨物製造に必要な費用を製造業者が支払った範囲で。			
	12 輸入貨物の製造に必要な費用で次のものを含む: 評価対象の貨物を関税同盟の保税地域への輸出するための製造又は販売と関連して、購入者により無料で又は値下げして直接又は間接的に提供され、事実上支払い済み又は支払い予定の価格に含まれない金額で、相応な方法で配分された以下の商品及びサービスの価格: (a) 原料、材料、部品、半加工品、その他の輸入貨物を構成する物品			
	(b) 道具、スタンプ、型、その他の輸入貨物製造に使用された物品			
	(c) 輸入貨物製造の過程で使用した消耗品			
	(d) 設計、開発、建設作業、美術設計、デザイン、圖案、製図など関税同盟の保税地域外で行われた輸入貨物製造に必要な作業			
	13 利益と営業経費・管理費の金額			
	14 _____ までの貨物の運送（交通）費（関税同盟の保税地域の到着地名を記入）			
	15 貨物の積み降ろし積み替え、その他 _____ までの運送に関わるオペレーション費用（関税同盟の保税地域の到着地名を記入）			
16 14-15欄に記載されたオペレーションと関連する保険料				
17 評価対象貨物の課税価格（11～16欄の合計）				
a) 関税同盟加盟国の通貨建て				
b) US\$建て (換算レート _____)				
*金額が外貨で支払われた場合、ここに貨物及び構成要素ごとの外貨価格と換算レートを記載すること。				
商品番号とポジション		通貨コード	金額	換算レート
追加情報			署名、捺印	

税関所見欄		商品番号	商品番号	商品番号	
		HSコード	HSコード	HSコード	
A 計算基礎*	11 (a) 貨物に対し事実上支払い済み又は支払い予定の価格、又は売買契約とは異なる契約により移動する貨物の価格 (請求書の通貨建て)				
	国の通貨建て (換算レート _____)				
	(b) 間接的支払 (条件又は義務) を国の通貨建て (換算レート _____)				
	12 A 合計 国の通貨建て				
B 追加計上: A に含まれない国の通貨建て経費	13 13 購入者経費: (a) 仲介人 (代理人)、ブローカー報酬 (商品購入費は除く) (b) 容器及び包装				
	14 14 評価対象の貨物を関税同盟の保税地域への輸出するための製造又は販売と関連して、購入者により無料で又は値下げして直接又は間接的に提供され、事実上支払い済み又は支払い予定の価格に含まれない金額で、相応な方法で配分された以下の商品及びサービスの価格: (a) 原料、材料、部品、半加工品、その他の輸入貨物を構成する物品 (b) 道具、スタンプ、型、その他の輸入貨物製造に使用された物品 (c) 輸入貨物製造の過程で使用した消耗品 (d) 設計、開発、建設作業、美術設計、デザイン、図案、製図など関税同盟の保税地域外で行われた輸入貨物製造に必要な作業				
	15 15 知的財産対象物の使用に対するライセンス料その他同様の支払い - 9 (a) 欄参照				
	16 16 その後の販売、処分、その他の方法で受領した収入 (売上) の一部、又は直接・間接的に販売者に起因する購入者による貨物の使用 - 9 (b) 欄参照				
	17 17 _____ までの貨物の運送 (交通) 費 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入)				
	18 18 貨物の積み降ろし積み替え、その他 _____ までの運送に関わるオペレーション費用 (関税同盟の保税地域の到着地名を記入)				
	19 19 17-18 欄に記載されたオペレーションと関連する保険料				
	20 20 B 合計 国の通貨建て				
	C 控除: A に含まれる国の通貨建て経費*	21 21 輸入貨物の関税同盟の保税地域到着後に実施された建設、興隆、組立、取付、サービス又は技術協力の費用			
		22 22 輸入貨物の関税同盟の保税地域到着後の運送 (交通) 費			
23 23 関税同盟の保税地域で貨物の輸入、又は輸入貨物の販売と関連して支払われる関税、税金、料金					
	24 24 C 合計 国の通貨建て				
25 申告税関課税価格 (A + B - C)					
(a) 国の通貨建て					
(b) US\$ 建て (換算レート _____)					
*金額が外貨で支払われた場合、ここに貨物及び構成要素ごとの外貨価格と換算レートを記載すること。					
商品番号とポジション		通貨コード		金額 換算レート	
追加情報				署名、捺印	

添付⑤ 補正貨物申告書様式

補正貨物税関申告書様式 (CDG1)					A						
2 発送者/輸出者 N <input type="checkbox"/>					1 申告書						
					3 様式	4 出荷仕様書					
					5 品目合計		6 貨物総数	7 参照番号			
8 受取人 N					9 財政整理担当者 N						
					10 最初届け国 / 最終発送国		11 販売国	12 課税価格総額	13 ECU		
14 申告者 N					15 発送/輸出国			15 発送/輸出国番号 a b	17 届け国番号 a b		
					16 原産国			17 届け国			
18 出発/到着時の輸送手段の識別及び登録国					19 コンテナ	20 納品条件					
21 貨物搭載輸送機関の国境での識別と登録国					22 通貨及び請求総額		23 通貨レート	24 取引の性格			
25 国境での輸送手段の種類		26 国内での輸送手段の種類		27 積/降の場所		28 財政及び銀行の情報					
29 出国/入国の機関					30 商品の所在地						
31 貨物品目及び商品説明					32 商品番号	33 商品コード					
					34 原産国コード a b		35 総重量 (kg)	36 特恵			
					37 手続き		38 正味重量 (kg)	39 割当て			
					40 総合申告書/前期書類						
					41 追加単位		42 商品価格	43 価格計算			
44 追加情報/提出書類					45 課税価格						
					46 統計価格						
47 支払計算					48 延払い		49 倉庫必須項目				
種類 価格基盤 税率 合計 CP 補正前合計					計算詳細						
					種類	合計	補正前合計	変化	振込依頼書の日付/番号		
徴収 (返却)総額、ルーブル					返却 (徴収)総額、ルーブル						
50 本人 番					署名: C						
51 通貨の予測される機関 (及び国) 提出 場所と日付:											
52 保証有効					コード		53 仕向け国機関 (及び国名)				
D					印鑑:		54 場所と日付:				

ロシア通関実務基礎マニュアル

2016年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2016 JETRO. All rights reserved.